

令和元年12月

指宿市議会会議録

第4回定例会

指宿市議会会議録目次

令和元年第4回市議会定例会

会期日程	1
12月3日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	4
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第63号～議案第70号（決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）	6
議案第99号～議案第113号一括上程	23
提案理由説明	23
議案第99号～議案第113号（質疑，委員会付託）	38
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	38
散 会	38
12月18日	
議事日程	39
本日の会議に付した事件	39
出席議員	39
欠席議員	39
地方自治法第121条の規定による出席者	39
職務のため出席した事務局職員	40
開 議	41
会議録署名議員の指名	41
一般質問	41
吉 村 重 則 議員	41
1. かいもん荘跡地活用について	
2. 地熱開発について	
3. 国保税について	
4. 小学校の再編について	
恒 吉 太 吾 議員	55

1. 子育てのしやすいまちづくりについて	
2. 指宿市版DMOについて	
井元伸明議員	68
1. 農業問題について	
2. かいもん荘跡地活用事業について	
3. 地熱開発について	
西森三義議員	79
1. 農業振興策について	
2. なのはな館について	
3. サッカー場活用について	
4. 地熱の恵み活用プロジェクトについて	
5. 指宿駅前の活性化について	
6. ふるさと納税について	
東勝義議員	95
1. ふるさと納税制度について	
2. 市営陸上競技場の活用について	
延会	109

12月19日

議事日程	111
本日の会議に付した事件	111
出席議員	111
欠席議員	111
地方自治法第121条の規定による出席者	111
職務のため出席した事務局職員	112
開議	113
会議録署名議員の指名	113
一般質問	113
前之園正和議員	113
1. 地熱発電等をめぐる諸問題について	
2. 政治姿勢について	
新川床金春議員	131
1. かいもん荘跡地について	
2. 国民健康保険税について	
3. 地熱発電事業について	
4. サル由来のBウイルス問題について	
高田チヨ子議員	144
1. 安心・安全な生活のために	

2. 保育について	
3. 防災対策について	
散 会	155

12月25日

議事日程	156
本日の会議に付した事件	157
出席議員	157
欠席議員	157
地方自治法第121条の規定による出席者	158
職務のため出席した事務局職員	158
開 議	159
会議録署名議員の指名	159
議案第102号～議案第104号（委員長報告，質疑，討論，表決）	159
議案第101号，議案第105号及び議案第106号（委員長報告，質疑，討論，表決）	160
議案第99号及び議案第100号（委員長報告，質疑，討論，表決）	165
議案第107号（委員長報告，質疑，討論，表決）	167
議案第112号及び議案第113号（委員長報告，質疑，討論，表決）	173
議案第108号～議案第110号（委員長報告，質疑，討論，表決）	174
議案第111号（委員長報告，質疑，討論，表決）	175
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	176
議案第114号～議案第121号一括上程	177
提案理由説明	177
議案第114号～議案第121号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	184
意見書案第3号上程	186
提案理由説明	186
意見書案第3号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	187
議員派遣の件	189
閉議及び閉会	189

参考資料

議員派遣書	191
-------	-----

第 4 回 定 例 会

令和元年 12 月議会

令和元年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 23日間（12月3日～12月25日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
12月3日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第63号～議案第70号 (決算特別委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・議案第99号～議案第113号一括上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託) ・新たに受理した陳情上程 (委員会付託)
4日	水	休 会	一般質問の通告限 (12時)
5日	木	〃	総務水道委員会 (10時開会)
6日	金	〃	文教厚生委員会 (10時開会)
7日	土	〃	
8日	日	〃	
9日	月	〃	産業建設委員会 (10時開会)
10日	火	〃	
11日	水	〃	
12日	木	〃	
13日	金	〃	
14日	土	〃	
15日	日	〃	
16日	月	〃	
17日	火	〃	
18日	水	本会議	一般質問
19日	木	〃	一般質問
20日	金	休 会	
21日	土	〃	
22日	日	〃	
23日	月	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限 (12時)
24日	火	〃	
25日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第99号～議案第113号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・審査を終了した陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・議案第114号～議案第121号一括上程

			<p>(議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</p> <ul style="list-style-type: none">・意見書案第3号上程 <p>(説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</p> <ul style="list-style-type: none">・議員派遣の件
--	--	--	--

第 4 回 定 例 会

令和元年 12 月 3 日

(第 1 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和元年12月3日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第63号 平成30年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第64号 平成30年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第65号 平成30年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第66号 平成30年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第67号 平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第68号 平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第69号 平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第70号 平成30年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第11 議案第99号 字の区域の変更について
- 日程第12 議案第100号 いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第101号 指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第102号 指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第103号 指宿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第104号 指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第105号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第106号 指宿市立公民館条例の一部改正について

- 日程第19 議案第107号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第20 議案第108号 令和元年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第109号 令和元年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第110号 令和元年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第111号 令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第112号 令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第113号 令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 新たに受理した陳情上程

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 17 番 議 員 | 木 原 繁 昭 | 18 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 19 番 議 員 | 新川床 金 春 | 21 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長     | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長    | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長    | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長    | 川 路 潔   | 農 政 部 長   | 田之上 辰 浩 |
| 建 設 部 長   | 山 崎 一 磨 | 教 育 部 長   | 下 吉 一 宏 |
| 水道事業部長    | 井 手 久 成 | 山 川 支 所 長 | 前 蘭 佳 生 |
| 開 聞 支 所 長 | 今 村 将 吾 | 総 務 部 参 与 | 中 村 孝   |
| 総 務 部 参 与 | 谷 口 澄 子 | 建 設 部 参 与 | 荻 定 治   |
| 総 務 課 長   | 鶴 窪 誠 作 | 税 務 課 長   | 西 村 里 志 |
| 社会教育課長    | 野 元 伸 浩 |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 上 田 薫   | 次長兼議事係長   | 木 下 英 城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平 畑 卓 哉 | 議 事 係 主 査 | 上 玉 利 享 |

**△ 開会及び開議**

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和元年第4回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

**△ 会議録署名議員の指名**

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、吉村重則議員及び前之園正和議員を指名いたします。

**△ 会期の決定**

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月25日までの23日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月25日までの23日間と決定いたしました。

**△ 議案第63号～議案第70号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）**

○議長（福永徳郎） 次は、日程第3、議案第63号、平成30年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第10、議案第70号、令和30年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（新宮領實） おはようございます。決算特別委員会に付託されました、議案第63号、平成30年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第70号、平成30年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案について、10月21日、10月23日から10月25日まで及び10月28日の延べ5日間の日程で、関係課職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、審査に当たり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、執行効果が上がり、住民の福祉向上に寄与したかどうかなどの観点から審査を行い、また、池田湖周辺観光施設整備、唐船峡そうめん流し施設維持管理、徳光分団消防ポンプ自動車更新及び消防車庫新設工事など、6か所の現地調査も行い、慎重に審査をいたしました。その結果、議案第

67号から議案第69号までの3議案及び議案第70号のうち、平成30年度指宿市水道事業会計決算の認定については、いずれも全員一致をもって認定すべきものと決しました。また、議案第70号のうち、剰余金処分については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、議案第63号については、反対討論として、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設などの指定管理者がいろいろな問題があったにも関わらず、引き続き株式会社セイカスポーツセンターに決定し、予算執行が同社に対してなされています。同社が指定管理者としてやってきた中で、必要な県や市への書類提出を怠ったり、あるいは遅れたりしたことも明らかになり、配管設備に関するものや、その他必要な書類も残っていない。適正な水質検査という点でも問題がある。複数年度にわたって通常では考えられない予算、決算になっている。これらは単なる間違いという域を越えて、体質の問題、根本的な問題であり、指定管理者の資質や資格にも関わる重要な問題でありました。指定管理者として適切でないと判断するに十分でありました。また、平成30年度は、一時凍結されていた地熱発電計画が再び動き出した年度です。その根拠とされたのは、市長が選挙で再選され、地熱発電が市民の理解を得たというものでした。しかし、市長選挙では地熱発電のことは争点になっておらず、市民の理解を得たとの根拠にはなっていませんでした。その結果が、JOGMECから地域との共生がなされていないとして不採択の判断となりました。地熱発電計画に伴う支出を容認することはできません。以上のようなことから、本議案に反対をいたします。などがあり、起立採決の結果、可否同数となり、委員長において不認定と決しました。

次に、議案第64号については、反対討論として一般会計からの法定外繰入は、平成29年度が約2億円だったのに比べて、平成30年度は1億5,000万円でした。平成29年度並みに繰り入れれば、1世帯6千円の国保税引き下げができたわけであります。被保険者の負担を軽くするための予算を組み、執行すべきであったという観点から、この決算に反対をいたします。というものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

次に、議案第65号については、反対討論として、後期高齢者医療制度は、高い負担を押し付け、診療報酬も別立てにすることで差別医療を押し付けるものとなっています。廃止を求める立場から本議案に反対いたします。というものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

次に、議案第66号については、反対討論として、平成30年度は介護保険条例の一部改正が行われ、基準額で6万800円が7万2千円に引き上げられました。制度の充実改善のためには、国や自治体の公費負担を大幅に増やすことが必要です。保険料が引き上げられ執行された本議案に反対します。というものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑・意見について、議案ごとに申し上げます。

議案第63号、平成30年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。  
まず、市長公室所管分について申し上げます。

株式会社新日本科学から地熱資源活用事業計画が示されたのはいつになるのですかとの質疑に対し、最初の地表調査は、平成27年度に申請があります。調査井の掘削については、11月に調和のとれた地熱活用協議会が開かれていますので、その協議会が開かれる約2週間前が締め切りになっています。そこで申請が市に出されるという流れになっていますとの答弁でした。

平成30年11月30日に開催した協議会で審議した結果を踏まえ、同意といったことになっています。これの2週間前ぐらいに締め切りだったので、文書の発令日が12月5日になっていますので、申請があつてから同意の文書を出すまで20日間。その間で、地下資源への影響はないという判断に至ったのですかとの質疑に対し、協議会が開かれて審議がされたという事実があります。その中で、今回の分については、次の段階の話ではなくて、調査井の中で地下の地表調査の裏付け、そういったものをしてほしいという申請があつたところですよとの答弁でした。

あくまでも調査井の同意なのですか。一連の本掘りまでつながる同意ですかとの質疑に対し、あくまでも調査井の同意ですよとの答弁でした。

調査井は1本ですかとの質疑に対し、調査井1本ですよとの答弁でした。

掘削場所は申請したときの場所と確認されたのですかとの質疑に対し、保健所の方で掘削に当たっての許可ということですので、温泉法の掘削申請の内容に基づいて確認をされると考えておりますとの答弁でした。

工事が始まった時点で、場所をどこでも掘っていいのですか。なぜ、指宿市は確認に行かないのですか。確認するべきではないでしょうかとの質疑に対し、協議会のメンバーの方々の中で、時間等は取れる場合等については、過去には現場を見に行つたこともありますが、実際の申請の場所とかについては、温泉法の申請の中でしっかりされると考えております。協議会ではなく、市として見に行くべきであるということもあれば、先方等の了解を取って行かないといけないと思っておりますとの答弁でした。

調査井とはいえ、還元井にもなり得るし、生産井にもなり得るということですが、調査井が同意だということからすれば、生産井、あるいは還元井の転用ときたときに、これはどうなるのですかとの質疑に対し、地熱発電を稼働させる場合には、再度協議会で審議をしておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について申し上げます。

指宿庁舎の電気設備は1階ですかとの質疑に対し、地下に備えてありますとの答弁でした。

地下を改める考えはないのですかとこの質疑に対し、非常用のために太陽光発電を屋上には備え付けてありますので、非常時には太陽光発電を利用するようにしております。太陽光発電につきましては、非常時3日ぐらいはもつようになっておりますので、太陽光発電で市役所業務はできると考えておりますとの答弁でした。

太陽光発電を使う場合は別系統で、従来のとは別回路で造ってあるので、仮に地下が浸水しても、自家発は使えなくても、また、経路は使えなくても別経路で使えるということですかとの質疑に対し、太陽光発電からの電気は直接使えるというふうになっておりますので、ほぼ100%使えるのではないかと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健幸・協働のまちづくり課所管分について申し上げます。

自治公民館への加入率はどのくらいですかとの質疑に対し、82%ぐらいの認識ですとの答弁でした。

旧指宿市、旧山川町、旧開聞町ではどうなりますかとこの質疑に対し、平成30年4月1日の調べでは、指宿地域が77.66%、山川地域が89.72%、開聞地域が87.37%、市全体では81.5%となっておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について申し上げます。

自主防災の組織率はどの程度になっているのですかとこの質疑に対し、指宿地域は、87地区の中で74地区、山川地域及び開聞地域につきましては、山川が10区、開聞が5区であり、全て結成されている状況ですとの答弁でした。

災害時の備蓄はどのような所に、何人分、何日分ぐらいあるのですかとこの質疑に対し、指宿・山川・開聞庁舎に備蓄をしている状況です。主食の米、アルファ米が4,600食程度、保存用のパンが450食程度、副食品が440食程度、健康補助食品と言われる補助食品が2,330個程度。それから、水が2,000本程度を現在のところ、備蓄しています。また、備蓄は予算計上しており、今後も購入する予定ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について申し上げます。

池田湖売店の未収については、分納計画の誓約書が出されているということでしたが、6店舗のうちの1店舗の経営上の問題ということだけなのか、あるいは6店舗共通する問題があるのですかとこの質疑に対し、1店舗の分ですけれども、原因については、売店収入が減っており、また、これまで売店以外の仕事をしてきたようで、その内容と年齢的なことから仕事を辞めたそうです。新たな仕事を探している最中だったことなどから、収入面で支払いが厳しくなって滞ったという状況のようですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民課所管分について申し上げます。

マイナンバーカードの申請は何件ぐらいあったのですかとこの質疑に対し、平成28年1月から交付が始まったのですが、令和元年8月31日現在の指宿市の交付件数は、平成31年1月1日現在の人口4万1,003人に対し、普及率が12.47%で、交付件数は5,115件になります。全国の交付率が13.91%、県全体の交付率が12.42%になりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について申し上げます。

税金未納による差押えの件数や額、また、それに至る経過などはこの質疑に対し、滞納処分の状況については、預貯金を117人の683万7,400円、給与については、81人の2,549万4,618円、生命保険については、11人の1,309万2,400円、国保税還付金については、4人の59万9,783円、不動産については、1人の799万3,800円、動産については、1人の310万円、その他、競売事件等への交付要求分を合わせた合計では、225人の6,231万4,200円の差押えを行っているところです。平成30年度中にこれらの差押えによりまして、滞納市税等に充当した金額は、157人の1,272万6,904円となっております。また、30年度以前に差押えを執行した分について、30年度に換価、充当したものを含めました充当額の合計で申しますと、192人の2,124万2,787円の充当額という結果になっておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について申し上げます。

河川とか海域の水質検査、河川の14点、年2回、海域が11点の年1回、実績としてあがっておりますけれども、この結果はどういう状況だったのですかとこの質疑に対し、湊川、二反田川、新川、新田川と、そういった川を検査しておりますが、特に新田川、クロネコヤマト付近、南国殖産のガソリンスタンド付近の水質がBODが高く、そこが際立って水質が悪いと感じております。他の河川につきましても、問題になるような水質ではないのではないかと捉えています。海域につきましても、特に問題になるようなものではありませんけれども、今和泉、宮ヶ浜、吹越の方面で、若干、CODが高いのかなという感覚ですが、そんなに高い数値ではありませんとの答弁でした。

意見として。生ごみの処理については、水切りをなさいと運動をされたことがあったと思うのですが、事業系の利用状況とかを確認していかないと、生ごみの量は減っていくものではないと思いますので、続けて指導、確認をやっていただきたいというものと、鰻池の排水処理に関して、生活排水、温泉排水も含めて、受水槽、浄化槽も古い状況がありますので、今後、検討していただきたいというものがありません。

次に、国保介護課所管分について申し上げます。

砂むし温泉入浴事業で、一定の補助があるわけですがけれども、利用時間とか、日についての制限があるのですかとこの質疑に対し、各施設の利用時間内であれば、いつでも利用してい



いと認識しておりますとの答弁でした。

繁忙期とか時間も含めて、一切制限はないのですかとこの質疑に対し、砂むし会館砂楽の利用は、平成28年11月以降にカードで利用できる制度になったのですけれども、土日、祝日と年末年始、ゴールデンウィーク、お盆は利用できないという表記がございますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿支援課所管分について申し上げます。

緊急通報体制等整備事業で、新規給付台数が27台、再給付台数が2台とあるのですけれども、総数は何台になるのですかとこの質疑に対し、新規が27台、再給付が2台、連絡先の変更が3台で、平成30年度は32台になり、全部で245台になっておりますとの答弁でした。

その通報先をお知り合いの方から作っていると思うのですけれども、夜中だと通報しにくいという声もあるのですが、そういう声は聞いていないのですかとこの質疑に対し、通報先の中に消防署を入れることができますので、連絡ができないという不安はなくなると思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。

生活保護で、開始の件数、廃止及び停止の件数はどのようになっていますかとこの質疑に対し、生活保護に関する相談件数が90件ありました。その結果、開始となったのが35件、廃止となったのが19件という実績となっておりますとの答弁でした。

相談が90件で開始が35件ですので、65件は相談の段階で終わったということですのでけれども、相談の段階で預金があったとかいうことで提出に至らなかったとかいうことだと思いののですけれども、相談で止まった件数、内容としてはありますかとこの質疑に対し、高齢者世帯等の場合、車の使用、運転が認められていない旨の説明を行うと、車が必要であるということ申請に至らないというケースもあります。また、相談時の聞き取りの際に、預貯金の保有であるとか、生命保険等の解約を求めるなど、その資産活用してからと説明しますと、申請に至らずに相談のみで終了するというケースがあるところですのでとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。

成人用肺炎球菌ワクチンが32.9%、これは少ないのではないかと思うのですけれども、通知とかはどのようにされていますかとこの質疑に対し、個別通知をしておりますが、基本的に、本人の判断や考えで体調などによって接種していると思われれます。また、主治医と相談して接種を控える方もいると思うので、この接種率になっているところですのでとの答弁でした。

特定不妊治療費助成事業については、制度案内にしかならないと思うのです。個別にどう

ですかっていうことはないわけですから、そういった面では、この必要としながらも制度を知らないという人もいるのではないかと思いますけれども、制度の案内と含めて、その辺はどうなっているのですかとこの質疑に対し、不妊治療助成制度は県の不妊治療助成制度というのがあり、そちらの方を使ったことのある方が指宿市の助成事業も使うことができるというものになりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について申し上げます。

ふるさと納税については、指宿市の場合は3割内で収まっているのですか。地元産品に全てなっているのですかとこの質疑に対し、ふるさと納税の産品は地元産品であり、かつ3割ということで守っておりますので、国が示された範囲内で全て収まっているところですよとの答弁でした。

平成30年度については、今のことを含めて、この間の推移は伸びてきているのですかとこの質疑に対し、これまで順調に伸びておりましたが、3割というラインを崩していないということですので、2億ぐらいから、一昨年が5億、昨年が5億7,700万円というところでした。12月に泉佐野市等の状況があり、もう少し行くと予定しておりましたが、一昨年並みで落ち着いてしまったというところですよ。各町が同じ条件になりましたので、これまで守っていた商品の魅力が引き立っておりますので、昨年ベースより高いベースで推移しているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について申し上げます。

かいもん荘跡地の利活用についてなのですが、平成30年6月1日に仮契約を締結ということで、同月27日に議会の議決ということが記されており、11月28日に代金の納付を受け、同日付で所有権の移転、引渡しを行ったとなっておりますけれども、契約のときに、譲渡してから何年以内に建物を完成するとか、いろんな要項があったと思うので、その内容の確認ができる契約書があれば資料として提出していただければありがたいのですがこの質疑に対し、かいもん荘跡地は、平成30年6月1日に土地売買の契約書を締結させていただきました。6月議会で議決をいただき、平成30年11月28日に土地の売買代金の2,614万5千円を納付してもらいましたので、同日付で岩崎産業に所有権は変わっております。契約書では、引渡しを受けた18か月を、令和2年5月末ですけれども、経過する日までに工事に着工しなければならないとなっております。なお、契約書につきましては、タブレットにも入っているかと思いますとの答弁でした。

18か月以内に工事に着工するというのでありますので、それらに間に合うようにということですから、契約の18か月というのが変更になる可能性があるのかが大きな問題で、1日でも早く施設ができてほしいという声も聞いておりますが、その状況をどういうふうに認識

していますかとの質疑に対し、指宿広域市町村圏組合としても、当初は撤去するつもりで工事を進めておりましたが、海岸の15mぐらいを残して撤去作業は止まっております。岩崎産業が隣接の土地も買っているのですが、その土地のブロック塀が壊れる可能性があるということから、撤去作業の工事は岩崎産業の了承をもらって止めております。岩崎産業がホテルを造るとなるときに、当然その建物も撤去しますので、そのときに合わせて広域組合は撤去しますということでご了解をもらっていると聞いておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について申し上げます。

市として、元湯温泉が存在することをどれぐらい重要と思っているのですかとの質疑に対し、昔から元湯温泉は地域の皆様にも愛されて、砂むしに近いということと、また、通り会を含めて盛り立てていこうとしていただいていた、地域を含めた皆さんに感謝をしているところです。今後も元湯温泉を大事にしながら、施設の維持管理をしていくべきものだろうと認識しているところでの答弁でした。

意見として、元湯温泉は摺ヶ浜にとってシンボリックな温泉となっております。入浴者へのサービス向上はもちろんですが、地域から必要とされ、地域から愛されるような管理ができ、管理者に対しても助言、アドバイスをこれからもしていただきたいというものがありませんでした。

次に、国体・スポーツコンベンション推進室所管分について申し上げます。

国体に向けて気運が上昇する中で、平成30年度がスタートだと思うのですが、幟旗も県が作ったもので、国体があるのは分かるけれども、こういった競技があるのか明確に打ち出す必要があると思います。平成30年度に何か計画があったのですかとの質疑に対し、先日、リハーサル大会を実施しました。ソフトボールのとき、会場に黄色の幟旗を設置したのですが、それは指宿市が作ったもので、その中には四つの競技の種目名と試合日程を記載しています。広報紙にグランドソフトボールの特集をして、グランドソフトボールを御存じない方が多かったものですから、その周知を図っているところでございます。そのほかに、赤と青のアロハシャツを着用してPR、それに加えて、黄色のポロシャツも着用していただいてPRを図っているところでの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について申し上げます。

畜産業の悪臭等の消臭対策で、マイエンザは効果があるから散布すると思うのですが、その効用はどういったものなのですかとの質疑に対し、養豚農家で実証試験を行った結果、畜舎内でアンモニア臭気25ppmあった数値が、最低1 ppm、平均して7.4 ppmまで下がった結果が出ましたので、それに基づいて、開聞の養豚農家でも散布装置を使って実証試験を行っているところでの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について申し上げます。

有害鳥獣捕獲事業でたくさん捕獲しておりますけれども、1頭当たり幾ら支払っているのですかととの質疑に対し、イノシシは1万3千円、シカも1万3千円、タヌキが4,400円、アナグマも4,400円、カラスが1千円、ヒヨドリが300円でありますとの答弁でした。

有害鳥獣はどういう傾向なのですかとの質疑に対し、イノシシは毎年200頭前後の捕獲をしています。シカは10頭前後だったのですけれども、平成30年度に山川小学校周辺でたくさん捕獲されており、80頭ぐらい捕獲しているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について申し上げます。

地籍調査の進捗率はどうなっていますかととの質疑に対し、平成30年度末の進捗率は、旧指宿市87.95%で、全体の進捗率では93.73%になります。旧山川地域、旧開聞地域につきましては、既に完了しているところですよとの答弁でした。

残りの地籍調査はいつ頃までかかりそうですかととの質疑に対し、一筆調査の終了につきましては、残面積を考えますと約5年、当年度を含めてかかる予定で、令和5年度に終了する予定ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について申し上げます。

橋梁長寿命化修繕事業は、設計業務委託をされたり、既に修繕工事に入ったりしていますけれども、平成30年度は、着手と済んだ比率はどのようになっていますかととの質疑に対し、橋梁長寿命化修繕計画は、平成23年度に計画し整備を進めているのですけれども、平成30年4月現在で137橋を市が管理しています。修繕が必要な橋梁が60橋ありますが、これまで27橋が完了しており、概ね45%の整備となって、残る橋梁が28橋となりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市・海岸整備課所管分について申し上げます。

湊土地区画整理事業と十町土地区画整理事業の平成30年度までの進捗率はとの質疑に対し、湊土地区画整理は、平成30年度末時点で98.7%進んでおります。現在、道路築造工事1件が施行中です。事業期間は平成30年度までで、平成5年から平成30年の26年間の予定にしており、換地処分が3年間、清算期間5年間を行い、令和8年度までかかる見込みになっております。十町土地区画整理は、平成30年度末時点で71.8%進捗しております。平成11年から令和5年までの25年間の工事期間です。換地処分業務が3年間、清算期間5年間行い、令和13年度までかかる見込みとしておりますとの答弁でした。

指宿港海岸整備事業の進捗率は幾らですかとの質疑に対し、平成30年度末時点の事業費ベースで36%になっておりますとの答弁でした。

いつ頃の完成目標ですかとの質疑に対し、平成26年に採択されて、令和5年度までの事業ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について申し上げます。

公営住宅の汲み取りトイレを合併処理浄化槽に改装していただいておりますが、平成30年度期間中は何か所が済んだのですか。また、これからというのは何か所あるのですかとの質疑に対し、平成30年度は、川尻2号団地4棟8戸を水洗化しております。これから水洗化する団地は、新西方団地平屋4戸、松原田2号団地8戸を計画しているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育委員会所管分について申し上げます。

学校運営の中で、学級崩壊とかいじめ、体罰の実態とか、不登校の実態とかについて説明をとの質疑に対し、不登校児童・生徒数は、小学校が9名、中学校が29名、合計38名でした。いじめの認知件数は、小学校が45件、中学校が15件、計60件となっておりますとの答弁でした。

専門家によれば、男の子と女の子でいじめの性質が違う。そういうことも含めて、起こり得る環境をなくさなければならないという取組もあると思うのです。起きたことに対して速やかに対応し、深刻化しないようにするというのも大事であるし、それと並行して、いじめが起きるメカニズム、そういう心理的なものを含めて、今後、取組を深めていくという検討をする考えがありますかとの質疑に対し、予防と解決、二つの視点で指導ができるようにしていきたいと思っておりますとの答弁でした。

意見として。小・中学校のいじめの対策は、迅速に発見し対応するという取組はされているようですが、いじめが起きにくい教育環境づくりに対して、先駆的な取組を進めていただきたいというものがありました。

次に、会計課所管分について申し上げます。

J Aバンクが市の指定になっているわけですが、手数料、その他、サービス面も含めて、他行と比べてJ Aのメリットといった点はどういうことですか。また、デメリットとかはないのですかとの質疑に対し、合併前の指宿市は鹿児島銀行が指定金融機関でした。そのときの窓口営業時間は、8時半から午後3時までという短い時間で、昼時間も窓口は閉めるという状況でしたが、農協が指定金融機関になってからは、8時半から午後5時まで、昼時間も休憩せずにやっけていただいているということで、市民の皆様にも利便性が非常に高まったのではないかと考えておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について申し上げます。

行政視察の受入れは、平成30年度はどの程度で、視察内容にはどういった傾向があるのですかとの質疑に対し、平成30年度の受入件数は21件ですが、平成29年度が31件、平成28年度が23件といった状況です。平成30年度に際立って多かったのは、西郷どん放映に伴い、COCCOはしむれにドラマ館を設置しましたので、今後、NHK大河ドラマが放送される予定になっている自治体がどういう取組をされているのかということで視察に来られたのが一番多かったと記憶しております。2番目は、健幸のまちづくりの事業ということでの視察が多かったと記憶しておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、選挙管理委員会事務局所管分について申し上げます。

備品購入費の122万1千円、全額不用額になってはいますが、投票用紙の自動交付機購入は予算を組んであったけれども、いらなかったということですかとの質疑に対し、当初予算を計上する時点では投票用紙計数機及び投票用紙自動交付機などの故障があった場合のために予算計上しておりましたけれども、今持っている保有台数に故障もなく、保有台数で執行可能ということで執行しなかったところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について申し上げます。

平成30年度から農地最適化推進員が導入されたと思うのですが、38名体制になって、農地利用権設定の件数も減ると認識しているのですが、毎年利用権設定をすることもないと思うので、変更していくと思うのですが、最適化推進員に関しても予算が発生している中で、19名から38名に増やした効果があったのか。どのように分析していくつもりなのかとの質疑に対し、農業委員19名、農地最適化推進員19名、それぞれ19名の38名体制に変更したわけですが、昨年からですが、第5期以降の基本的な考え方は、農業委員を市長が任命するという形で執り行われているところです。農業委員が推進員を選出するような枠組みですが、市長が選任ということは、地域性も勘案しないことには農業委員活動も十分にできてこないということで、そのような形になっているところです。定員が6名増えております。畑かんをした農地につきましても、斡旋に出しても、すぐに買い手、借り手が見つかるような状況にありますので、これを継続させていくことができるかどうかで、市民の皆様方にお認めいただきたい。できれば荒廃農地も解消したいところですが、若い世代の方々にいい農地を、さらに、農業をしやすくできる面的なまとまりをつくり、そういったことにも取り組もうとしておりますし、農業を後退させないといったような取組ができていのかどうか見ていただきたいと考えておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、監査委員事務局所管分について申し上げます。

市の定期監査で、市内の財政支出等についての監査、それから、補助団体とか、指定管理

者とかの事業についての監査ができるのかできないのか、また、どういう仕組みでやっているのですかとこの質疑に対し、定期監査は2年に1回、対象の課を指定してやっております。援助団体につきましては、補助金内容に関わって監査するのでありますが、その援助団体に関しては、年度当初に事務局が作成した過去の援助団体の監査状況、総合的に勘案して監査委員が決定した援助団体の監査を行っており、補助金の内容に応じた補助団体の監査をやっておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、議案第64号、平成30年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

特定検診審査事業を見ますと、対象者が9,983名いるのに、43.3%しか受診していないということで、健康推進員も設置しているようですが、もっとこれを上げる何か策があるのですかとこの質疑に対し、特定検診の受診者数につきましては、平成30年度なのですが、県から速報値が出され、対象者数は9,059人、受診者数が4,054人で、受診率は44.75%、昨年度が43.52%でしたので、プラス1.23%上回っている状況です。その健康推進とか医療機関等にポスター等を掲示して受診勧奨しているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、議案第65号、平成30年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

保険料の軽減措置については、平成30年度は、平成29年度と比べて変わっているのですかとこの質疑に対し、低所得者に対する軽減措置は平成30年度に、本来は7割軽減であるものが、最高9割軽減になっていました。発足して10年が経過していることから、2・3年かけて段階的に、本来の軽減措置の水準に戻す改正がなされているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、議案第66号、平成30年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

高齢化が進む中で、要支援、要介護認定を受けられる方も増えて、ケアプランナーも必要になってくると思うのですけれども、平成29年と平成30年に比べて、プランナーの数はどれぐらい増えているのですかとこの質疑に対し、プランナーとしては1名増えています。平成30年度が17名、平成29年度が16名で1名増になっておりますよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、議案第67号、平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

総務管理費の工事請負費が0になっているのですけれども、何も工事すべきものがなくて順調に動いたということですかとの質疑に対し、地方公営企業法に令和2年4月1日から移行

することになっていることから、工事等につきましては、新たな管理部分に移ってからの工事ということで、工事費は0としてあるところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、議案第68号、平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

平成30年度は西郷どんの放映がありましたけれども、前の年と比較して幾らの収入増になったのですかとこの質疑に対し、平成29年度の事業収入は2億4,208万8,874円でしたが、平成30年度は2億5,887万2,151円で、差し引き878万3,277円の増となっていますとの答弁でした。

利用客は幾ら増加したのですかとこの質疑に対し、平成29年度の利用者数は18万9,867人、平成30年が19万8,441人で、8,574人の増となっていますとの答弁でした。

意見として。食品を扱いますので、食中毒には十分注意しながら営業していただきたいというものがありました。

次は、議案第69号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

一般管理費の委託料の不用額は2,822万円となっているのですけれども、これの内訳はこの質疑に対し、地方公営企業法適用支援業務委託料が1,290万6千円、公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴う会計システム導入業務委託料が685万8千円、下水道使用料徴収事務委託料の10月から3月までの分375万円、指宿市下水道情報管理システム補修料、補修業務委託料の32万4千円、下水道受益者負担金システム及び収納消込システム改修業務委託料134万1,360円、指宿庁舎水道課等電気設備改修業務委託料223万816円、収納消込システム改修業務委託料7万7,760円、指宿庁舎水道課等電話設備改修業務委託料10万8千円、指宿庁舎1階ネットワーク環境変更業務委託料57万1,320円が未払いとなっておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、議案第70号、平成30年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について申し上げます。

平成30年度の事業で、池田配水池を建設していますが、建設費の総額は幾らかかったのですか。併せて旧配水池の今後はどういう予定になるのですかとこの質疑に対し、タンク1基当たり1億円で、2基で2億円ですけれども、配管等を含めると事業費は約6億円となっております。既設の池田配水池は老朽化が進んでおり、かなり漏水等も見受けられますので取り壊し、その場所に給水タンクとかいった資材を置いて、災害時に対応できるような施設を建設する予定ですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。



○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時08分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、西田義哲議員。

○3番議員（西田義哲） 議案第63号、平成30年度指宿市一般会計歳入歳出決算の原案賛成の立場から討論いたします。

ヘルシーランドの指定管理者の件ですけれども、配管設備の図面など様々な問題がありましたが、それは平成29年度中のことであり、平成30年においてはそういったことは改善されておりましたので、指定管理者として特に問題はないと考えます。また、かいもん荘跡地の件ですけれども、平成30年度に交わした契約自体に不備があったわけではありません。配水管等の撤去については、担当課と契約先、そして、広域組合とは連絡を取っておりますし、契約の中にも、契約の第27条に疑義が生じたとき、あるいは契約以外のことがなされた事項については、甲乙協議して定めることとするということですので、この契約自体に問題はないというふうに考えます。また、委員会最終日に行われた現地調査でも、予定どおり執行されておりましたので、議案第63号、平成30年度指宿市一般会計歳入歳出決算の原案に賛成いたします。

○議長（福永徳郎） 次に、井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） 第63号の原案について、反対の討論を行います。これは国民宿舎かいもん荘跡地活用事業が含まれている事業でございます。これは平成30年6月1日、岩崎産業と売買契約がなされ、同月の6月27日、議会において議決をされております。さらに、同年の11月28日、代金2,614万5千円の納付も受けております。また、同日付で所有権移転を行っておりますが、これに登記委託料として27万5千円も使用をされておる事業でございます。本事業については、平成28年8月29日の第3回定例会議員懇談会において、かいもん荘跡地活用事業者募集要項の中では、対象地内に埋設されている2本の配水管の取扱いについては、事業者と指宿市が協議するとなっております。また、売買契約書の中では、7か月以内に撤去することとなっております。現状のパイプを迂回工事すると4,000万掛かるというような説明も受けておりますが、その後の売買契約以前の平成29年4月19日には、指宿市より広域

組合に対して、跡地にある配水管の撤去要請もいたしております。それを受けまして、配水管撤去工事を第1回目が平成30年7月18日、18mと、第2回目を31年、本年の4月23日に7m行いましたが、残りの15mについては、地盤が砂地であり深さが3m、4mもあることから、未だに撤去されずに残ったままでございます。このような中で土地売買が契約をされて、完全な状態ではございません。配水管15mを残したままでの土地代金の支払いを受けております。問題を抱えての売買契約は今後の施設整備建設に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、本議案63号原案に反対をいたします。

**○議長（福永徳郎）** 次に、前之園正和議員。

**○13番議員（前之園正和）** 議案の第63号から65号までについて、それぞれ討論を行います。

まず、議案第63号、一般会計についてであります。委員長報告は不認定であります。私も不認定にすべきと判断しますので、原案について反対の討論を行います。先ほど委員長報告の中で、私が決算委員会で述べた討論内容を詳しく報告の中に盛り込んでいただいたわけですが、討論というのは自らの主張を訴えながら、できるならば同僚議員に同じ立場をとっていただくよう訴えるものでもありますので、改めて内容について触れさせていただきたいと思っております。ヘルシーランド及び山川砂むし温泉施設の指定管理者がいろいろな問題があったにも関わらず、引き続きセイカに決定し、予算執行がセイカに対してなされております。セイカが指定管理者としてやってきた中で、必要な県や市への書類提出を行ったり、あるいは遅れたりしていたことも明らかになり、配管設備に関するものや、その他の必要な書類も残っていない。適正な水質検査という点でも問題がある。複数年度にわたって通常では考えられない予算、決算になっている。これらは単なる間違いという域を超えて、体質の問題、根本的な問題であり、指定管理者の資質や資格にも関わる重要な問題でありました。指定管理者として適切でないと判断するに十分でありました。また、平成30年度は一時凍結されていた地熱発電計画が再び動き出した年度です。その根拠とされたのは、市長が選挙で再選され地熱発電が市民の理解を得たというものでした。しかし、市長選挙では地熱発電のことは争点になっておらず、市民の理解を得たとの根拠にはなっていませんでした。その結果が、JOGMECから地域との共生がなされていないなどとして2回にわたって不採択の判断を受けています。地熱発電計画に伴う出費を容認することはできません。以上のようなことから、今議案に反対をいたします。

次に、議案第64号、国保特別会計であります。国保税については、被保険者にとって既に大変な負担になっており、今、必要なことは少しでも負担を軽くするための施策を取ることです。このことは、予算の段階でも求めてまいりました。そのための重要な施策は一般会計からの法定外繰入です。一般会計からの法定外繰入は平成29年度が2億円だったのに比べて、平成30年度は1億5,000万円でした。平成29年度並みに繰り入れれば、1世帯6千円の国保税引き下げができたわけであり、被保険者の負担を軽くするための予算を組み、執行す

べきだったという観点から、本決算に反対をし、委員長報告に反対をいたします。

次に、議案第65号、後期高齢者特別会計であります。後期高齢者医療制度は75歳という年齢を切って、国保や健保から切り離し、高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、高い負担を押し付け、診療報酬も別立てにすることで差別医療を押し付けるものとなっています。後期高齢者医療制度の廃止を求める声は強く、後期高齢者医療制度に反対し廃止を求める立場から、本議案に反対し委員長報告に反対をいたします。

次に、議案第66号、介護保険特別会計であります。平成30年度は介護保険条例の一部改正が行われ、介護保険料が引き上げられました。基準額で6万800円が7万2千円に引き上げられました。介護保険料は特別徴収で年金からの天引きという方も多く、保険料の引き上げは日々の生活の大変さに直結します。制度の充実、改善のためには国や自治体の公費負担を大幅に増やすことが必要です。以上のような立場から、保険料が引き上げられ執行された本議案に反対をいたします。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 前原五男議員。

**○5番議員（前原五男）** 私は、委員長の報告は不認定という63号について、賛成の立場から討論といたします。

不認定の根拠として、指定管理事業所の人のことが取り上げされましたが、私が思うには、この配管図にしてもですね、いわゆる合併時のときに引継書があり、その中に配管図面があったという確証があれば、指定管理者に引き継いだという証拠があれば、それは問題とすべきであろう。しかし、そのことが不明確な段階で指定管理者の責任にして討論するのは、話をするのはおかしいと思います。また、二重帳簿の話も多々今まで議論してきましたが、本当にあったんですか。こういうことをですね、公の場で大きく取り上げるような、そういう議会であってはならないと私は思います。やっぱりいろんな意味で、その特定した業者を名指しするんであれば、私は確たる証拠をもってやるべきだと思います。その証拠のない中で、この決算報告を不認定としたことについては、反対といたします。以上です。

**○議長（福永徳郎）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第67号から議案第69号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、認定であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第69号までの3議案は、認定することに決定いたしました。  
次に、議案第64号、平成30年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第64号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第65号、平成30年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第65号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第66号、平成30年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第66号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第70号のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号のうち、決算の認定について、は認定することに決定いたしました。

次に、議案第70号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号のうち、剰余金処分について、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、平成30年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不認定でありますので、原案について、起立により採決いたします。

本案は、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第63号は、認定することに決定いたしました。

#### △ 議案第99号～議案第113号一括上程

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第11、議案第99号、字の区域の変更について、から、日程第25、議案第113号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、までの15議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（豊留悦男）** 今次、第4回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、字の区域の変更に関する案件1件、指定管理者の指定に関する案件2件、条例に関する案件5件、補正予算に関する案件7件の計15件であります。

まず、議案第99号、字の区域の変更について、であります。

本案は、土地区画整理事業に伴い、本市内の字の区域を変更するので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第100号、いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について、であります。

本案は、いぶすき山川港特産市場の指定管理者として、株式会社芙蓉商事を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第101号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者として、特定非営利活動法人本と人とを

つなぐそらまめの会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第102号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、時間外勤務命令の上限を設定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第103号、指宿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市消防団機能別消防団員の創設及び指宿市消防団員報酬の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第104号、指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、温泉供給事業について、経営状況の明確化及び、より一層の健全化を図るため、地方公営企業法の全部適用を行いたいことから、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第105号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、鹿児島県国民健康保険運営方針に基づき、現行の4方式から資産割額を除いた3方式に変更するとともに、所得割額の税率等を変更するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第106号、指宿市立公民館条例の一部改正について、であります。

本案は、中央公民館をふれあいプラザなのはな館に移転するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第107号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ1億8,339万7千円を追加し、予算の総額を268億3,750万1千円にしようとするものであります。

次は、議案第108号、令和元年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ100万円を追加し、予算の総額を65億9,589万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第109号、令和元年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ115万1千円を追加し、予算の総額を6億4,653万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第110号、令和元年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ3,765万9千円を追加し、予算の総額を53億1,987万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第111号、令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、原計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組み替えをしようとするものであります。

次は、議案第112号、令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、収益的支出に403万3千円を追加し、収益的支出の予定額を7億389万5千円に、職員給与費に398万6千円を追加し、職員給与費額を8,896万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第113号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、収益的収入に20万3千円を追加し、収益的収入の予定額を8億144万円に、収益的支出に19万5千円を追加し、収益的支出の予定額を7億5,903万2千円に、資本的収入に1,053万2千円を追加し、資本的収入の予定額を8億1,846万9千円に、資本的支出に1,158万7千円を追加し、資本的支出の予定額を11億3,641万3千円に、職員給与費に22万2千円を追加し、職員給与費額を3,872万円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の9ページを御覧ください。

議案第102号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、時間外勤務命令の上限を設定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、10ページを御覧ください。

改正の主な内容は、時間外勤務に関する事項を、規則に委任する旨の規定を新たに設けようとするものであります。規則で定める主な内容につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の趣旨に基づく国家公務員の措置等を踏まえ、時間外勤務命令の上限を、原則として1か月について45時間以下、1年について360時間以下に設定しよ

うとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の11ページを御覧ください。

議案第103号、指宿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市消防団機能別消防団員の創設及び指宿市消防団員報酬の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、12ページを御覧ください。

改正の主な内容は、多種多様化する消防団活動で特定の職務のみに従事し、消防及び防災力の向上並びに消防団員の活動を補完する機能別消防団員を創設するため、条例に第2条の2を加え、別表第1に機能別消防団員の報酬を加えるものであります。また、消防団員に対しましては、消防学校や指宿市消防団で実施している研修や訓練により、全ての団員が消防団活動に必要な技術を習得していることから、特定の団員のみが支払対象となる特殊技能に関する報酬の見直しを行い、第8条第2項を削り、別表第2を削除するものであります。

なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の24ページを御覧ください。

議案第107号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,339万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を268億3,750万1千円にしようとするものであります。第2条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事項について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。第3条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、起債額の変更をするものであります。

それでは、説明の都合上歳出の方から主なものについて御説明をさせていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、10月1日の人事異動等による予算の整理に伴う人件費の増減であります。なお、各目の人件費につきましては、29ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。また、補正予算の各目に賃金を計上しております。これにつきましては、鹿児島県の最低賃金が引き上げられたことにより、事務補助員の賃金が最低賃金を下回るため単価改定を行いました。既存予算で不足する部署において賃金を計上するものであります。最低賃金改定に伴う賃金の補正につきましては、以後の説明を割愛させていただきます。なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要8ページから14ページにも記載しておりますので、併せて御覧ください。



それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明をさせていただきますので、17ページを御覧ください。

款2総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，節15工事請負費の660万円の補正につきましては，開聞庁舎の建替えに伴い，仮移転先である愉徒里館等を整備するための工事請負費を計上するものであります。同じく，目13諸費，節23償還金・利子及び割引料58万7千円の補正につきましては，平成30年度児童手当交付金の確定に伴う返納金を計上するものであります。

18ページを御覧ください。同じく，項3戸籍住民基本台帳費，目1戸籍住民基本台帳費，節3職員手当等から節18備品購入費までの合計71万3千円の補正につきましては，マイナンバーカードの普及促進のために実施する出張申請事務や申請時来庁方式導入に伴う費用を計上するものであります。

20ページを御覧ください。款3民生費，項1社会福祉費，目5国民年金事務費，節13委託料12万6千円の補正につきましては，国民年金制度改正に伴うシステム改修に係る委託料を計上するものであります。同じく，目7後期高齢者医療総務費，節19負担金補助及び交付金163万2千円の補正につきましては，平成30年度市町村療養給付費負担金の確定に伴う鹿児島県後期高齢者医療広域連合会への負担金を計上するものであります。同じく，節28繰出金23万2千円の補正につきましては，後期高齢者医療特別会計の補正に伴い，特別会計への繰出金を計上するものであります。目8介護保険総務費，節28繰出金470万7千円の補正につきましては，介護保険特別会計の補正に伴い，特別会計への繰出金を計上するものであります。

21ページを御覧ください。同じく，項2児童福祉費，目2児童措置費，節13委託料434万7千円の補正につきましては，子ども・子育て支援交付金要綱の改正に伴う単価改正に係る委託料を計上するものであります。同じく，節19負担金補助及び交付金の359万4千円の減額補正につきましては，延長保育事業や放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の執行見込みにより補助金を減額するものであります。同じく，節20扶助費1億1,315万9千円の補正につきましては，保育の無償化に伴う公費負担の増加及び児童扶養手当法の改正に伴い，本年度の支給対象月が増えることから扶助費を計上するものであります。同じく，目3母子等福祉費，節20扶助費367万6千円の補正につきましては，高等職業訓練促進給付金制度の改正に伴う単価改定及びひとり親家庭医療費助成の実績増加に伴い，扶助費を計上するものであります。同じく，項3生活保護費，目1生活保護総務費，節13委託料128万1千円の補正につきましては，生活保護制度改正に伴うシステム改修に係る委託料を計上するものであります。

款4衛生費，項1保健衛生費，目1保健衛生総務費，節9旅費14万1千円の補正につきましては，来年度からの独立行政法人国立病院機構指宿医療センターへの産婦人科医派遣に伴う事前協議に係る旅費を計上するものであります。同じく，節13委託料74万8千円の補正につきましては，転出時に母子保健情報を引き継ぐための連携システム運用に向けた既存システム

改修に係る委託料を計上するものであります。同じく、節20扶助費67万3千円の補正につきましては、不妊治療費助成申請件数の増加に伴い、扶助費を計上するものであります。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節1報酬及び節11需用費の合計4万円の補正につきましては、棚田地域振興法の施行に伴い、指定棚田地域振興協議会を設立するための費用を計上するものであります。同じく、節19負担金補助及び交付金92万4千円の補正につきましては、収入保険制度の加入者の増加に伴い補助金を計上するものであります。

23ページを御覧ください。款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節3職員手当等から節13委託料の合計311万1千円の補正につきましては、消費税率引き上げに伴うプレミアム付商品券事業の事務の見直しに伴う予算組替と、新たな公共交通体系の構築に向けた地域公共交通会議の追加開催及び実証運行を始めるための準備費用を計上するものであります。同じく、目3観光費、節19負担金補助及び交付金736万円の補正につきましては、DMO法人設立及び事務所設置に伴う負担金を計上するものであります。

25ページを御覧ください。款7土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費、節19負担金補助及び交付金20万3千円、節24投資及び出資金16万8千円の減額、合計3万5千円の補正につきましては、公共下水道事業会計の補正に伴い、一般会計が負担する負担金等を計上するものであります。同じく、項6住宅費、目2公営住宅建設費、節4共済費6万7千円のうち3万7千円と、節7賃金307万1千円のうち305万6千円と、節11需用費から節14使用料及び賃借料までの合計535万8千円の補正につきましては、市営敷領団地建替え事業において調整池等の設置が必要になったことに伴い、敷領遺跡発掘調査に係る費用を計上するものであります。

26ページを御覧ください。款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節11需用費72万円の補正につきましては、教職員住宅の修繕において、今後、不足が見込まれることから、修繕料を計上するものであります。同じく、目3教育振興費、節11需用費、節13委託料の合計261万円の補正につきましては、小学校遊具の修繕及び撤去に伴う費用を計上するものであります。同じく、項2小学校費、目3学校教育振興費、節11需用費、節14使用料及び賃借料の合計2,491万2千円の補正につきましては、小学校教科書の採択替えに伴い教師用教科書・指導書の購入と、デジタル教科書導入に係る費用を計上するものであります。同じく、項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料の290万7千円の補正につきましては、南指宿中学校の放送設備更新に伴う委託料を計上するものであります。

27ページを御覧ください。同じく、項6社会教育費、目7社会教育施設費、節13委託料200万円の補正につきましては、山川文化ホールの大ホール天井落下防止工事設計業務に伴う委託料を計上するものであります。

28ページを御覧ください。同じく、項7保健体育費、目1社会体育総務費、節11需用費、節19負担金補助及び交付金の合計646万2千円の補正につきましては、東京2020オリンピック聖火リレー及びセレブレーション実施に伴う費用を計上するものであります。同じく、目2社

会体育施設費，節13委託料263万1千円の補正につきましては，市営野球場サイドスタンドの解体及び改築工事設計業務に伴う委託料を計上するものであります。同じく，目3学校給食センター費，節11需用費50万円の補正につきましては，山川学校給食センターの修繕において，今後，不足が見込まれることから，修繕料を計上するものであります。同じく，節18備品購入費88万円の補正につきましては，指宿学校給食センターの角型食缶更新に伴う備品購入費を計上するものであります。

款12諸支出金，項1基金費，目2農業振興促進基金費，節28繰出金7万2千円の補正につきましては，農業振興促進基金貸付金の延滞金に伴う繰出金を計上するものであります。

次は，歳入について御説明いたしますので，14ページを御覧ください。

款12分担金及び負担金の3,921万3千円の減額補正につきましては，説明欄にお示しの負担金であります。

款14国庫支出金の合計1億1,548万2千円の補正につきましては，説明欄にお示しの事業に係る負担金，補助金及び委託金であります。

15ページを御覧ください。款15県支出金の合計152万9千円の補正につきましては，説明欄にお示しの事業に係る補助金であります。

款18繰入金9,481万8千円の補正につきましては，財政調整基金からの繰入金であります。

款20諸収入8万1千円の補正につきましては，説明欄にお示しの延滞金等であります。

16ページを御覧ください。款21市債1,070万円の補正につきましては，説明欄にお示しの事業に係る市債であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** それでは，命によりまして，市民生活部所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の18ページを御覧ください。

議案第105号，指宿市国民健康保険税条例の一部改正について，であります。

本案は，鹿児島県国民健康保険運営方針に基づき，国民健康保険税の算定方式を，現行の4方式から，資産割額を除く3方式に変更するとともに，所得割額の税率等を変更しようとするものであります。

改正の内容につきまして御説明申し上げますので，19ページを御覧ください。

第2条第2項，第3項及び第4項は，資産割額に関する字句を削るものであります。第3条から第5条の2までは，基礎課税額に係る所得割額，均等割額，平等割額の税率等を引き上げ，併せて資産割額を削るものであります。第6条から第7条の3までは，後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額などの税率等を改めようとするものであります。第8条から第9条の3までは，介護給付金課税額に係る所得割額などの税率等を改めようとするものであります。

第23条は、7割、5割及び2割軽減に該当した際の軽減する額について、改めようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（西浩孝）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の25ページを御覧ください。

議案第108号、令和元年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の35ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億9,589万3千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、43ページを御覧ください。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金、節23償還金・利子及び割引料100万円の補正につきましては、国民健康保険税還付金及び還付加算金に不足が見込まれることから、償還金・利子及び割引料を計上するものであります。

次は、歳入について御説明申し上げますので、42ページを御覧ください。

款5繰入金、項2基金繰入金100万円の補正につきましては、今回の補正の財源調整として、財政調整基金から繰入れをするものであります。

次は、提出議案の26ページを御覧ください。

議案第109号、令和元年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の47ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4,653万3千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、55ページを御覧ください。

款3保健事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費、節13委託料115万1千円の補正につきましては、長寿健康診査及び人間ドック受診者の増加に伴い、委託料の不足が見込まれることから計上するものであります。

次は、歳入について御説明申し上げますので、54ページを御覧ください。

款3繰入金，項1一般会計繰入金23万2千円の補正につきましては，一般会計からの事務費繰入金であります。

款5諸収入，項5雑入，目1雑入34万9千円の補正につきましては，鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの長寿健診補助金であります。同じく，目2後期高齢者医療広域連合補助金57万円の補正につきましては，鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの人間ドック補助金であります。

次は，提出議案の27ページを御覧ください。

議案第110号，令和元年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について，であります。

別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算，予算に関する説明書の59ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,765万9千円を追加し，歳入歳出予算の総額を53億1,987万3千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明いたしますので，69ページを御覧ください。

款2保険給付費，項2介護予防サービス等諸費，目1介護予防サービス給付費，節19負担金補助及び交付金3,359万3千円の補正，次のページの目5介護予防サービス計画給付費，節19負担金補助及び交付金395万5千円の補正につきましては，これまで経過措置で要介護被保険者のリハビリテーション費用は，本年3月までは医療保険又は介護保険で算定することができましたが，経過措置終了に伴い，介護保険への移行により給付費の増加が見込まれることから計上するものであります。

72ページを御覧ください。款3地域支援事業費，項5高額介護サービス等費，目1高額介護予防サービス費，節19負担金補助及び交付金6万5千円の補正につきましては，高額介護予防サービス費の地域支援事業利用者に係る負担金であります。同じく，項6高額医療合算介護サービス等費，目1高額医療合算介護予防サービス等費，節19負担金補助及び交付金4万6千円の補正につきましては，高額医療合算介護予防サービス等費の地域支援事業利用者に係る負担金であります。

次は，歳入について御説明申し上げますので，66ページを御覧ください。

款3国庫支出金，項1国庫負担金751万円の補正につきましては，介護給付費に対する国庫負担金であります。同じく，項2国庫補助金2万7千円の補正につきましては，地域支援事業分に対する国庫補助金であります。

款4支払基金交付金，項1支払基金交付金1,016万7千円の補正につきましては，介護給付費等に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

款5県支出金，項1県負担金469万3千円の補正につきましては，介護給付費等に対する県負担金であります。同じく，項2県補助金1万4千円の補正につきましては，地域支援事業分に対する県補助金であります。

款7繰入金，項1一般会計繰入金，目1介護給付費繰入金470万7千円は，介護給付費等に対する市負担分の繰入金であります。

68ページを御覧ください。同じく，項2基金繰入金1,054万1千円の補正につきましては，今回の補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（川路潔）** それでは，命によりまして，産業振興部所管の議案につきまして，追加して御説明申し上げます。

提出議案の7ページを御覧ください。

議案第100号，いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について，であります。

本案は，いぶすき山川港特産市場の指定管理者として，株式会社芙蓉商事を指定したいので，地方自治法第244条の2第6項の規定により，議会の議決を求めるものであります。指定管理者候補者の選定につきましては，本年7月11日から7月31日にかけて公募を行いましたところ，平成24年度からの3年間と，平成27年度からの5年間の2期8年間，指定管理者として管理・運営していただいている同社のみ応募があり，指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定したものであります。選定の理由につきましては，第1に，指定管理者として管理運営業務を実施するための業務計画は適格であり，また，経営内容は良好で，かつ，財政基盤も安定しており，施設の管理・運営に関して，これまで培った経験を基にした計画であり，地元雇用の優先や職員研修の充実などが計画されております。第2に，生産者等との連携強化，地元食材の活用，本市特産品の販売，大隅地域との交流企画など，地域との積極的な関与も計画されております。第3に，出荷者への利益還元や，ふるさと納税返礼品事業など，自主的な取組が見られるほか，観光バスの立寄り誘致など，集客のための事業展開への意気込みが感じられる内容となっております。以上のことから，いぶすき山川港特産市場の指定管理者候補者として適任であると判断し，選定したところであります。

なお，指定の期間につきましては，令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（山崎一麿）** それでは，命によりまして，建設部所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第99号、字の区域の変更について、であります。

本案は、指宿都市計画事業、湊土地区画整理事業の施行に伴い、土地区画整理法第103条第1項の換地処分を行うに当たり、本市内の字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

湊土地区画整理事業につきましては、平成3年に事業面積7.4haで国から基本計画の承認を受け、平成5年に事業計画の決定を行っております。換地処分を行うため、換地計画の作成に伴う字の区域の変更について、令和元年9月19日に開催された湊土地区画整理審議会において承認されたことから、現在、換地計画の作成を進めているところであります。

なお、当該字の区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行することとなります。

また、参考資料として字の区域の変更図を配布させていただいておりますので御参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○開聞支所長（今村将吾）** それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の28ページを御覧ください。

議案第111号、令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の75ページを御覧ください。

補正の内容は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組み替えをしようとするものであります。

81ページを御覧ください。款1経営費、項1管理費、目1総務管理費、節2給料から節4共済費までの合計28万4千円の減額補正につきましては、10月1日の人事異動に伴う人件費の補正であります。人件費につきましては、82ページからの給与費明細書を御参照いただきますようお願い申し上げます。同じく、節25積立金28万4千円の補正につきましては、今回補正の財源調整といたしまして、唐船峡そうめん流し整備等基金積立金を増額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（下吉一宏）** それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の8ページを御覧ください。

議案第101号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について、であります。本案は、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者として、特定非営利活動法人本と人となつなくそらまめの会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補者の選定につきましては、本年6月21日から7月31日までを応募期間として公募を行いましたところ、1者のみの応募でありましたが、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定したものであります。選定の理由につきましては、第1に、地域密着型の運営を基盤とし、地域の課題解決型図書館として市民力の向上に寄与することや、各種団体との連携・協働を図ることなどが提案されていることから、人づくり・地域づくりへの貢献が期待できること。第2に、図書館の管理運営上必要な有資格者を配置し、職員研修を計画するなど、利用者のサービス向上及び職員の資質向上への対応が図られている。また、従業員の雇用についても地元雇用を優先するなど、地域貢献に努めていることが評価できること。第3に、団体自身の財政基盤の強化を図るために、自主事業等の見直しを行い、事業計画に沿った管理運営を行うこととしている。また、3期12年余の実績やノウハウを有しており、その蓄積に基づいて今後も堅実な図書館運営を行っていかうとする姿勢が示されていることが評価できることから、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者候補者として適任であると判断し、選定したところであります。

なお、指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とするものであります。

次は、提出議案の21ページを御覧ください。

議案第106号、指宿市立公民館条例の一部改正について、であります。

本案は、中央公民館をふれあいプラザなのはな館に移転するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、22ページを御覧ください。

中央公民館は、指宿老人福祉センター2階に位置することから、高齢者などにとっては使いにくい施設になっているところであります。一方、なのはな館はエレベーターも稼働し、現在の中央公民館より設備も充実しております。さらに、なのはな館敷地内に新たに市民会館も建設される予定であり、中央公民館をなのはな館に移転することにより、市民会館、中央公民館及び社会教育課事務所が近接し、生涯学習施設として一体的な活用がなされ、管理運営の効率化・迅速化が図られることが期待されております。これらのことから、中央公民館の位置をなのはな館の位置に変更し、中央公民館の使用の許可などや使用料の取扱いについては、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例に基づき運用するものとし、現中央公民館にある会議室等については、使用料の金額を定める別表第3から削るものであります。



なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（井手久成）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の13ページを御覧ください。

議案第104号、指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、温泉供給事業について、経営状況の明確化及び、より一層の健全化を図るため、地方公営企業法の全部適用を行いたいことから、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

なお、本案については、現行事業名の温泉配給事業を地方公営企業法適用日の令和2年4月1日から温泉供給事業に改めようとする内容でまとめてあります。また、平成27年1月の総務省からの通知により、地方公共団体で公営企業会計を適用していない公営企業については、令和2年4月までに公営企業会計に移行することが望ましいとの要請がなされたことから、地方公営企業法の全部適用を行おうとするものであります。

それでは、主な改正内容について御説明申し上げますので、14ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について、であります。第1条に次の1項を加えるは、事業の名称を現行の温泉配給事業から温泉供給事業に改め、第3項を新たに設け、当該事業の設置に関する規定を追加しようとするものであります。次に、第1条の2中は、公共下水道事業の地方公営企業法適用規定の次に、温泉供給事業に地方公営企業法の規定の全部を令和2年4月1日から適用させることを追加しようとするものであります。次に、第2条第1項中は、公営企業の経営の基本として、水道事業、公共下水道事業の次に温泉供給事業の規定を新たに加え、同条第2項の水道事業及び第3項の公共下水道事業の経営の規模に関する規定の次に、第4項を新たに設け、温泉供給事業の経営の規模に関する規定を追加しようとするものであります。次に、第5条中は、平成29年法律第54号、地方自治法の一部を改正する法律の令和2年4月1日施行に伴い、議会の同意を要する賠償責任の免除に関して、地方公営企業法において準用する地方自治法の条が繰り下がることから、改めようとするものであります。次に、第7条は、字句の整理をしようとするものであります。

続きまして、第2条の指宿市営温泉供給管理条例の一部改正について、であります。

まず、第2条を次のように改めるは、当条例で使用する用語の定義に使用施設を新たに加え、併せて条文の整理をしようとするものであります。15ページを御覧ください。第3条は、字句の整理しようとするもの、及び市長を地方公営企業法の規定による管理者の権限を

行う市長に改めようとするものであります。次に、第4条から第13条第2項中までは、字句の整理をしようとするものであります。次に、第14条中は、例規体系を現在の産業経済から公営企業に移行させることから、公営企業の所管条例で用いる規程に改めようとするものであります。次に、第16条及び第17条は、改正前の条文が、市長の事務部局の例規の指宿市税外収入督促手数料及び延滞金条例に基づいていることから、公営企業の例規の条文に揃えるために改めようとするものであります。16ページを御覧ください。別表中は、字句の整理をしようとするものであります。

なお、附則第1項は、この条例を令和2年4月1日から施行することとしております。附則第2項は、温泉供給事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、指宿市温泉配給事業特別会計条例を廃止しようとするものであります。また、附則第3項から17ページまでの附則第8項までは、本則の一部改正に伴い、関連する条例中、公営企業の定義に温泉供給事業を加えようとするもの、市長を地方公営企業法の規定による管理者の権限を行う市長に改めようとするもの、及び字句の整理などをしようとするものであります。

次に提出議案の29ページを御覧ください。

議案第112号、令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用に403万3千円を追加し、水道事業費用を7億389万5千円に、営業費用を6億3,835万4千円にしようとするものであります。内訳につきましては、10月1日の人事異動等に伴う人件費の増額等であります。

第3条におきまして、債務負担行為をすることができるものとして、水道施設耐震診断、詳細診断、業務委託を定めております。

第4条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費に398万6千円を追加し、8,896万3千円にしようとするものであります。

なお、7ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の30ページを御覧ください。

議案第113号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市公営企業会計補正予算書の25ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第2条に定めた業務の予定量の(4)主要な建設改良費のイ、汚水管渠建設費に1億4,934万2千円を追加し、3億8,438万4千円に、ハ、汚水ポンプ場建設費を3,327万円減額し1,260万円に、ニ、雨水ポンプ場建設費に8千円を追加し2億

852万9千円に、ホ、処理場建設費を1億554万円減額し9,760万円にしようとするものであります。

第3条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収入に係る第1款公共下水道事業収益の第1項営業収益に8千円を追加し、第2項営業外収益に19万5千円を追加し、公共下水道事業収益を8億144万円に、営業収益を4億2,102万9千円に、営業外収益を3億8,041万1千円に、支出に係る第1款公共下水道事業費用の第1項営業費用に19万5千円を追加し、公共下水道事業費用を7億5,903万2千円に、営業費用を6億9,040万4千円にしようとするものであります。内訳につきましては、収入が今回の補正の財源として雨水処理負担金及び一般会計補助金を増額するもので、支出が標準報酬の定時決定に伴う職員分法定福利費の増額であります。

第4条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額のうち、収入に係る第1款公共下水道事業資本的収入の第1項企業債に1,070万円を追加し、第2項出資金を16万8千円減額し、公共下水道事業資本的収入を8億1,846万9千円に、企業債を3億5,980万円に、出資金を1億1,932万円に、支出に係る第1款公共下水道事業資本的支出の第1項建設改良費に1,054万円を追加し、第5項過年度補助金等返納金に104万7千円を追加し、公共下水道事業資本的支出を11億3,641万3千円に、建設改良費を7億2,671万6千円に、過年度補助金等返納金を104万7千円にしようとするものであります。内訳につきましては、収入が今回の補正の財源として企業債を増額し出資金を減額するもので、支出が国庫補助事業について、汚水管渠及びマンホールに係る再構築工事費を増額し、指宿市浄水苑及び潟山汚水中継ポンプ場に係る再構築工事費を減額するものなどであります。

第5条におきまして、予算第6条で定めた債務負担行為に、下水汚泥に係る産業廃棄物運搬処分事業を追加しようとするものであります。

第6条におきまして、予算第7条に定めた起債の限度額を今回の補正の財源として増額しようとするものであります。

第7条におきまして、予算第10条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費に22万2千円を追加し、3,872万円にしようとするものであります。

第8条におきまして、予算第11条に定めた一般会計から補助を受ける金額に19万5千円を追加し、1億5,325万4千円にしようとするものであります。

なお、29ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時30分

再開 午後 0時30分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第99号～議案第113号（質疑，委員会付託）

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第107号を除く14議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第107号については、各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第26、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情1件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、産業建設委員会に付託いたします。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（福永徳郎） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 0時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 吉 村 重 則

議 員 前之園 正 和

# 第 4 回 定 例 会

令和元年 12 月 18 日

(第 2 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和元年12月18日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 ちよ子
17 番 議 員	木 原 繁 昭	18 番 議 員	下川床 泉
19 番 議 員	新川床 金 春	21 番 議 員	福 永 徳 郎

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	川 路 潔	農 政 部 長	田之上 辰 浩
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	下 吉 一 宏

水道事業部長	井手久成	山川支所長	前 蘭 佳 生
開聞支所長	今村将吾	総務部参与	中 村 孝
総務部参与	谷口澄子	市長公室長	山 下 浩 二
総務課長	鶴窪誠作	財政課長	坂 元 一 博
税務課長	西村里志	地域福祉課長	出 島 雅 彦
商工水産課長	上田和成	観光課長	山 元 成 之
観光施設管理課長	園田猛志	国体・スポーツコンベンション施設課長	大 迫 格 史
農政課長	鴨崎一郎	学校整備室長	中 島 裕 一
学校教育課長	常深章	スポーツ振興課長	内 村 喜代志

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	上田 薫	次長兼議事係長	木 下 英 城
主幹兼調査管理係長	平 畑 卓 哉	議事係主査	上玉利 享

△ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、松下喜久雄議員及び高橋三樹議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） おはようございます。私は、日本共産党の議員の1人として、市民の命と暮らしを守り、平和憲法を守る立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

かいもん荘跡地活用について、質問いたします。かいもん荘売買契約の中の第12条の引き渡しを受けた日から18か月を経過するまでに、指定用途に基づく工事に着手しなければならないとなっているが、いつまでに着工するのか。また、敷地内に埋設してある配管は2本ありますが、何に使用され、配管は議決後、7か月以内に撤去するようになっているが、いつまでの撤去だったのか、質問いたします。

次に、地熱関係の質問いたします。地熱開発申請は昨年が続いて今年も不採択になっているが、今年の正式な理由はどのような内容か。

次に、国保税について質問いたします。指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由として、鹿児島県国民健康保険運営方針に基づき、現行の4方式から資産割を除いた3方式に変更するとともに、所得割の税率等を変更するものであります。これまでの税額と比較して、標準世帯でどのように変化するのか。

次に、山川地区の小学校の再編状況について、質問いたします。山川地区の小学校の再編は令和3年4月1日から再編することが決められていますが、再編状況はどのようにになっているのか質問し、1回目といたします。

○市長（豊留悦男） かいもん荘跡地の活用についての質問でございます。御案内のとおり、新市建設計画にも記載されているとおり、合併後の新しい市、新市の重要な課題でもありました。市では、平成20年から計5回公募を実施いたしました。平成29年2月、民間を含む選定委員会におきまして、土地の売買と開闢一周道路等を含む山麓一帯における提案をされました岩崎産業株式会社を最優先交渉権者として選定をいたしましたところであり、その後、市

は、同社と土地売買契約の締結に向けた協議を重ねてまいりました。土地の売買契約につきましては、売買契約書では、引き渡し後、18か月までに宿泊施設等の建設に着工することとなっておりますので、仮に着工されなかった場合には、市は相当の期間を定めて履行、即ち契約を実行していただけるようお願いをし、その期間内に履行されない場合には、契約解除を含めて買い戻しの手続き等を行うことになろうかと思っているところであります。

次に、地熱開発でございます。令和元年11月6日付でJOGMECから不採択通知をいただきました。今回の不採択通知については、到底受け入れがたい決定であると考えております。したがって、議員の皆さんや協議会委員の皆様から寄せられた意見等も参考にし、JOGMECに対して審査に係る質問事項を文書にて送付し、いただいた回答を検証したのち、今後についてどうするかは検討してまいりたいと思っております。

以下、いただきました質問等については、教育長、その他、関係部長等が答弁をいたします。

○産業振興部長（川路潔） かいもん荘跡地の活用につきまして、いつまでに着工をしなければいけないかということですが、5月末日までとなっております。また、かいもん荘跡地の排水管につきましては、広域の排水管のほか、土木課の排水管は敷設されておりましたが、平成30年度中に撤去をしております。

○市民生活部長（鶴本八郎） 標準的な世帯で税額がどのように変化するかとの御質問ですが、4人世帯で介護納付金分該当が2人、所得は、本市の世帯平均額の118万円、固定資産税は、本市の世帯平均額の6万2千円という世帯を想定した場合、現行税率では20万4,500円ですが、改正後は年額19万5,600円となり、8,900円の減額となるところであります。また、同様の条件で資産割がない場合は、現行税率では18万5,400円ですので、1万200円の増額となる見込みであります。

○教育部長（下吉一宏） 山川地域の学校再編の状況はどうなっているかとの御質問でございます。このことにつきましては、令和3年度の新生山川小学校の開校に向けて、現在、調整項目の調整を図るなど、着々とその取組を進めているところでございます。

○12番議員（吉村重則） かいもん荘跡地問題で、来年の5月末日までに着工しなきゃならないということになっているわけですが、着工はしても、その完成が、例えば10年間については、市と契約の中で、宿泊施設ですか、その方向で決められていますけれども、10年以降については、岩崎さんの目的で変更もできるようになっているわけですね。そん中で、着工にかかって、いつまでにそれは完成とか、その辺ではされていないものなのか。

○産業振興部長（川路潔） 先ほど5月末日と申し上げましたが、正式には、令和2年の5月28日であります。契約の日から10年間という間には、その宿泊とか、そういう用途に供さなければならないというふうになっているところでございます。

（発言する者あり）

- 産業振興部長（川路潔） 完成につきましては、来年5月28日までの着工ということで、完成については、いつまでということはどうたってはございません。
- 12番議員（吉村重則） それと同時に、開聞岳一周道路の件も覚書で交わしていますよね。これについて、いつ頃着工とか、そういう見通しは出ているんですか。
- 建設部長（山崎一麿） 開聞岳一周線につきましては、岩崎産業さんのところの土地を通して、園路に繋ぐ形で計画されておりまして、今、その測量と、並びに取り付け先の協議中でございますので、まだ完成につきましてはの見込みは、まだ立っておりません。
- 12番議員（吉村重則） 検討をされているということであれば、ここ数年の間に可能性としては、一周道路が確実にできるという捉え方でよろしいんですか。それとも、その協議がいろいろな問題が出てきて、永遠に続くもんなんですか。
- 建設部長（山崎一麿） 道路を整備するに当たりましては、地権者の同意や自然公園法に基づく手続き、保安林の解除等の手続きなど、解決しなければならない課題がございますので、その辺の解決ができれば工事に着手できるというふうに考えております。なお、市としましても整備は必要な道路であると考えておりますので、整備が図れるよう、努めてまいりたいというふうに考えております。
- 12番議員（吉村重則） かいもん荘跡地の放流管の関係で、広域の施設の処理水の放流管が埋設されていたわけですよね。広域の処理場が53年度当時にできるときの公害防止協定の中で、いろんな疑義があったときには、広域組合、指宿市、当時、開聞町ですけれども、今、指宿市になる。それと、かいゑい漁協、並びに仙田とか川尻地区と、3者協定をされるとなっているのは、これは事実として認めますか。
- 市民生活部長（鶴本八郎） 昭和53年に開聞し尿処理施設が建設される際、かいゑい漁協、仙田区、川尻区と広域組合、開聞町で公害防止協定を締結しております。
- 12番議員（吉村重則） 指宿も関係あるということでもよろしいんですね。これまで、指宿市議会で取り上げたときも、広域の議会で取り上げたときにも、指宿市の問題だから広域では答弁できません。指宿の市議会においては、広域の問題だから答弁できませんというような回答されているわけですよ。これは事実として認めるんですね。
- 市民生活部長（鶴本八郎） 旧開聞町で協定書の方を締結しておりますけれども、新市の方に引き継がれておりますので、新市の方で3者協定を結んでいるという状況と同等と考えております。
- 12番議員（吉村重則） その点について、かいゑい漁協との協定書の中で、平成12年に台風災害によって海中の放流管が被害に遭って、そのときに協定書を結んで、被害金を、補償金を2,000万払っているんですよ。20年に新しい処理場ができたときにも、かいゑい漁協とは1,000万円、協定書で払っているんですよ。仙田地区とか川尻地区とは、全く、最初のときの公害防止協定の中では同じ内容なんですよ。ただ名前をかいゑい漁協、仙田地区、川尻地

区に書き換えているだけで、そういう中で、なぜ、その仙田地区とか川尻地区との協定のやり直しをしなかったのか。これ、大きなお金が動いているんで、3者協定しているわけですよ。その記録は残っていないんですか。

○市民生活部長（鶴本八郎） 平成12年と平成20年の協定につきましては、かいゑい漁協との協定を行っております。これにつきましては、放流地点の変更や工事に伴うもの等でございます。影響を受けるのは放流先の海域で、漁業を営むかいゑい漁協の方であろうということで、かいゑい漁協から広域組合へ要請書、要望書の提出もあり、協定を締結したものだと思われれます。

○12番議員（吉村重則） 放流先の変更によって、補償金として支払ったという説明だったわけですが、この公害防止協定の中の4条の中で、損害の賠償ということで、施設による公害が発生した場合において、その結果、操業に起因することが明らかになったときに被害の補償を行わなければならないと、4条でちゃんとうたっているんですよ。放流先については、何もうたわれていないんです。その処理場から排水される処理水、どういう公害が生じているのか。その辺はどのように考えますか。

○市民生活部長（鶴本八郎） 公害防止協定の方では、冒頭、排水放流について、公害防止関係法令に定めるもののほか、地域の社会的条件に応じた総合的な公害防止対策を推進することを確約し、次のとおり協定を締結するとうたわれているところでございます。昭和53年当時のことから、また、新たに平成20年度に稼働をしております新処理施設におきましても、特段、公害等の苦情とか、そういった声をいただいているところではございません。

○12番議員（吉村重則） 公害は何もそういうことはないという答弁だったわけですが、この公害防止協定で、いわゆる賠償、損害の賠償という4条の中で、公害があったときに賠償をしなきゃならないとうたわれているんですよ。こういう中で、放流先が変わったために2,000万、1,000万、支払いをして、今回のかいもん荘跡地、放流管の撤去によって、河川放流したということで、この今の処理水というのは、飲料水に近い基準だと、全然、飲むと思えば飲めるような処理水を河川に放流しているんですよ。そういう中で、今回、かいもん荘跡地撤去によって、河川放流をした。かいゑい漁協には300万払いました。これは、ずっと続いていくんじゃないですか、今後も。だから、本当にその処理水によって公害が発生しているんだというんだしたら、これは分かるんですよ。飲料水に近い処理水を捨てているのに、放流しているのに、何で300万も払う必要があるんですか。

○市民生活部長（鶴本八郎） 今回、一時的な河川放流に関しまして、昨年の7月にかいゑい漁協と広域組合の2者で覚書を締結して、300万円を支出しておりますが、本市としましては、広域組合の方でかいゑい漁協等との協議とか、そういったものの中で、やはり協定書を基にして、海中への放流ということでございましたので、かいゑい漁協の方と協議を行ってきた

ものと考えております。

○12番議員（吉村重則） 当初、結ばれた公害防止協定、これは今でも生きているわけですよ。300万も払う、河川放流する、疑義が生じていること。指宿市は逃げるんですか。ちゃんとして、大きな問題ですよ。仙田地区とか川尻地区民にしてみれば、何も説明もなかった。1年3か月後に説明会をして、住民の声なんか無視されていると、怒っているんですよ。何で覚書書、広域とかいぬいだけのこういう書類になってくるんですか。疑義が生じているのにも関わらず、指宿市は逃げるんですか。これこそ税金の無駄遣いじゃないんですか。

○市長（豊留悦男） 御案内のように、合併前、そして、合併後の20年という、そのときの状況がどうだったのか。その状況は十分に把握はしておりません。どういう経緯で2,000万、1,000万というのが当時支払われることになったのか。そのことについて、私どもとしては、やはり、広域組合で決めたことだろう。市で決めるわけにはいきませんので。しかも、広域組合というのは、もう議員御案内のように、指宿市だけで構成しているわけではありません。当時、穎娃町を含めて、現南九州市ですけれども、その広域議会の構成の内容を見ても、南九州の議員も入っている。指宿の議員も入っている。そして、ごみ問題は広域で処理していこうという、そういう下でなされた事業でもあります。そういう意味で、指宿は逃げるのか。決してそうではありません。やはり、この広域組合の議決を大切にしながら、ごみ問題、処理水については、当時も対応してきただろうと思います。今回、300万という、そのことが問題になっておりますけれども、先日、仙田で説明会があったときにも、お金の問題ではないのだというようなこともいただきました。議員が、今、縷々質問をされていることは、なぜ、かいぬい漁協に払ったのかということと同時に、同じ公害防止協定であったら、仙田地区、川尻地区にもそれなりの対応をすべきなのかというような、そういう趣旨だろうと私は捉えましたけれども、その意味で、今、答弁をさせていただきました。ここで払う、払わない、どうしたのかということは、つまり、その広域議会の議員を構成する、その中で決定されたことですので、ここでは答弁は控えているところであります。

○12番議員（吉村重則） 私は、その平成12年・20年の問題をあいする気持ちはありません。ただ、この300万の支払いについても、昭和53年当時、あそこに処理場ができるとき、仙田地区では大反対があって、当時、区長さんをされた方は20年もされた方で、行政側の肩を持ったために区長まで辞めさせられたと。大反対運動があったんですよ。そういう事実に基づいてやるならば、仙田地区の皆さんはお金がどうのこうのとは言っていないんです。そういう、本当に仙田地区民が反対をして、運動を起こした、それを今回、河川放流するに当たっても一方的に、かいもん荘を売買して撤去してください。住民説明は後でやる。これ、ここに問題があるんですよ。ちゃんと区民にちゃんと説明して、経緯をやる、処理水についてもちゃんと説明をしてやっていけば、仙田区民にしても納得してくれると思うんですよ。ちゃんと説明を徹底してやっていけば。ここが抜けているもんですから、大問題になってくる。

それと仙田で、この前市長さんが行って、説明されたときに、区民の皆さんから、かいゑい漁協さんの方には、もうこれ以上払わないでくれという約束をしてくれというところまでされているんですよ。ですから、この公害防止協定から見れば、本当に放流箇所の変更によって、そんな大金を払う必要ないと。損害賠償の項目の中では、公害が生じたときに補償しなきゃならないとなっているわけだから、これは、今後、ちゃんとした方向で取り組んでいてもらいたい。どうですか。この点について、どのように考えていますか。

○市長（豊留悦男） 今、質問いただき、回答を求められましたけれども、このことについては、広域の、いわゆる事務部局、そして、議会に対して、指宿市議会でそういう意見が出たと、これは尊重しなきゃいけないだろうというような、この様子については議会に報告し、そして、議会で協議していただきたいと思っております。

○議長（福永徳郎） 吉村議員。広域議会の中身のことについてはですね、極力。中身の運営的な問題です。

（発言する者あり）

○議長（福永徳郎） ですから、それはあくまでも広域議会の中で採決を諮って決めていっている。あなたも広域議会ですから、その中身は十分御存知していると思うんですよ。

○12番議員（吉村重則） そういう面では、やっぱり区民に対して、仙田区民、川尻区民に対して説明が足りない。いつでしたっけ、川尻と開聞の体育館で説明会を広域が開いたときに、指宿市の問題がかなり質問されるんですよ。ですから、本当、市として川尻地区、仙田区民に対して住民説明会を、今後、開いてもらいたいですが、どう、取り組んでいくかどうか、答弁していただきたい。

○市長（豊留悦男） 住民の声、市民の声というのを聞く場がありますので、それは私の事業として、市の事業として、市長と語る会とか、いわゆるランチを通して、昼を通して語る会、その他、様々な協議をし、話し合う機会がありますので、そういう場で話し合う機会があればありがたいと思っております。

○12番議員（吉村重則） 続いて、地熱の問題に入っていきます。今回、今年の不採択について、さっき市長が答弁されましたけれども、納得はできないということで、今後、質問状なんかをJOGMECの方に出していくんだと。いつ頃こういう質問書を提案していくんですか。

○総務部参与（中村孝） JOGMECへの質問につきましては、これまで協議会の委員であるとか、また、本日も一般質問等でも質問が出ているところがございますので、そのような意見を取りまとめて、近いうちに提出をしたいという形では考えております。

○12番議員（吉村重則） 8月に山川と指宿のなのはな館で説明会を開いた中で、環境への影響、温泉への影響について、いろんな質問が出てきていると思うんです。指宿市自身は、地熱発電によって絶対に温泉への影響とか、その辺はないと考えているんですか。

○**総務部参与（中村孝）** これまでもプロジェクトにつきましては、いろんな地表調査であるとか、そのようなものをして、皆さんの方には説明を差し上げているところでございます。また、影響があるかないかにつきましては、今後もモニタリングであるとか、そういうので注視をしていきたいという形で御説明をさせていただいているところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 指宿市として、どのようなモニタリングをされて、その結果についてはどうなっているんですか。

○**総務部参与（中村孝）** 今現在、本市の事業についてのモニタリングにつきましては、ヘルシーランドであるとか、そういう所のモニタリングを現在も実施をしております。また、今、調査井とか、今後、そういうあった場合についても、今後、モニタリングをしていくという形では、計画をしているところでございます。また、本市の事業だけに限らず、市内の数か所の部分につきましては、モニタリング等が、うちの方にも報告がございますので、そういうデータ等も注視をしているところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 地熱については二分しているわけですね。さっきの答弁の中では、市がしようとするものについてはモニタリングはされていると。他の件については、業者なりがしているのを、報告を受けているような感じで答弁だと思うんですけども、指宿の温泉を守るという面からすれば、指宿市全域において定点、場所を決めた中で、モニタリングそのものを続けていかなければ、湯量がどうなっているのか、温泉がどうなっていくのか分からないんじゃないですか。そういう面で、指宿市は取り組んでいるのかどうか。

○**市長（豊留悦男）** 私が最初に、今回の不採択の通知については理解できないと、受け入れがたいという、言った理由の一つに、議員が心配をしておられる地熱発電という事業をしたら温泉が枯れるのではないかと、影響があるのではないかと、そういう疑義があるとすれば、今回、エネルギー庁、JOGMEC等が、何件か申請があったそうですけれども、他の申請は全て認められた。指宿だけが不採択であった。もし、地熱発電が未来のエネルギーとして、環境に優しいエネルギーとして、事業を進める中で、温泉、その他に影響があるとしたら、他の数件も当然認めることができなかつたであろうということが推測をされます。しかし、指宿市だけがそういう事態になったということについては、モニタリングを含め、いろんな問題があつたらうと思っておりますので、このことについては文書等で、なぜ不採択になったのかということ等を回答いただき、そして、その内容によって検証を通して、この地熱発電、これがどうなっていくのか、指宿市だけなのかどうかを含めて考えていきたいと、私はそういう思いを最初の答弁の中で伝えたつもりであります。

○**12番議員（吉村重則）** 私が、今、質問をしているのは、JOGMECの採択とか不採択の問題じゃなくして、指宿の温泉がどう変わっていくのか。本当、この間、民間を入れてかなりの申請がされてますよね。それによって、影響が出る可能性っていうのはあると思うんですよ。だからこそ、指宿の温泉がどう変わっていくのか、ちゃんとした指宿市全域のモニタ

リングは必要ではないのかと、この点をお尋ねしているんですよ。

○副市長（佐藤寛） 議員御提案の件についてですが、指宿市の温泉そのものについての需給バランスをどうこれから考えていくのかというような趣旨の発言だと思います。これについては、そもそもの温泉の用に供しているもの、あるいは農業の用に供しているもの、漁業に供しているもの、そして、今、問題になっている地熱発電のように、これから供しようとするもの。そうした様々な湯量についてのモニタリングが必要だと考えております。そうしたことにつきましては、協議会の中でも議論が出ているところもありまして、今後の検討課題だと思っているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 今後の課題だと、温泉を使っているホテル・旅館の皆さんは温泉が出なったら廃業ですよ。農業にしても、コショウランにしても、冬場寒いときに温泉で営業しているわけですよ。それだったら影響が出る、これは科学的には証明できないです、本当言って。止まった場合に、市は補償するんですか。

○副市長（佐藤寛） 議員御発言の趣旨が、地熱発電に対しての影響のことを指していると私は捉えたんですが、地域全体の温泉そのものの影響についてどう考えていくのかというのが大きな論点だと思います。それについては、今後、旅館業者が汲み上げている温泉、そういったものも、当然、モニタリングの対象にしていかななくては、全体の需給バランスというのは考えられないだろうという趣旨で、先ほど答弁したとおりです。ですので、本市の需給を、どう、今後、考えていくのかというときには、宿泊業者の持っている泉源も含めて、モニタリングをしていかない限りにおいては、そのバランスシートができないと。ですので、先ほどの答弁をさせていただいたところです。

○12番議員（吉村重則） 私は、これまで地熱の問題を何度も取り上げてきました。その中で、バイナリーの500mぐらい、地熱の掘削をした中で、地下水に影響が出たと、私は議会で何度も取り上げています。名前を教えてくださいと副市長は要求しましたよ。だけど、私は個人の関係だから、それは市がちゃんと調査をして調べるべきだということで、これまでも言ってきています。今朝も電話をして確認しました。ペーハーについては、全然改善はされていないと。その方が言われることは、鹿児島県から多摩川エナジーさんですか、申請なのかどうか分からないんですけども、水質検査してくれということで、水質を持って帰って、今、検査中ですよと言われてますよ。県の方に、多摩川エナジーさんが申請をしたんでしょうね。そしたら、県の方からどここの水質について分析をしてくれということで持って帰って、今、分析中だと。その方は言うには、500mぐらい掘って、こんなに影響が出ている。本当、開発については止めてもらいたいと言っていますよ。市内のそういう状況を何で調査しないんですか。1か所だけでなくして、例えば九州地熱、山川発電所の周りは昔はスメができるぐらい、温泉が上がっていたんですよ。それが、今、全然出ていないんですよ。九電さんは、この前の住民説明会の中で影響は全然出ていないと、住民説明会で言っていま

すよ。しかし、農家の皆さんは、完全に温泉に影響が出ているんだと。だけど、市の方はJOGMECの方には申請はするけれども、市民の本当の、懸念されていることを調査しようとしなさい。影響が出ていることに関して、何も調査をしようとしなさいじゃないですか。すべきじゃないんですか。影響が出ているか出ていないか、それは分からないです。この調査について、今後、市内全域で調査する考えがあるかどうか。

○市長（豊留悦男） 私たちは想像の中で、想定の中で答弁するわけにはいきません。ただ、様々な地熱エネルギーを行っている地域において、温泉が出なくなった、枯渇したという学術的なものを含めて、その事例があるのかどうか、今、私も勉強しております。つまり、国策として、新しいエネルギー政策、脱炭化、二酸化炭素を減らそうという国策としての自然エネルギーの開発、だからこそ国も推奨し、エネルギー庁も推奨し、その担当であるJOGMECも推奨している。その同じテーブルの中に乗った指宿のものだけが採択をされないということは、議員がおっしゃったような、実際、九電の山川発電所のおかげでそういうものが、つまり影響があったということは証明されるのかどうかというのは、私たちだけではできないだろうと思います。それは、専門的な見地から、様々な角度から調査をしなければならぬと思います。市が調査して、即ち山川発電所の影響でこうなった、ということは言えないだろうと思います。私は、この地熱発電というものについては、5年後、10年後、後世が確実にその事業の判断をするだろうと思っております。それは、つまり、私はこれまでも答弁したように、指宿のホテル、温泉業者に影響があるとすれば、この地熱事業は止めなければならないというのは、これまでも申したとおりであります。その中で、議員からは還元井を含めて、影響のない地熱発電のやり方というの也被問われましたので、還元井を含めて、影響がないように、つまり、影響があるないというのはここでは、想定では言えないと最初言いましたけれども、この事業というものは、市として、5年、10年後に必要な事業だということで、市は実施をしようとしている事業でもありますので、是非理解をしていただきたいと思ひます。

（発言する者あり）

○副市長（佐藤寛） 議員は山川地域の件を例に出しましたが、実際は指宿地域でも多くの温泉を使っております。指宿地域もかつては湯量が相当にあったという話は伺っているところでございます。それが、現在、こうした状況になっているということでございまして、山川地域に九州電力の地熱発電があるから、山川地域の湯量が減っているという論法にはならないんだらうと私は考えております。九州電力ではモニタリングを自主的に実施しておりますし、まさにキャップロックの下の熱源を活用して地熱発電をしているという状況から推察して、影響はないものと考えております。

○12番議員（吉村重則） 私が質問したのは、影響が出ているか出ていないか分からないです。ただ、地熱発電の周りでは昔はスメもできたぐらい温泉が出てた。農家の地下水に対し

て、井戸水に対して、ペーハーが6.どしこが7.1以上上がったと。泥水になって、今でもフィルターが大変な状態になっていると。そういう事実はあるんですよ。これを調査するかどうかを私は聞いているんです。今後、指宿市として、影響があるかないか分からないですよ、市内全域で。その実態をモニタリングも含めてするのかどうか。

○副市長（佐藤寛） 先ほども答弁したとおりですね、山川地域については九州電力の地熱発電所がございまして、モニタリングをかなりの数をやっております。その結果については、議員もたびたび説明会で聞かれたとおり、影響はないということで九州電力の方から説明がされているのは御承知のとおりです。私どももそのように考えております。

○12番議員（吉村重則） 何で九電のことだけ聞いて、市民の皆さん、温泉業界、農家、そっちの声に対しては、反対意見になったら何で避けていくんですか。ちゃんと市民の方向を向いてくださいよ。これでも九電の話しか聞かないんですか。

○市長（豊留悦男） 具体的に、市としてどうしろというのか、私はそれは測りかねます。つまり、影響がないというのは、専門家、地熱の専門家であり、学識経験者であり、その方々の意見というのを尊重しなければ、私たちは判断はできません。それで、例えば水が出なくなった、井戸が問題があるといったときに、市が具体的にどう調査していいのかという、その方向性が私には見えません。つまり、九電等の地熱発電等を行っている業者、そして、その地熱発電に造詣のある科学者を含めて、そういう方々の意見を聞かざるを得ないわけでありまして。市民を向いていない、市民の意見をという、それは違うだろうと思います。やはり、御案内のように、温泉というのは未来永劫続くものでもありません。市内においても、私どもが小さい頃親しんでいた柴立温泉等も今は出ません。それが地熱発電の影響であるのかどうかを含め、大きく地下の構造というのは、ときとともに変わっていくだろうと思います。地熱発電をしたから、その地域の温泉、スメと申しましたけれども、そういう構造に影響があったということは、私どもは、今、一概には言えないと思っているところであります。決して市民の意見とか、それに目を背けているわけではないことだけは、理解をしていただきたいと思えます。

○12番議員（吉村重則） そうであれば、何で九電の言うことは、九電がこれまで70年から地熱発電やって、影響は1か所も出ていませんと、はっきり住民説明会では言っていますよ。しかし、市民の皆さんにしてみれば、本当に影響が出ているかどうか、科学的に証明はできないんだけど、そういうところもあるということは言われているわけですよ。だから、別府市が地熱発電について規制をかけていますよね。あれは長い歴史、モニタリングをしている中で、湯量が減ったりしている。30年、40年、50年という期間の中で、そういう調査がされている中で、そういうものが分かってくるわけですよ。指宿市の場合は九電の言うことを聞いて、市としては何も取り組んでいない。ここに問題があるんですよ。住民説明会の中で、九電に対して、硫酸を年間どのぐらい投入しているのかという質問に対して、九電

は答えないじゃないですか。市の方には答弁が来ているんですか。市長の司会の中で、早いうちに答弁をお願いしますというような方向でやっていたけれども、8月にされているわけだから、もう答弁は来ているんじゃないですか。山川発電所で何トンの硫酸が投入されているんですか。

○市長（豊留悦男） 具体的な数字については言えないところであります。やはり、地熱発電によって温泉が枯れたという、そういう報告があるのかどうか。そして、それが事実なのかどうか、全国的に、いや、世界的に、今、地熱発電という、そのエネルギーの有有用性というのには求められております。インドネシアにおいても、どこにおいても、大きなプラントとして新しいエネルギーは地熱にという、そういう流れでもあります。それが、即ち国策でもあるわけであります。私どもはこの流れというのは大切にしなければならない。そして、エネルギーの地産地消、つまり、指宿はどんな災害があっても、電気、その他のエネルギーについては、自分たちの地域で確保できるというような、そういうインフラを含めた、安定的なエネルギー、自然に優しいエネルギー政策というのを推し進めなければならないという一つの観点から、この事業も進めております。是非学術的に、地熱発電により温泉が枯れた、影響があったということであれば、具体的に示して教えていただければありがたいと思います。私の知る限り、そういう所はないと私は思っております。

○12番議員（吉村重則） だからこそ、長期間かけて、モニタリングをして、温泉がどう変わっていくのか。土の中は誰も証明はできないですよ。個人が証明してくださいって言ったって、そんなお金もないですよ。特に地中の中は、何がどうなっているのかも分からない。だからこそ、モニタリングでずっと積み重ねた中で、どう変わっていくのか。学者であっても、これは証明できないですよ。ですから、そういう面から考えれば、今後、市内全域で市民の声を聞いて、どう考えているのか。温泉事業者に対してどう考えているのか、そういう調査なんかはするかどうか。最後に聞きます。

○総務部参与（中村孝） 本市で地熱事業をする場合につきましては、うちの方に調和のとれた地熱活用協議会というのがございます。その中で、事業計画書を提出するわけなんですけれども、その中にリスクマネジメントという部分についても提出をいただいているところでございます。そのリスクマネジメントにつきましては、そういう地熱の作業の途中で、そういう影響があったとか、そういうものも含めまして、モニタリングを開始しながら、その事業者の責任で、そういうような事象があればですね、その温泉事業者の方で、それはしっかりと対応していくというような形で、地熱協議会の方でもそういうものをもってですね、地熱事業については審議をしているところでございます。

（発言する者あり）

○副市長（佐藤寛） 先ほども答弁したとおりですね、地熱に限った話ではないと考えています。これは温泉を使う事業者、農業、宿泊業、漁業も含めてですね、本市の地熱の需給バラ

ンスをどう、今後、把握して将来に備えていくのかと。そのためには、そうした事業者の協力もいただかないといけない。当然、泉源については、その各事業者の財産であるので、市の方では勝手にはできないでしょうということです。ですから、今後、そうしたものも含めた中で、対応を検討していきたいと、先ほど答弁したとおりでございます。

○12番議員（吉村重則） 答弁になっていないです。市が何でできないんですか。やろうと思えば、すぐにでもできますよ。指宿の温泉を守ると、地熱発電するにしてもですよ。これからでも遅くないですよ。市が取り組むかどうか。そこだけをもう1回、答弁してくださいよ。

○副市長（佐藤寛） モニタリングの協力について、ある事業者にお話をしたことがございますが、協力はいただけなかったです。それがどうしたかという、やはり財産権にかかる問題なので、その時点については御遠慮させてもらいたいという話でした。ですので、そうした問題をクリアした上で、調査を今後やっていくということを、協議会の中でも揉んでもらって、市で検討をしていくべきだと考えております。

○12番議員（吉村重則） 市民の事業者の皆さんは心配しております。そういう面では、今後、そういう方々とも、本当に膝を交えて懇談をしながら、地熱開発については取り組んでもらいたい。九電の言うことだけでは、九電の山川発電所のデータについても、全然出て来ない。こういう市でよろしいんですか。市としては要求していくべきだと私は思います。

（発言する者あり）

○議長（福永徳郎） 趣旨を聞くだけの反問権ということですね、許可いたします。

○市長（豊留悦男） 地熱事業については、これまでも議員からたくさんの意見をいただきました。この事業の本質というのを考えたときに、私たちはこの事業というものは、総合計画の中でも、マスタープランの中でも、ふるさとの創生の戦略の中でも、議会に諮って、そして、議会の同意を得て、しかも市民の意見、パブリックコメントを通してやった事業であります。市が独自にやった、執行部が勝手にやったという、そういう事業ではないということ、まず前提に、私は議員に反問をいたします。即ち、九電は何も資料を出していないのかどうか。そして、九電のいいなりになっているのかどうか。それは、どういう観点からその意見が出ているのかどうか、その件について反問権をお伺いし、そして、議員は地熱という、この事業について、反対なのか賛成なのかを明確にして質問をしていただければ、それに合った適切な答弁ができる、そう思っておりますので、私はここで議員にお尋ねしたいと思っております。

○議長（福永徳郎） 吉村議員、今、市長が反問権使ったのは、一番最後の賛成か反対かというところはそぐわないと思っておりますので、その部分については答弁は、お答えいらないと思うんですが、その以前の件については、もし。

（「反問権は成立しない」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） いや、そこについて、今、お尋ねがあったわけですから、それについてお答えいただければと思います。

○12番議員（吉村重則） 今の件については、山川発電所については、生産井が12本あるんですか。12本ぐらいあると思うんですけども、1本1本、重金属とかヒ素とか、全部違うと思うんですよ。ですから、1本1本のそういう重金属についても、市としては掴んでいるべきだと。それと、シリカを溶かすために硫酸を投入している。リットル当たり数10mgと言われますけれども、1分間に相当な湯源が上がってくるわけですよ。そうした場合に、年間365日になれば、相当な硫酸が使われていると。住民説明会の中で要求しても、九電はとぼけるだけ。何10mmで、ほかの施設ではこうこうだと。山川発電所でどんだけ投入していますよっていうことを全然答弁しないですよ。これについて、指宿市はちゃんと掴んだ中で、どうなんだっていうところを掴んでいかなければ、九電の個人情報だから掴めません、影響ありませんっていう、これでは納得はしないですよ。それと、これまで市の方で議会を通して了解してきた計画だということなんですけれども、やっぱり、地熱発電については固定したもののじゃないですよ。変化しているんですよ。だからこそ、その変化については、事業者の皆さんは心配しているし、そういうところにちゃんと対応し、応えて、納得をさせながら、市が地熱発電をやるんだったらちゃんとしていかなければ、ただ安全ですよ、安全ですよという面からやることは駄目ですよと。ですから、事業者の皆さんも了解した中で、地熱開発をする分については、私は大丈夫だと思っているんですよ。しかし、今は地熱事業者の皆さんが、本当に心配している、ここに指宿市はちゃんと答弁していないと、答えてないと、本当に一緒に開発をしようという意識はないっていうことで、私は質問しています。

○議長（福永徳郎） 市長、今の回答でよろしいですか。良かったら答弁をお願いします。

○市長（豊留悦男） いろいろな考えがありましょう。そして、そのデータについても、見方によっては十分説明が果たされていないという見方もありましょう。それ等を含めて、今回の結果というのを、それぞれの関係者に検証するために、意見、そして、その採択されなかった根拠というのを求めたいと思っております。

○12番議員（吉村重則） 時間の関係で、次に入ります。

国民健康保険税について、資産割の平均の場合は、保険料が下がると。資産がない方については1万以上上がるという答弁でしたけれども、実際、資産割の総額はどのぐらいになるんですか。

○市民生活部長（鶴本八郎） 資産割で課税をいたしております金額は約6,700万円でございます。

○12番議員（吉村重則） 子供の多い世帯、かなり若い世帯の場合は、今、農業にしても自営業者にしても、消費税が10%に上がって、すごく大変な状況なんですよ。払いたくっても払えない状況なんですよ。だから、法定外繰入を6,700万入れれば、かなりの値下げができる

んじゃないですか。

○**健康福祉部長（西浩孝）** 本市は、今現在、法定外繰入の解消に向けて、取組をしているところでございます。法定外繰入の更なる増加という部分につきましては、現在、考えてははいないというところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 法定外繰入を解消させるという、法定外繰入はどのぐらいされていますか。

○**健康福祉部長（西浩孝）** 平成29年度で2億円の法定外繰入をしておりましたが、平成31年度では1億2,000万円となっております。

○**12番議員（吉村重則）** これを解消していくとなった場合には、かなりの値上げになってくんじゃないですか。今でさえも、もう払っていけない状況なんですよ。取り立てはすごい状態でありながら、これ以上上げられたら、若い人たちはやっていけないですよ。子供の多いところは特に大変な状況なるんですけども。こういう状態で、本当にいいんですか。

○**市長（豊留悦男）** この国民健康保険税の問題というのは、この議場でもたびたび争点になったところであります。自治体としては、法定外の繰り入れをしないような健康な町をつくらうということで、私たちは行政の施策の大きな一つの柱としてやってきております。先日、東京での会に出てまいりました。自治体は医療費で崩壊するだろうという、極端な意見を言われた学者もおりました。今後、人口減少社会、高齢化に向けて、医療費がこのまま上がって、そして、国保というものの健全化を図るために、一般財源からの繰り入れを続けていくと大変なことになるであろうという警鐘でもあります。本市においても、10数億、既に法定外の繰り入れを行っているところであります。そういう意味で、今後、大きな財政の課題としては、医療費を削減する、国保会計の健全化を図る、これは議員もそのことは御理解いただいていることだろうと思います。ですから、できるだけ法定外の繰り入れをしないような、そういう施策を、私どもは講じてまいりたいと思っております。

○**12番議員（吉村重則）** 国保についての負担、本当に限界来ていますよ。農業であっても、異常気象の中で、スナップエンドウもスリップスとか、虫食いがかなり出て、かなり捨てる、生産ができない状況になっている中で、農業の場合は先行投資なんですよ。収益に上がるのは、もう3か月後ぐらいから、しかも最初の部分ではほとんど収入にならないのが現実で、行政の方は国保税としてかければそれでいいかもしれない。だけど、本当に払いたくっても払えない状況。若い農業青年も、指宿でも、県内でもトップクラスですよ。そういう中で、子供を抱えて農業をやる、収入が少なくなっていく。こういう面で、子供に対する均等割、これについて助成制度とか、そういう免税的のところは考えてははいないのかどうか。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 国保税の均等割につきましては、加入者一人一人に均等に課税をされており、子供の増加とともに負担が増える仕組みとなっているところでございます。現

在の地方税法では、均等割及び平等割の低所得者に対する軽減制度があり、本市の当初賦課時点で7,674世帯のうち、4,826世帯約63%の世帯が7割、5割または2割のいずれかの軽減制度の対象となっているところでございます。議員から御質問のありました子育て世代に対する軽減制度につきましては、現在、地方税法において制度化されておらず、全国的にも独自に実施している自治体はごくわずかであります。国保世帯に対する市独自の減免支援策は、国保世帯以外の世帯との均衡が図られないという観点もありますし、仮に制度を構築したとしても、減免により不足する国保税を他の国保加入者に負担していただかねばならないこととなりますので、現段階では、本市独自の減免制度については考えていないところでございます。

○12番議員（吉村重則） 最後に、小学校の再編について。令和3年の4月1日には山川は再編するということが言われているんですけども、大成小の耐用年数、もう60年、もう近いうちに60年になるという面からすれば、今後のことを考えれば、審議委員会とか募って、子供の教育を改善させるんだという面で、令和3年の4月1日の再編ではなくして、子供の教育環境を整えていくという面から、やっていくべきではないか。そこをお聞きします。

○教育長（西森廣幸） 令和3年4月1日は、もういろいろ御理解いただいて、その準備を進めている段階ですので、今後はより充実した学校づくりに努めてまいりたいと思っております。

（発言する者あり）

○教育長（西森廣幸） 今、教育環境の整備については、鋭意、検討を進めておりますが、新生山川小学校がスタートしたとすれば、当然、同級生が増えて、その中で多様な考えや異なる価値観を持つ仲間との交流が可能になります。子供たちは自分と同じ考えを聞いて安心したり、また、違う考えをお互いに議論したりすることで、切磋琢磨しながら、自分の考えを深めたり、再構築したりする経験ができます。当然、学年が2学級ずつになりますので、毎年クラス替えが可能となり、幅広い交友関係や多くの先生方との出会いも期待できるところでございます。また、学習指導としては、専科による授業や習熟度別学習など、より教師の専門性を生かした学習指導を行いやすくなり、個に応じた指導もできるものと思っております。何よりも教師の数が増えることにより、学年部などでお互いに意見を出し合い、より良い教育の在り方について議論する環境ができますので、教師の資質向上にも繋がるものと思っております。そういうことで、令和3年4月1日に向けて、準備を進めていきたいと思っております。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時24分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） おはようございます。8番、恒吉太吾です。今日、明日と市内小学校の児童の皆さんが議会に見学を訪れています。私も同年代の子供を持つ親の1人として、指宿が子供たちの笑顔で溢れる町になってほしいと願っています。一方、子育て世代の皆さんからは、指宿は子供が遊ぶ場所が少ないよねといった声がよく聞かれます。私自身の子育ての中でも、遊ぶ場所の少なさを感じる事が多く、同じ子育て世代の代弁者として、雨の日、夏の暑い日、そして、冬の寒い日でも、子供たちが思い切り遊べ、親同士の交流の場となるような屋内、屋外広場の整備や、大型コンビネーション遊具の設置を提案してまいりました。提案に対して、状況はどうなっているか、まずお聞きしたいと思います。

もう1点は、指宿市版DMOについてお聞きします。DMOとは、観光地域づくり法人と呼ばれ、市全体が稼ぐ仕組みづくりを構築するため、観光地域づくりを行う舵取り役となる法人とあります。指宿市版DMOについては、令和元年9月定例会一般質問において質問した際、DMOが稼ぐということではなく、DMOによって地域が潤って、観光振興によって上がった収益が間接的にDMOに入るといった趣旨の答弁でした。今回の12月定例会において、736万円の補正予算がDMO法人設立及び事務所設置費用として計上されています。DMO設立の要件として、法人である必要があり、事業を継続し安定させることが前提となります。そして、日本版DMOの登録要件として、安定的な運営資金の確保が求められています。DMOを運営していくためには、様々な費用が発生します。運営していくための年間の費用は幾ら掛かり、その財源をどのように確保していくのかお聞きし、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 子育てのしやすいまちづくり、本市においては、そのような環境というのは十分でないのではないかとというような御質問でもございます。大型遊具等につきましては、現在、工事が進んでおります多目的グラウンドの南側、約2,470㎡の敷地を活用して設置する計画でもあります。設置予定地は、サッカー・多目的グラウンドへの入口導線となる北町通り線に近いこと、多目的グラウンドの中央に整備されるサッカーコートからも70m程度離れていること、多目的グラウンドの駐車場にも近く、屋外トイレ、水飲み場、手洗い場も隣接していること等を考慮し、このエリアへの設置を検討しているところでもございます。

DMOにつきましては、担当部長がお答えいたします。

○副市長（佐藤寛） 指宿市版DMOの運営とその財源についての御質問でございますけれども、まず、設立から当面の間については、行政からの支援が不可欠だろうと考えております。財源としては、国や市からの補助金や負担金、そして、ふるさと納税事業の返礼品の受発注業務と、その営業業務などが想定しているところでございます。また、DMOのビジネスモデルといたしましては、観光客と地域の消費の増加を図ることが、まず第一現でありますが、地域に波及した経済効果の対価を受益者、この場合は市や事業者になると思います。

この受益者から得る還元益、この場合は負担金、あるいは、その補助金などを想定しております。その還元益の獲得が一つ。もう一つは、DMO自身で自己開発した商品の販売、そして、富裕層などに特化した高付加価値の体験メニューの開発、販売などが得る利益の確保になると考えているところでございます。具体的なビジネスモデルにつきましては、これから設立されますDMOの理事会、そこにはアドバイザーの方々も多数入ってきますので、そうした御意見などを踏まえ、さらに、マーケティングデータ等から検討されていくものと考えているところでございます。設立当初となる初年度につきましては、全体経費としては、あくまで現時点の試算でございますが、約1億1,000万円程度を想定しております。内訳としては、人件費に約3,000万円、消耗品等や活動旅費、業務車両購入などで約1,900万円。このほか、市の観光課にあります既存事業やふるさと納税事業の予算の組替等で約6,000万円程度を見込んでいるところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 広場の方に対して、とても快い発言が、答弁がありましたので、順序を変えて、聞きにくいDMOの方から質問させていただきます。年間の経費、財源については、今、縷々お答えいただきました。1億1,000万円掛かる。そして、財源については、国や市からの補助金、ふるさと納税の返礼品の受発注業務の受託、営業業務を想定しているとのことでした。ただですね、最初から自主財源も確保できない補助金頼み。あと2か月に迫っているにも関わらず、まだ具体的な戦略、何一つ立てられていない。この現状に対してですね、市民の方々から見切り発車じゃないか。取り敢えずスタートすることだけに執着しているのではないかといったですね、厳しい声が、たくさん私のもとにも寄せられております。まず、法人設立についてお聞きしたいと思います。今回、設立のために予算も計上されました。まず、どのような法人形態になりますか。あと、法人名についても、決まっていればお答えください。

○産業振興部長（川路潔） 法人につきましては、一般社団法人としているところです。名称につきましては、12月23日に開催されるDMO設立検討会の中で決定をしていく予定になっております。

○8番議員（恒吉太吾） 法人名はまだ決まっていないということですので、お願いします、センスのある名前、付けてください。お願いしておきます。法人形態、様々ある中で、なぜ今回一般社団法人を選ばれたのか。メリット、教えてください。理由とですね。

○副市長（佐藤寛） 前回、第3回の設立検討会が11月の26日に開催されております。その中で、法人形態をどのような形態にするのかということで協議を諮っております。法人形態の種類としては、一般社団法人、一般財団法人、株式会社などが想定されております。それぞれメリット、デメリットがあるんですが、全国のDMOの形態の中では一般社団法人が一番多いという現実があるということと、そのメリット、デメリットを比較した場合に、一般社団法人が適当だという協議会の結論に至ったところでございます。メリットについては、会

員間の連携や調整の場として機能する。基金の拠出などがあれば、それを受け、安定資金を確保することができるなどがございまして、デメリットとしては、人の集合による目標達成を前提としており、収益計上を目標としないことから、組織ガバナンスが弱いのではないかと。会計年度が単年度決算ということなので、単年度主義になりはしないか。その他に、デメリットとしては、利益自体を社員に分配ができない。一般社団法人としては、営利を目的としない非営利団体であるんですが、事業活動にはほとんど制限がなく、民間に近い事業活動をすることができるという自由さがあるということです。以上でございます。

○8番議員（恒吉太吾） 他の自治体が一般社団法人を選んでいるから、うちも一般社団法人。このDMO、うちは攻める気は全くないのかなというふうに思います。一般財団法人であれば、まずリスクが取れない。さっきメリットとして言われた、会員の総意、全体を意見を聞くってというのは、逆に言えば、尖った戦略は何も取れないってということではないんですかね。そういった点も含めて、また、後ほど聞きたいと思いますが、まず、自主財源の確保についてお聞きします。スタートまで2か月切りました。今、還元益であったり、そういったことは聞いたんですが、財源確保の目途は付いているのか、お答えください。

○産業振興部長（川路潔） 設立当初につきましては、市からの負担金という部分であります。あと、具体的な、先ほど言いましたビジネスモデルにつきましては、DMOの理事会等において、マーケティングデータ等から検討されると考えますが、現時点で想定する財源につきましては、短期的にはふるさと納税の受託額、また、中期的にはふるさと納税の受託業務に加えまして、自己開発商品や高付加価値の体験メニューの開発と販売、それから、知的財産権の取得などを図り、新たな収益事業の確保を図ることを考えているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） はい、ありがとうございます。自主財源について、市からの負担金、ふるさと納税の返礼品受発注業務、受託事業、これってわざわざDMOを設立までして行うことなんでしょうか。令和元年11月時点のですね、組織イメージ案を見ますと、プロモーションチーム、総務チーム、そして、戦略マーケティングチーム、この三つ、分かれております。この中で主にプロモーションチームが、このふるさと納税に関わる事業を行うことになるとと思いますが、組織図を見る中で、他の2チーム、総務チーム、そして、一番今回のDMOの中で根幹となるであろう戦略マーケティングチームをですね、このふるさと納税の補助事業をしなければならないっていうふうになっております。私、そういうふうに捉えております。今の状況ではですね、戦略、何も立てられずに、ふるさと納税の受発注にばかり、その業務ばかりに忙殺されることが、もう今から予想されておりますが、指宿のDMOっていうのは、この行政の事業の下請けのために今回作られたって認識でよろしかったでしょうか。そうとしか思えない状況なんですけど、その点についてお答えください。

○副市長（佐藤寛） 先ほども答弁いたしましたけれども、設立当初については、基本的な財源としてふるさと納税を考えているというところでございます。ふるさと納税については、そ

こからの受託料と併せてですね、一般社団法人であれば営業をすることができるということです。ですので、プロモーションをするときにおいて、様々な事業所に出向いて行って営業をかけることができるということは、今後のふるさと納税の収益の増加に繋がるだろうということが想定されるということです。一方で、公務員である、市の職員であれば、そうした営業活動というのは厳に慎むべきものだと考えておりますので、そこまではできないだろうと思っているということなので、これについては一般社団法人がしっかりとしていく事業だと考えております。もう1点は、マーケティングについてもですが、今、アドバイザーの方々に複数名お願いしております。アドバイザーは専門家の方でございまして、様々な知識、あるいは事業実績をお持ちです。そうしたアドバイザーを含めた中で、しっかりとしたビジネスモデルを立ち上げて運営していくというのが、見切り発車をしない、しっかりとしたビジネスの展開に繋がるものだと考えているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 今、副市長の答弁でもありましたように、ふるさと納税の受発注以外ですね、大切な業務、事業っていうのはたくさんあると思います。ただ、他自治体、他の市町村を見てもですね、こういったふるさと納税に関わる事業のために、それ以外のことがですね、取組ができない、新しい施策が打てないというような事例も聞いておりますので、是非指宿市の場合はそういったことがないように、前を前を向いてですね、このDMO、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

今、財源の話になりましたが、どこから財源が入って来るのかによってですね、当然その組織のあり方であったり、目指す方向性が決まってくると思っております。今現在は財源が税金に頼る、補助金に頼る中では運営の自由度というのはとても低いんじゃないかというふうに思います。是非ですね、この制限をなるべくないようにしていただかないと、これからこのDMO自体の持続性も乏しいものになるのではないかというふうに思っております。そこで、質問になるんですが、今、このDMO、組織形態を見てもですね、観光課以上の仕事はできないんじゃないかっていうふうに、ちょっと、今、ふと疑問に思いましたので質問させていただきます。補助金に頼るような体制では様々な制限が出てくるのが容易に予想されます。どのような権限、責任、こういったものが、このDMOに与えられるのか。既存の組織であれば、尖ったコンセプトが出て、その施策を進めるときに様々な弊害が、縦社会でありますので、あると思いますが、そういうのもしっかりと進められる組織になっていくんでしょうか。

○副市長（佐藤寛） 指宿市版DMOについては、今現在、定款について検討を進める協議会の中で議論が進められております。その定款の中には、目的と事業内容の項目もございまして。そうした中にしっかりと、今、議員がおっしゃられたような事業についても入れ込んでいるものと考えておりますし、仮に足らないのであればそういった事業も入れ込んでいきたいと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非ですね、これから、今から設立ですので、柔軟に対応していただいて、本当に良いものになるようお願いしたいと思います。

自主財源のところ、もう1点、お聞きします。やはり最初は補助金頼り、税金に頼るところが大きいんですが、本気で自主財源の獲得、目指すのであれば、本市の砂むし会館砂楽、そして、唐船峡そうめん流し、入湯税、今後、検討されるであろう宿泊税、こういったもの、思い切って切り込んでいく、そういう時期に来ているんじゃないかというふうに思うんですが、その点、どのように考えていますか。これって改革を進める1丁目1番地ですので、ここを真剣に取り組んでいって、自主財源に充てるっていうことも検討できると思うんですが、その点どうお考えでしょうか。

○副市長（佐藤寛） 議員御提案のとおりですね、しっかりとした自主財源がDMOには必要だと思っております。砂楽の話も出ましたが、今、まちづくり公社の方で指定管理を委託しているところでございます。実際はまちづくり公社などとも、当面は連携しながらしていくのだろうと思っております。それは、DMOが立ち上がったのちに、しっかりとしたモデルを作り上げていく中で検討されていく話ではないのかなと思っておりますので、今しばらく検討の猶予をいただきたいと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） この問題、いつか取り組んでもらいたい、できれば早く取り組んでもらいたい問題ですので、是非、前向きに検討していただきたいと思っております。

先ほども申しましたが、DMOは本来、市全体が稼ぐ仕組みづくりを構築するため、観光地域づくりを行う舵取り役とあります。データに基づく明確なコンセプトに基づいたブランディングや戦略策定と、非常に高いレベルでの観光施策の事業展開が求められております。いろいろとこの、今までの組織案、見させていただきますと、なかなか疑問というのがたくさん沸いてきまして、今回はちょっと通告していないんですが、今までの体制とですね、何ら変わらない、縦割りの組織形態、補助金頼みの運営、即戦力を求めず、目新しさもない、攻めない尖ったところもない人材登用。そして、一つ問題となるのが、公募によらず紹介で決めてしまうトップの選定方法にあると思います。その上、その中にはトップは本市出身でなければならないという謎の一文まで含まれておりました。権限、責任の所在、あやふやなデータ分析や解析の方法、そして、何よりスタートまで2か月を切っているのにも関わらず、未だに不明確な戦略策定、本当にですね、質問したいことはたくさんあります。ただ、今回は通告をしておりませんので、次回以降ですね、更に詳しく質問させていただきたいと思っております。

次、もうDMO終わりました、子育ての方、子育てのしやすいまちづくりについてお聞きします。まず、セントラルパーク指宿についてお聞きします。芝生の管理をはじめとした整備はどこが行い、どのような状況になっていますでしょうか。また、ペットを散歩して、その糞を放置する方。猫に餌を与える人もいますが、そのような状況を把握し、どのような対

応を取られていますでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） セントラルパーク指宿の管理につきましては、指定管理者制度によりまして、公益社団法人指宿市観光協会を指定管理者として施設の運営・管理を行っております。多目的広場の芝刈りにつきましては、セントラルパーク指宿管理運営業務仕様書に基づき、年8回程度行っているところでございます。この年8回につきましては、指定管理者が業者に委託をし、夏場は月1回程度芝刈りを行い、芝の生育状況に応じて、指定管理者が追加で芝刈りを行う場合もあるところでございます。

それから、セントラルパーク指宿内にある、公園での犬や猫の糞の関係であります。セントラルパーク指宿での野良猫への餌付けにつきましては、2・3年ほど前は餌付けをしている人がいて、周辺住民とトラブルになったケースがあるところです。指定管理者において、対応いただき、その後、餌付けをしている人は見受けられなくなったところでございます。また、野良猫の数も大分減っているというところであります。あと、セントラルパーク指宿にあるビジターセンターの開館時間中に、公園内を犬や猫を連れて散歩される方がいた場合は、糞を回収するビニール袋や道具を持っているか確認し、持参していなければ特に注視しているところです。閉館後の対応は非常に厳しいため、開館時の清掃の際に糞があった場合は、清掃をしているところであります。

○8番議員（恒吉太吾） 対応について、取組、伺わさせていただきました。ありがとうございます。セントラルパーク指宿はですね、私、家が近いというのもあって、休日にはよく子供とキャッチボールをしたり、そういった使い方をしておりますが、土日でもあまり活用されていないのかなと思います。一方ですね、道路向かいの湊児童公園、あちらは遊具がありますので、小さな子供連れの方たちとか、たくさん賑わってまして、やはり公園に遊具があるというのは人が集まりやすいために必要ではないかなというふうに思っております。平成24年に子ども・子育て支援法など関連3法が成立しております。本市においても、平成27年、子ども・子育て支援事業計画が策定されております。今ですね、第2期の計画の策定に向けて、指宿市子育てに関するアンケート調査報告書っていうのがあります。子育ての環境や支援に関する項目に、指宿は子育てしやすい町だと思いますかという質問がありまして、そう思う、どちらかといえばそう思うといった肯定的意見が未就学児では42.1%、小学生においては37%でした。第1期では、子育ての環境や支援の満足度で同様の肯定的回答というのは一桁の8.1%しかなかったですので、今回、大幅に増加しています。この報告書の中にはですね、それぞれのお父様、お母様が自由に意見を述べられる自由記述欄があります。この中で、幾つか紹介させていただきますと、柵で囲ってある公園がほしい、すぐ車道に出られるので危ない。猫のうんちが多く、公園で子供を遊ばせたくない。公園は子供が子育て中の親などの交流の場、もう少し子供が楽しく遊べるよう、過ごせるよう、改善してほしい。芝生で1歳頃の子供でも安心して遊べるような遊具のある公園がほしい。こういった意見が

挙げられております。自由記述は実に293、そのうち半数を超える147がですね、こうした子供の遊び場や屋内広場を求める声や要望となっております。まさにですね、ここに子育て世代のニーズが集約されているのではないかというふうに思っています。子育ての環境や支援に対して、満足度が上がった要因はどこにあるのか。そして、更に満足度を上げていくためにも、このような広場や遊び場を求めるニーズを形にすることはできないでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） まず、満足度が上がったという御質問でございますが、本市の各保育施設では、延長保育や放課後児童クラブなどの子ども・子育て支援事業は既に実施をしておりましたが、改めて制度の周知を図るとともに、保育施設における保護者の選択肢の幅が広がったことなどが、子育て環境の改善と受け止められた要因ではないかと考えております。また、平成27年10月から子ども医療費助成制度の対象年齢が中学校卒業までに引き上げられたことも理由の一つではないかというふうに考えております。また、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートするに当たり、本市では子ども・子育て支援事業計画を策定し、事業の推進を図ってまいりました。計画策定に当たって実施しました子ども・子育てに関するアンケートの自由記述欄におきましては、議員御指摘のとおり、子供の遊び場を求める声が多く寄せられております。市内には都市公園などが各地域にございますが、雨の日などに過ごせる屋内施設が少ないことは確かでございます。今後、どのような対応が可能なのか、検討してまいりたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 制度的には進めていただいておりますが、やはりこの公園整備の方はまだまだ足りないのではないかというふうに思っております。市内も公園ですね、遊ぶところはあるじゃないかと言われるかもしれませんが、例えば池田湖畔の池田湖遊園地、オーストラリアの森などですね、小さな子供が遊ぶには遊具自体の難易度が高くて、危険を伴うものもたくさんあります。平成29年9月定例会の一般質問において、子供たちのために芝生広場や大型コンビネーション遊具の設置を提案しました。今回ですね、今、市長の方より、サッカー・多目的グラウンドに遊具設置、安心して遊べるエリアについても検討しているという答弁をいただきました。本当にですね、子育て世代にとって、本当にありがたいことだと思っております。子供たちのために、分かりやすい、子供たちの広場っていうのが分かるような名称にさせていただいて、せっかくいいサッカーグラウンドでできるんでしたら、同じような芝生を使った芝生広場、遊び場にさせていただきたいというふうに思っております。市内に住む子育て世代はもちろんですけども、市外の子育て世代にも、指宿にはそういったすばらしい遊び場がある、公園があるっていうのは大きなアピールになるというふうに思っております。それだけではなくてですね、今、お話ありました、あそこ、公園の近くは周回道路が通るといふ計画ということでしたので、車の乗り入れ、出入りは確かにとても便利になると思っておりますが、同時に車の死角も生まれてくるのではないかというふうに思っております。子供たちはですね、遊ぶことに夢中になって、急に飛

び出してしまったり、そういったことも考えられます。また、先ほどもありましたが、市内の公園ではペットの糞が放置されたままなっていたり、野良猫に餌をやる人もいて、芝生で糞の心配をしながら遊ばないといけないという現状もあります。その公園自体をフェンスで囲う、フェンスで囲えばそういった心配もなくなるのではないかというふうに思っております。先ほどのアンケートでもありましたが、フェンスで囲えば子供たちが広場から急に飛び出してしまう危険性が減ります。そして、犬や猫の糞の心配もなく、裸足で遊べることもできるようになると思います。モニターをお願いします。ちょっと見にくいんですが、これはですね、熊本県阿蘇市にあります阿蘇内牧ファミリーパーク遊び場という施設になります。子育て世代の数多くの声が形になって、整備された施設で、入園無料となっております。来園者は、平成30年度では年間10万8千人、月に1万人、2万人訪れる、そういった阿蘇市を代表する施設の一つとなっております。私も実際、10度ほど子供と一緒に、わざわざこの公園に遊ぶためだけに阿蘇まで出かけたことがあります。そして、ここは内牧温泉街、商店街の真横にありますので、遊んだ後にその商店街で食事をする、散歩をするという誘導、導線までがしっかりとできている場所でございます。こういった形で、公園内をフェンスで囲っております。そして、出入口はこういった開け閉めのできる門扉が付いておりますので、そして、ペットの入園も禁止、糞の心配もなく見通しもよく安心して遊ぶことができます。休業日が設けられておりまして、休業日は、夜間は施錠がされますので、中で勝手に散歩をしたりとか、夜間に侵入されるという心配もありません。モニター、よかったです。この遊び場で言いますと、フェンスの高さ、約1.8m、フェンスの総延長が245m、門扉1か所の工事費で合わせて486万円ということでありました。本市においてもですね、同等の金額で設置可能ではないかというふうに思っております。今、市長の方からありましたが、大分広い所を考えてらっしゃいますが、全てをその子供のための広場ではなくて、半分でもいいと思います。今、言いましたように、総延長で250m程度の範囲をフェンスで囲ってもらおう。その方がですね、子供たちが安心して、親も安心して安全に遊べるようになると思います。外周を門扉の付いたフェンスで囲ってもらい、大型コンビネーション遊具のある子供専用の遊び場として整備してもらえないでしょうか。

○市長（豊留悦男） 貴重な資料を見せていただきました。私も同感であります。子供たちがやっぱり生き生きと、そして、友達とともに、子育てをする親が悩みを話し合いながら子育てに従事するというような環境を作ってまいりたいと思います。先ほど見せていただきました。そういう広場に向けて、整備に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。是非ですね、実現に向けてよろしく願います。

次は屋内広場の整備についてお聞きしたいと思います。先ほどからアンケートの結果をたくさん出してありますが、屋内施設整備についてもですね、本当に多くの声があがっており

ます。ここでも幾つか紹介させてください。土日にも室内で安全に遊べる遊具がある場所ができてほしい。暑い日、雨の日でも子供たちが遊べるような施設を造ってほしい。鹿児島市のリボン館やたにっこりん、なかまっちなどのような場所がほしいといったものがあります。平成30年6月定例会において、ふれあいプラザなのはな館に子供たちが雨の日でも、暑い日でも思いっきり遊べる屋内広場や遊具の設置を提案しました。なのはな館北側建物県有施設部分に、親子で遊びや体力づくりができる屋内広場に改修する利活用構想、そして、整備について前向きな答弁があったように記憶しております。しかしですね、その後、一転して令和元年5月に本市、その北側部分の譲与を受けないとなりましたが、この北側建物県有施設部分については、現在、県とどのような状況になっているのか、お答えください。

○総務部参与（中村孝） なのはな館の北側の県有施設の県との交渉状況でございますけれども、昨年5月16日以降、県との協議を重ねる中で、市が県有施設を活用するとしたら、その補修・改修に係る費用と、将来の大規模修繕等に備えた支援金として、約10億2,000万円から13億900万円の範囲内の財政支援をいただきたいと要望をしておりました。しかしながら、県から提示のあった金額は約5億2,000万円でございます。市との要望とは大きな開きがあったため、財政負担を考慮した結果、市での活用は難しいとの結論に至り、本年5月13日に、その旨を文書で県に申し入れたところでございます。併せまして、譲与契約の中でも、県有建物の取扱いは、県の責任で対応することとなっておりますので、県に対応策についても求めたところ、県からは、5月31日付の文書で、協議を継続する必要があるとの回答をいただきました。その後、県から協議の申し出がないことから、市としましては、提示のあった財政支援額では、協議を継続しても解決の糸口が見出すことは難しいと判断し、7月8日付の文書で、改めて、県の対応策について文書での回答をお願いいたしました。しかしながら、県の回答は、状況に変化はなく、これまでの経緯を尊重した協議を継続する必要があるとの認識は従来のおりとのことで、具体的な県の対応策について、現段階においては、回答をいただけていないところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 市の提示と県の提示に大分乖離があるということで、今の状況では難しいとは思いますが、これからも粘り強く丁寧に、是非、県との協議、していただきたい。その中で、市の意見はしっかりと県に対しても申し述べてほしいというふうに思います。今の状況では、あの北側をすぐ使うっていうのは難しいのではないかと思います。現在ですね、屋内施設って言えば、なのはな館でも、今、社会教育課の方が子育て広場というのを毎週1回開催していただいております。子育て広場はなのはな館の2階の交流室という部屋で行われています。屋内で遊べてですね、とても親同士の交流も持てるということで人気があります。モニターをお願いします。今、御覧いただいているのが、交流室なんですけど、見てのとおり手狭でございます。人気があるからたくさんの方が来る。人がたくさん来るから狭くなるという、嬉しい悲鳴ではあるんですが、もっと広く、もっと多くの日数空いている場所

が必要ではないかというふうに思っております。たくさんの子供たちにですね、天気や気温、気候を気にせずに遊んでほしい、そういった思いでいます。これはなのはな館南側1階にあります、今、健康教室などで使われております、旧レストラン部分になります。御覧のとおりですね、190平米だったでしょうか、広さも十分にあります。このような場所もありますが、北側がすぐに難しい状況で、まずこういった場所に子ども広場を整備できないでしょうか。モニター結構です。

○総務部参与（谷口澄子） 先ほど議員からありましたように、御提案の子供の遊べる屋内交流広場につきましては、市としても必要性を十分感じていたため、北側の県有施設の利活用構想の中で、健康増進施設ゾーンでの全天候型の子ども広場として活用を優先に考えてきたところでありました。しかし、先ほどもございましたように、残念ながら、県との協議の進展がない中で、現時点においては、北側の県有施設での活用の見通しは立っていないところでございます。一方、南側の本館部分におきましては、健康づくり交流拠点として位置付けられておりまして、管内の各施設での利用も増えてきております。市民の健康づくりの場として利用されております。御提案の旧レストランにつきましては、現在、市民を対象にエアロバイク等を使用した拠点型の運動教室を定期的を実施しておりまして、個々の健康増進や維持に取り組んでいただける場所となっております。多くの市民の方が気軽に参加し、健康につながられるよう、来年度以降も事業を拡大して実施していく計画であります。子供が遊べる屋内交流広場の設置についての必要性は重要視している中で、規模、安全性、衛生面等も含め、最も適した場所をどこに設けた方がいいのか。また、小規模からでもまずはできることを先行して造るかなど、様々な課題を整理いたしまして、議員御提案の旧レストランの場所もその一つとして、前向きに各関係課と協議を重ねてまいりたいと思います。

○8番議員（恒吉太吾） 今、健康施設、交流施設の拠点ということでお話ありましたが、もともとはあそこだったんですかね。そういった健康教室、どこでされていたんでしょうか。

○総務部参与（谷口澄子） スタート当時は総合体育館の2階の所で実施しておりましたけれども、エアロバイクを移動することが、精密機械でございますので、ちょっと不具合が生じることが多いことから、固定式で設置するというところで、なのはな館の旧レストランの所に、今現在、設置しているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） では、1回、体育館が使えなくなったことがあって、それで移動されたと思うんですが、そういったときに不具合があったという認識でよろしいでしょうか。

○総務部参与（谷口澄子） やはり精密機械でございますので、不具合が生じておりまして、そこを解消するために、今回は固定させていただいております。

○8番議員（恒吉太吾） どれぐらいの台数、不具合があったんでしょうか。

○総務部参与（谷口澄子） 当初は1台というふうに聞いております。

○8番議員（恒吉太吾） 動かしてですね、全ての台数が壊れたかのような言い方だったので、

ちょっと勘違いしておりましたが、精密機械であれば、そういった専門の業者もいらっしゃると思いますので、そういった業者を、精密機械を扱う、医療機器なんかも扱うメーカーもありますが、そういったところを使って1台、故障が、不具合が生じたのでしょうか。そういった場合、保険が効くと思うんですが、その点、どうでしょうか。

○総務部参与（谷口澄子） この運動教室は利用者の心拍数や消費カロリーといったデータが取り込まれる機械になっておりまして、特殊になっておりまして、専門的なところが少ないところになっております。

（発言する者あり）

○議長（福永徳郎） もう1回、質問、もう1回、どうぞ。分かっていますかね、今のは。反問権使ってもいいんですよ。

（発言する者あり）

○議長（福永徳郎） 時間の関係があるものですから、本人の持ちの時間の。反問権で処理させていただきたいと思います。分からなかったところを、今、太吾議員の方に再度、お尋ねをして。

○総務部参与（谷口澄子） すいません。時間を要しますので、時間を、対応をお願いしたいと思います。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 0時15分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○総務部参与（谷口澄子） 先ほどの移動の件の説明でございます。移動というのは、体育館2階に設置してありました運動教室エアロバイクなんですけれども、教室を開くたびに1回1回出し入れをしておりまして、そのときの出し入れによる不具合が生じたということでございまして、業者は東京の業者に、エアロバイク専門の業者がおりますので、そこで修理をいたしました。体育館の移動はそうでしたけれども、体育館が修理になったときにレストランに持って来たのは職員で運びました。

○8番議員（恒吉太吾） 根本、大事な器具が壊れた理由が、まさにそこにあるじゃないか。最初から、っていうことはですよ、仮にもう1回移動しても専門の業者に頼めば壊れないんじゃないかなって、単純に思ってしまうんですが、どうですかね。

○総務部参与（谷口澄子） 運動教室は毎週ございまして、そのたびに出し入れを、体育館の2階の卓球場の所で出し入れをしておりましてけれども、そのときの不具合でございまして、移動してなのはな館に来て固定になってからは故障は発生していないところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 谷口さんの答弁で、さも体育館からレストランに移動したから壊れたと取られかねない発言だったというふうに私は認識しておりましたので、まずその根本が、

まず違ったのかなということがあるんですが、それでよろしいですかね、そういった認識で。あくまでも体育館からレストランに動かすから壊れたわけじゃないということでもよかったですでしょうか。大事なところですので。

○総務部参与（谷口澄子） はい、そのとおりでございます。

○8番議員（恒吉太吾） であるならば、移動は専門業者に頼めばできるというふうには思います。皆さんも思われたんじゃないでしょうか。それがあまして、どうしてもですね、レストラン使わせたくないのか、動かしたくないのか、今、聞いていて、そういうふうには私は受け取ってしまったんですが、北側が使えない中で、どこか候補地を探すという中で、レストランが一番私はいい場所じゃないかと思っております。先ほど交流室の話しましたが、本当に狭い。10畳ほどでしょうか、子供たちが走り回ることもできない。かわいそうじゃないですかね。そういった子供はそうやって、そういった場所に押し込んで我慢をさせるのが、この指宿の取るべき未来のあり方、この町の現状なのでしょうか。国連ですね、子供の権利条約第31条にも、全ての子供は遊ぶ権利を持っている。この町はこうたわれている言葉を実践できないような、かなしい町になっていくんでしょうか。子供たちのことをですね、本当に一生懸命考えていただきたいというふうに思っております。鹿児島市内には与次郎にリボン館、たにっこりんであったりですね、そういった遊具を揃え、子育てなどの相談も気軽にできるような施設が充実しております。実際、指宿からわざわざ出かけて、そういった施設を利用する人たちもたくさんいると聞いております。本市においてもですね、少しずつでもいいから遊具や支援体制を整備していただきたい。まず、今、縷々できない理由だけはたくさんいただきました。できる方向で考えていこうじゃないですか。なのはな館に子ども広場を整備する、遊具のある広場を整備する、市長、なのはな館にまず、子育て世代が本当に望んでいる、みんながほしがっている屋内広場、子ども広場の整備ができないでしょうか。

○市長（豊留悦男） 私どもは、なのはな館のプールの跡地にラバーを張って、そして、そこにボールプールを造ったり、いろいろな計画は立てておりました。残念ながら、県との協議というのがなされておられません。つまり、方向性というのが見えない中で、なのはな館が活用できないとしたら、私どももその代替えの場として、幾つかこれまでも検討いたしました。例えば、駅前の中央通りの商店街を借りて、そこにできないかというのも、持ち主を含め、検討してまいりました。そこでも、貸すのか売するのか、その問題で頓挫いたしました。ありがたいことに、サッカー場にクラブハウスができます。市民会館の建設も計画をされております。その他、利用できる施設を七つ、八つ、今、考えております。しかし、早くやらないと、困っている親がいるとしたら、1日も早くそういう場所は確保してまいりたいと思っております。児童館、そして、子育て広場、そういう場については、可能な限り早く、議員が御指摘のとおり、子ども広場のようなものを設置してまいりたいと思っております。それよりも、やはり、なのはな館問題というのは、このまま看過できない問題でもあります。あの

ままで果たしていいのかということです。さっき総務部参与が申し上げましたけれども、今の旧食堂跡地は、市民が健康づくりの場として、今、親しまれております。そして、そのデータ等はコンピューター等に取り入れて、詳しく体脂肪を含め、そのデータを享受しておりますので、ここはこことして生かしながら、新たな場をできるだけ早急に考えて、議員の質問に答えられるような場所を設定してまいります。

○8番議員（恒吉太吾） 今の答弁、分かりました。再度になるんですが、市長、なのはな館の中に整備という考えも持っていらっしゃるって、それで進めていただけないでしょうか。レストランに限ったことではなく、なのはな館のどこかにそういった所を、まず設置していただきたい。今の子育て広場、交流広場より広い場所をですね、是非、検討していただきたいんですが、その点、どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） なのはな館の担当参与、総務部参与からもその話がありました。候補地としてどこを考えるか、ということも私に話してもらいました。1・2考えている所があるようでございますので、そこの活用について、また、早急に協議をして整えてまいりたいと思います。

○8番議員（恒吉太吾） その1の候補地、ちなみにどこか教えていただけないでしょうか。

○総務部参与（谷口澄子） 旧売店跡を考えております。

○8番議員（恒吉太吾） はい、1の候補、ありがとうございました。

最後になります。子供がですね、大きくなればなるほど、一緒に過ごす時間というのは減っていきます。親子で過ごす時間というのは本当にあっという間で、もっと一緒に遊んでいれば良かった、遊んであげれば良かったとですね、過ぎ去った後に後悔しても、過ぎた時間は二度と戻ってはきません。たかが公園や広場のためにと考えていらっしゃる方もいるかもしれませんが、せっかくですね、広場、遊具を造るのであれば、安心して安全に、思いっきり遊んでもらいたい。ただそれだけ、それだけ願っております。子供たちの未来のために、夢や希望を持ち、子育て世代にとっても暮らしやすく、子育てするなら指宿がいい、そういったふうにですね、選んでもらうために、公園や遊び場、遊具の設置はとても重要ではないかと思っております。子育てをしている、今、悩んでいる、一生懸命の親や子供のためにも、しっかりとした子供専用の屋内、屋外広場の整備を再度お願いしまして、今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時24分
再開	午後	1時28分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） それでは、10番、井元でございます。通告してございます3項目に

ついて、順次お尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、第1点目は、現代の近代農業問題については、地域間競争に加えまして、TPP等での国際競争も非常に激しくなっている中での、近年、異常気象等による豪雨災害も多く発生しております。まさに自然との闘いでもあります。加えて、最近、野生動物の対策なしでは営農計画は成り立たない状況でもございます。最近では、東京、神奈川の都市部においても、イノシシが出没しているとテレビのニュース等でも報道されておりますけれども、幸いにも人への被害は発生していないようでございます。そこで、お伺いをいたしますが、本市においての野生動物、イノシシ、シカ、アナグマ、サル等の農業被害も増えていると聞いている中で、現状での被害状況の推移はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、かいもん荘跡地利用についてでございますが、これは先ほど同僚議員がございましたけれども、一部重複するかも分かりませんが、私なりの立場でお尋ねをさせていただきたいと思います。このかいもん荘跡地利用については、合併当時の地元からの宿泊施設がある整備を望んでおられました。念願の事業者が選定されたのは、平成30年6月1日に跡地を岩崎産業に売買契約されました。それを受けまして、同年11月28日には売却代金2,614万5千円が納付をされたのを受けまして、登記委託料27万5千円が支出されて、登記移転も済まされております。この跡地敷地内には2本の排水管があると、平成28年9月の議員懇談会の席上において説明を受けている状況でもございます。そこでお尋ねいたします。敷地内の排水管の撤去については、事業者と協議をするとありましたが、排水管の取扱いについてはどのような協議を進められて、また、現状はどのような状況になっているのか、お尋ねをいたします。

3点目に、地熱開発についてでございます。これまでの地熱開発については、平成27年5月26日、地熱開発事業を実施すると表明してから、議会でも賛成、反対の様々な意見のある中で、平成28年10月の27日には、より多くの市民に深い理解を図る必要があるとして凍結を表明されておりました。しかし、先の市長選挙において、再選されたとして、地熱開発事業を実施するとして、JOGMECに補助金の申請をいたしておりました。この中で、利害関係者、特に農業者の理解が得られていないとの理由で、平成30年10月22日、1回目の不採択通知を受けております。今度は利害者を、農業者の理解が得られないとして、周辺農家の変更をして、再度、掘削の申請をしておられましたが、今度は温泉事業者などの理解が得られていないとして、先月の11月の6日付で地熱開発事業掘削補助金の申請についても、2回目の不採択通知を受けております。このような状況の中、先日の12月3日の議員懇談会の中で、地熱開発についての説明がございましたけれども、その中で、再度掘削の申請をするような説明をされておられましたが、何を根拠に再申請をされるのか、明快な答弁を求めまして、1回の質問といたします。

○市長（豊留悦男） まず、1点目の野生動物による被害状況、そして、具体的な被害状況につ

いてを質問をいただきました。数的なものですので、農政部長の方で答えさせていただきます。

次に、かいもん荘跡地の問題でございます。先ほどもございましたように、かいもん荘跡地事業については、これまでも紆余曲折を経ながらも、平成30年6月27日に議会の議決を得て、岩崎産業株式会社との土地売買契約は本契約となりました。同敷地内に埋設された、指宿広域市町村圏組合の放流管につきましては、募集要項において、対象地内に敷設されている2本の排水管の扱いについては、事業者と指宿市が協議すると定められているところであり、市としましては、かいもん荘跡地利活用に係る土地売買契約書第2条第2項に、売買物件内に敷設されている排水管の撤去工事に係る必要期間として、議決後、7か月以内に撤去するというふうになっているところでもあります。今後とも関係者と協議を進めながら、この事業というのは進めていかなければならないと思います。

次に、地熱についてでございます。先ほども答弁させていただきました。今回の不採択通知をいただき、到底その理由等が明らかでない、また、理解できない以上、受け入れがたい決定であると捉えております。しかし、決定通知をいただきましたので、議員の皆さんや協議会委員の皆様から寄せられた意見等も参考にしながら、JOGMECに対し、審査に係る質問事項を文書にて送付し、いただいた回答を検証したのち、今後についてどうするかは検討していきたいと思っております。

いただきました質問、他の質問については、関係部長等が答弁いたします。

○農政部長（田之上辰浩） 野生動物による被害状況についてでございますが、野生動物により被害を受けている主な農作物は、サツマイモやカボチャ、豆類などであり、また、平成28年度から平成30年度までの直近3年間の単年度当たりの平均被害額について申し上げますと、野生動物による全体の被害額は約1,300万円で、そのうちイノシシによるものが約92万円、シカによるものが約15万円、アナグマを含むその他獣類の被害額が約510万円、サルによるものが約11万円、その他鳥類によるものが約630万円となっているところです。また、被害の推移についてですが、イノシシについては毎年同じような状況が続いております。シカ、アナグマについては被害が増えている状況でございます。

○10番議員（井元伸明） まず、農業問題についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。この野生動物の被害というのは、毎年相当増えてきて、特に、今、ありましたように、イノシシとかシカの被害というか、相当増えているように聞いております。また、市内において、捕獲頭数も年々増加しているんじゃないかと思われまじけれども、こういう中でですね、近年、野生動物を媒介してのアフリカ豚コレラ等がアジア地域で急拡大をしているということを受けましてですね、これらの侵入防止対策のためとして、バイオセキュリティの向上は、実施することがその重要な対策となることから、国は侵入防止緊急支援事業ということで対策を行っておりますが、これらについてはですね、指宿市としては、どのような対策が

必要であるとお考えであるのか、まずお尋ねをさせていただきたいと思います。

○農政部長（田之上辰浩） 御承知のとおり、平成30年8月以降、中国や韓国などのアジア地域において、アフリカ豚コレラの発生が確認され、現在もその感染が拡大しつつ、発生が継続しております。アフリカ豚コレラは、豚やイノシシに感染する致死率の高い伝染病であります。また、現在、国内で発生している豚コレラとは全く別の病気であります。本病は有効なワクチンや治療法がないことから、国内で発生すると養豚農家に甚大な被害をもたらすことが予想されております。こうしたことから、急遽国は、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業を実施することとし、養豚農家を対象として、野生動物侵入対策のための防護柵設置を支援することになっております。本市といたしましても、人・物・車両によるウィルスの持ち込み防止及び防護柵設置などの野生動物対策をすることで、感染を未然に防止することが極めて重要であると認識しております。

○10番議員（井元伸明） 野生動物侵入対策としては、防護柵設置が一番大事であるということで、国についてはですね、この野生動物対策として、この防護柵設置について、国の支援が50%、県の支援が40%、農家負担が10%となっているようでございますが、しかしながらですね、この防護柵の基礎工事部分が非常に大事な部分でありますけれども、これらの設置についてはですね、この基礎工事の費用については、個人負担というふうになっているようでございます。農家の方々から聞く話によりますと、この基礎工事部分が非常に莫大な費用となって負担となることから見送りたいというような話も聞いているところでもありますけれども、やっぱり、こういうウィルスに対するいろんな病気対策として、やるときには、全体と一緒にやるべきだろうと思うんですね、いろんな形でですね。でないと、イノシシ類は一晩に40kmから50km移動ができるというふう聞いておりますけれども、そういうのがいる中で、指宿市内の狭い地域にあっても、半分の農家しかこういう、せっかくのですね、対策事業があるにも関わらず、取り入れができないということになりますと、非常にやっぱり、した農家についてもですね、非常にいろんな迷惑を被って、出荷等もできないとか、隣に入っているが故にですね。そういうのもいろいろとあるようでございますので、今の県内においてもですね、各市においては特別な支援策というかですね、幾らかでもということで、金額の大小はあるようではございますけれども、何らかの手助けっていうか、それなんかも各市町村でやっているような報道もされている状況でもあります。こういう中で、指宿市としても何らかの支援策というかですね、こういうのを考えていけないのか、検討していらっしゃるかどうかですね、そこ辺りについては、どのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○農政部長（田之上辰浩） アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業は、国が直接行う事業でありまして、県や市町村が支援を行う場合には、5分の4の特別交付税を措置することになっております。現在のところ、国の補助は、補助率2分の1以内で、補助上限単価として防護柵が

1m当たり5千円，可動柵が1m当たり2万円となっております。また，県の補助は，補助率10分の4以内で，補助金の上限額が180万円という設定となっております。なお，防護柵設置の補助要件についてですが，当初防護柵の基礎工事部分につきましては補助対象外となっておりました。しかし，その後の調査で各農場の土地状況等が異なることから，一部条件緩和がなされ，今後，調整されるものと考えております。また，本市の支援策についてですが，農家負担の軽減を図るため，県内各市及び近隣市の状況等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○10番議員（井元伸明） 基礎工事部分についても，幾らかは見直しをされると，調整するだろうという話でございましたけれども，今後ともですね，農家負担があるのは当然なんでしょうけれども，こういうのはですね，いろんな形で支援ができる方法があると思いますので，今後ともいろんな形で農家の支援ができるように，検討して，前向きな方向で支援をお願いをしたいと思います。

次に，かいもん荘跡地事業についてなんですが，これについては，先ほども申し上げましたように，30年の6月の1日に売買契約をして，売買契約の中で，7か月以内に排水管を撤去すると，あるいはまた，18か月以内には工事に着工するというようなことであったり，岩崎産業さんにおいては当初，31年の5月，今年の5月の開業を目指すということに，当初はなっておりました。これはなぜかと言いますと，日本ゴルフ協会の開催があるということで，それに合わせて，今，跡地を開発したいという状況でもありましたけれども，今の全然，まだ工事に着手した状況でもないようです。そういう形で，その中で，このやっぱり排水管があるということが一つのネックになっているのかなと思われるんですが，先ほども同僚議員がお尋ねがありましたように，市が当初契約して，市と，当時の開聞町とかいぬい漁協さんと，それと，広域組合と3者で協定をとということでありまして，あとを引き続いて，今，指宿市がそういう契約を交わしているということでもありますので，敢えてお尋ねをさせていただきたいんですが，この契約をした30年の6月1日以前のもので，前の年，29年の4月の19日に，指宿市は広域組合に対しまして，跡地の排水管の撤去要請をされております。それを受けまして，30年の契約をされた翌月，7月の18日に，1回目の撤去工事を行っております。排水パイプは200mmであるそうでございますけれども，1回目の撤去工事で18m行っております。そして，翌年，今年4月の23日に2回目の撤去工事を行っております。これは7mということで，残りが15mほど残っているそうでございますけれども，こういうのが，管が入った状態で契約書の中で7か月以内に排水管を撤去するとうたったりとか，設備の工事を18か月以内にということをうたってある以上，こういう契約をされて，今でも工事の着手というのは見られませんが，この契約が妥当であったのかどうか，これらについてはどのような判断をされているのか，一つ，お尋ねをさせていただきたいと思います。

○産業振興部長（川路潔） 土地売買契約書第2条第2項に，売買物件内に敷設されている排水管

につきましては、議決後7か月以内に撤去するものとなっております。広域組合事務局に確認いたしましたところ、放流管を15m残していることにつきましては、岩崎産業株式会社は、かいもん荘跡地に隣接する土地、建物を購入しておりますが、放流管の撤去工事の推進によって、かいもん荘跡地との境界沿いにある当該隣接地のブロック塀や基礎等が損壊する恐れが生じたことから、現在、撤去工事を中断しているとのこと。同社は、当該隣接地も含めて、一帯の土地として宿泊施設等の整備を計画しておりますので、今後、同社によるブロック塀等の撤去に合わせて、残りの放流管につきましても撤去させていただくことで了承をいただいていると、広域組合事務局からお聞きをしております。なお、引き渡し後18か月までの着工につきましては、岩崎産業株式会社の担当部署等と連絡を取り合い、進捗確認等を行っていきたくと考えております。

○10番議員（井元伸明） あと15mについては、ブロック塀等が壊れる恐れがあると。何か4mぐらいの深さで、当該地は砂地である上にですね、だから、そういうことが含まれて、15mがなかなか工事ができないと。費用も非常に掛かるということですがけれども、そういう契約をされる時はですね、事前にやっぱりそういうのは分かっていたわけですから、いろんな意味では、この契約をする段階で、やっぱり正当な、真っ新たな状態っていうか、そういう状況でなければ。それと、今、広域からの聞いたということでありましたけれども、岩崎産業と工事のときに除去するということとで和解、和解っていうか、話が済んでいるということとございましたけれども、そのときの和解っていうか、なんかそのときには書面でそういうの、ちゃんと取っているのか、その辺りは確認は、市としては確認されておりますでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） 広域組合の関係ですけれども、メール等でやり取りをされているということは伺っております。

○10番議員（井元伸明） 敢えてお伺いするんですが、メールでやり取りをしているということとでありましたけれども、なんかいろんな状況を、私なりとかいろんな話聞いたりしますと、なかなか期限内に整備が進むような状況ではないように思われますけれども、そうなったときに、18か月以内にできなければ、市がそれを買い戻しするというような条項も契約の中には入ってございましたけれども、そういうのが履行されないときに、そういう市が買い戻しするという、これからの想定の話ですから、あまり言いたくはないんですけども、会社がですね、あんだけの大きな会社ですから、そんな無茶苦茶なことはないとは思いますが、いろんな意味ではですね。この前の地熱の問題でも、業者選定っていうか、そういうところでも、事業者選定のときに、急に差し止めの裁判をされたりっていうこともありましたので、そういうとき、あつたときには誰が責任取られるんですか、そういうときは。指宿市ですか、広域ですか、そういうときは。

○産業振興部長（川路潔） 仮に着工できない場合につきましては、この契約に基づきまして、

市は相当の期間を定めて履行を勧告し、その期間内に履行されない場合には契約解除、払い戻しの手続き等を行うこととなります。

○10番議員（井元伸明） 違う角度でお尋ねをしますとですね、この跡地にありました川尻温泉の泉源がございまして、ここだけは除外をされているんですよね。今、これはレジャーセンターかいもんで使用しているという関係もありまして。この地図を見ますとですね、その泉源のある下というか、それが海岸まで伸びておりますので、一緒にですよ、この排水パイプが通っている、一緒にこれも除外をして、市のものに残しておいて、何らかの形でここはこう入っているから売れませんからお貸ししますとかいうようなことは検討されなかったのかどうか、お尋ねいたします。

○産業振興部長（川路潔） 市といたしましては、レジャーセンターかいもんを安定的に運営することが必要でありましたので、川尻温泉の泉源部分を分筆し、市有地として確保したところであります。一方で、かいもん荘跡地の宿泊施設を建設することも市としては重要なことであります。同敷地はもともと奥行きがない土地でありまして、排水管部分まで分筆してしまうと事業規模を制限してしまうことになり、結果的に、企業が事業進出を控えるリスクを高めてしまうと思われることから、分筆については最小限にとどめることとなったところであります。

○10番議員（井元伸明） 今朝ほどの中ですね、ちょっとはっきり分かりにくかったんですけども、排水管が2本あるうち、1本はもう撤去したような、撤去済みという回答されたけれども、この撤去というの、何の排水パイプで、いつ頃どういうふうにされたのか、お答えをいただきたいと思います。

○産業振興部長（川路潔） かいもん荘跡地には広域の排水管の他に、土木課の排水管、雨水等の排水管がありました。平成30年度中に撤去をしております。

○10番議員（井元伸明） もう1回、確認します。土木課が何年に撤去されたってことでしたか。

○産業振興部長（川路潔） 30年度中に撤去をしております。

○10番議員（井元伸明） この撤去についてですね、30年の7月と30年の4月に排水管の撤去工事を行っておりますけれども、工事代金として幾ら支払われたのか、確認はしておりませんが、川尻にお支払いした300万も含めてなのかもしれません、700万程度ということを知っておりますけれども、こういうことで広域が支払うということでありましたけれども、排水パイプ、下に、市が売買するかいもん荘跡地の中に入っているパイプであれば、撤去するのであれば、市がするべきじゃなかったのかなということも、ちょっと聞いたりもしますけれども、そういうことはできなかったんでしょうかね、そういうの。やっぱりこれは、あくまでも広域組合のパイプだから、広域がやるということが本筋なんじゃないでしょうか。なぜかと言いますとですね、南九州市も広域組合に入っておりますけれども、当然、南九州市も広域

がすれば負担をかけるということでもありますので、私は敢えて指宿市がこういうのはやるべきじゃなかったのかなど、いろいろ話聞くとおったりもするんですが、それについては、御見解はどうなんでしょうか、お尋ねいたします。

○産業振興部長（川路潔） 市では、事業者の決定に伴いまして、広域組合に対し撤去の相談を行いました。これを受け、広域組合として撤去していただくということで了解したと認識しているところでございます。

○10番議員（井元申明） このことについてはですね、最後にお尋ねをするんですが、この跡地利用の開発については、相手の岩崎産業さんからですね、いつ頃に、計画書の中で提示していただいたときには、こういう形でやりたいというのは説明いただきましたけれども、今の段階でですね、いつ頃こういう状況に入っていくのか、もしお聞きであればですね、一つ、お示しをいただければと思います。

○産業振興部長（川路潔） 現在、かいもん荘跡地利活用につきましては、岩崎産業株式会社の方では、一部設計を進めているとお聞きしております。今後も引き続き、同社と連絡を取り合い、工事の着工について、進捗確認を行っていきたいと考えております。

○10番議員（井元申明） この整備についてはですね、地元の開闢地域をはじめとする多くの住民の方がですね、早くそういう整備状況というかですね、整えばということで、みんな望んでいる方が多いようですので、前向きな形で協議して、早めの着工ができるように、一つよろしくお願ひしたいと思います。

3点目の地熱開発についてなんですが、この不採択について、先ほどの答弁でありました、不採択については受け入れがたいとして、今後、審査の結果、内容についてJOGMECに質問書を出して、その回答の中で検討をするということでありましたけれども、この内容を見ればですね、この前、懇談会で説明を受けたときに、温泉審議会の議事録があれば、それはほとんど賛成しているから、これで多くの賛成が得られたっていいような説明をしましたけれども、1回1回、我々が説明を受けたですね、この採択の中の、最初は農業者の利害関係者の理解が取れていないという話と、2回目のときは、温泉事業者の理解が得られていないという話を聞いておりましたけれども、1回1回、そういう解釈を変えて、本当に大丈夫なんですかね。本当に、もう少し慎重に考えて、反省するべきはして、地元民の声を真摯に聞きながらですね、いくべきじゃないかと思うんですけども、これについていかがですか。もう自分たちの解釈で、ここはこうだから、新たに、また、JOGMECに質問書を出すということがですね、果たしてどうなのかなと思うもんですから、そこ辺りについては、どういうふうを考えて、ああいう説明されたのかですね、お尋ねをしたいと思います。

○副市長（佐藤寛） 先ほど市長が答弁されましたように、私どもとしては、審査基準は満たしていると理解しています。したがって、審査にかかる質問事項等をですね、文書にて送

付し、JOGMECから今回不採択となった理由をしっかりと伺ったのちに、その回答を検証した上で、今後について対応を検討したいと考えているところです。

○10番議員（井元伸明） 全く同じような答弁だろうと思いますが、まずですね、この利害関係者といわれる方々に、温泉事業者であるとか、地元の住民、農業されている、ハウスなんかで利用されている方々ですね、こういう方々にはですね、1回目、2回目を含めて、どういう状況であるとかどうであったとか、今後、どうしたいとかいう、この説明というか、対話というか、そういうのが何回ほどされたんでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 利害関係者の方との協議につきましては、このプロジェクトを始めるときから何回か協議をさせてもらっております。そしてあと、不採択以後の部分のあとにつきましても、市民説明会であるとか、そういうときにですね、そういう案内を差し上げて、そういう対話を行ってきているところでございます。

○10番議員（井元伸明） 市長もさっき、根っからこの地熱に反対か賛成かというのを確認をされておりましたけれども、私は今のところ、根っからですね、全て反対ではないんですけども、やり方、進め方があまりにも強引すぎるんじゃないかと。もっと丁寧な説明とかですね、そういうのがほしいということで、私は敢えてこういうこと申し上げておりますけれども、現在ですね、温泉事業者の方々とお話する中で、2度も不採択になっているこの地熱開発はもう絶対に止めるべきだと、するべきじゃないんだという声を聞きますけれども、皆さん方の方にはそういう声が届いておりますかね。先ほどの聞きましたら、幾らか説明したということでしたけれども、やっぱりそういう方々を中心に、何回も行って、これが本当に必要なんだと、絶対に地元の温泉事業者というか、その砂むし関係等にもそれ、影響はないんですよというのを、説明ができるような方々を交えて、こういう話をされておけばですよ、こういう話は出てこないんだろうと思うんですよ。ますます住民というか、温泉事業者はこういうことに敏感になってですね、本当にいろんな意見を聞いておりますけれども、こういう方々の声をどれぐらい聞いていらっしゃるのでしょうか。

○副市長（佐藤寛） 今回の申請に先立って、4月には、前回の不採択の反省も踏まえまして、専門家をお招きして、4月に山川地域の方で説明会を開催しております。そうした説明会では、地元の方々の心配する声を十分斟酌した上で、専門家に来ていただいて説明会をしたところでございます。そうした中で、今回、こうした不採択という通知がございましたので、この件についてはしっかり検証をしていきたいと思っております。また、利害関係者の中には、温泉だけではなくて、いろんな方々が利害関係者として含まれております。その方々につきましては、賛同を得られているものもございます。そうした中で不採択だったので、この件についてはしっかり検証したいということで、先ほど回答したとおりでございます。

○10番議員（井元伸明） このような状況が続いている中でですね、市のホームページの中

に、9日付ですかね、地熱の恵み活用プロジェクトとして、山川地熱発電所余剰熱利用、官民連携によるサウンディング型市場調査の実施要領として募集をされておられますけれども、こういう大事なですね、なんか事業をされようとするのであれば、やっぱり、今、こういう議会中でもありますけれども、そういうときに、議会にも一言御相談があればですね、こういうのが出てきて、どういうことをやりますということであればいいんでしょうけれども、いつも聞きますけれども、あまりにも議会軽視じゃないかという声が、最近多いですけども、議会にこういうのを説明すれば、反対の声が上がるからもうするなということなんじゃないかな。我々はそうじゃなくて、やっぱりいろんなことを、市民のために、住民のためになることであればですね、一生懸命この議場で議論しながら、賛成・反対を討論して、繰り返してきておりますけれども、この事業のですね、予算をこれは全然伴わないんですかね。一切、ただ募集しただけで、ことは進んで行くことなんですか。議会は一切関係ないってことになるの、そこ辺り、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○総務部参与（中村孝） 今回、行っておりますサウンディング型市場調査についてでございますけれども、本年度の施政方針の中に盛り込んでいるところでございます。予算については計上しておりませんでしたけれども、当初予算の総務水道委員会の中においても質疑があり、このことについては御説明をさせてもらっているところでございます。

○10番議員（井元伸明） 市長に一言、お尋ねをしたいんですが、さっきはJOGMECにいろんな審議の結果の内容についてを、質問書を出して、その回答で判断をしたいということでしたけれども、11月の6日、JOGMECより不採択の、明けたあとのですね、新聞報道等のコメントによりますと、今現在はコメントを差し控えるというふうに載っております。あれから1か月幾らか経って、時間も日数も経っておりますけれども、今、市長としては、現在はどういうお考えであるのか、市長の考えを一つ、お聞かせいただければありがたいと思います。

○市長（豊留悦男） 不採択の理由として、当該助成事業の利害関係者の理解が得られていることが書面等で確認できることという、この一文だけであります。つまり、我々の目指したこの事業が、不採択の理由としてこの一文だけでは、私どもは十分理解できないので、具体的な不採択の理由を聞きたいということで、今回、質問を出したわけであります。

○10番議員（井元伸明） 2回目の審査結果が出る前にですね、JOGMECより指宿に下見に来ていらっしゃる方がいるそうです。なんか市役所の方もお会いした方がいるということでありましたけれども、委員会で聞いたら、部長、課長の話では接触はしていない、会っていないということでしたけれども、市長、副市長においては、JOGMECのその担当責任者と面会をされたのかどうかですね、それだけ、一つ、御確認をお願いします。

○副市長（佐藤寛） JOGMECの担当者の方々が本市に訪れたことは事実でございます。何回訪れたかは、私は存じてませんが、そのうちの1回か2回は会ったことも事実でございます。

す。

○市長（豊留悦男） 同じでございます。先ほど、JOGMECへの質問を出しましたというように発言でしたけれども、これからまた出すということでもあります。議会が終わったらそのような対応をさせていただくということで、御理解をいただきたいと思えます。

○10番議員（井元伸明） もう時間も残り少なくなりましたので、ヘルシーランド内の地熱開発事業が2回もJOGMECより補助金の不採択を受けている中でですね、指宿温泉の泉源と言われます、山手というか、メディポリスの中でですね、新たに地熱開発が進行しております。現在、大きな橋が立って、24時間作業をしているようでございますけれども、このような状況をですね、市内の温泉事業者を含めて、多くの方があれは何かということで、いろいろ聞かれたり、また、いろんな質問を受けたりすることが多いんですが、いろいろ聞いてみますと、現在、メディポリスの中では新たな地熱開発を進めようということで、一生懸命やっておられるそうですけれども、このような中でですね、指宿の市内の温泉事業者は大きな危機感を持っていらっしゃると思います。なぜかと言いますと、今までは山川のヘルシーランド内の中での地熱開発ということでありましたので、指宿まではそこまではないだろうという方が多かったんですが、このメディポリスのここでどんどんやってもらうと、なんか山手の方から砂むしを含めて、いろんな温泉が上から流れてきているような、専門家の先生方の話を聞いておりますけれども、そういう状況の中でですね、このままメディポリスの地熱開発がどんどん進んでいけば、指宿温泉は恐らく駄目になるだろうということでの反対の声を多く聞くことがあるんですが、このですね、ヘルシーランドの地熱開発の反対以上に指宿の温泉事業者の反対の声といたら、日増しに大きくなってきているようですけれども、これらのことを皆さんはどのように捉えていらっしゃると思いますか。全然お聞きなっていないのか。聞いていないということはないと思うんですけれども。それらについての、何か答弁がありましたらお答えをいただきたいと思えます。

○総務部参与（中村孝） 今、うちの指宿市の方には、地熱事業を行う場合については、調和の取れた地熱活用協議会がございまして。その中で事業計画を提出してもらい、その中で委員の方がですね、そういう影響であるとか、そういうリスクマネジメントも含めまして、協議をして、同意という形で審議をしているところでございまして、本市にある事業についても、そのような過程を踏まえて実施していくものと考えているところでございまして。

○10番議員（井元伸明） もう時間もございませんので、最後にお尋ねをいたしますけれども、この地熱開発をですね、今後、JOGMECにいろんな回答をいただいて、検討して、前向きに行くというようなことを答弁いただきましたけれども、これぐらいのですね、いつも答弁でも出ておりますように、市民を二分するような、議会も二つに割るようなですね、こういう大きな事業というのをやられるのであれば、やっぱり慎重に行いいただいて、できればですね、極端に言えば、住民投票でもやるような形でですね、やった方がですね、すっ

きりして、そうなれば我々も賛成も反対もないと思うんです。住民がそういうことを望んでいるということであればですね。この地熱の、自然エネルギーと言えば、今、さっきもありましたけれども、今、CO₂を減らそうということで、日本が石炭で発電所を造ることに世界中からバッシングを受けているようですけれども、そういう中ですね、この自然エネルギーというのは大事なことではあると思います。しかし、指宿は地熱だけじゃなくして、風力でも、また、いろんな意味でも、電力は造れる状況にあると思うんですよ。そういうのですね、やるときには、地熱発電をどうしてもやりたいというのであれば、この住民投票してやるべきじゃないかなと言われる声をよく聞くんですけれども、そのようなお考えはないのか、最後にお尋ねをいたします。

○総務部参与（中村孝） ただいま住民投票というようなことの御提案もありましたけれども、まずは今回の質問事項等の回答を待って、検証をした後ですね、慎重に考えたいという形で思っております。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分
再開 午後 2時24分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

○11番議員（西森三義） こんにちは。11番、西森でございます。私は、市議会議員に選んでいただいてから、間もなく丸10年になります。これまで市民の声を市政へ届けるとの思いから、要請のあった現場にタブレットを持参し、写真を撮り、担当部署の職員と協議してまいりました。これからも初心を忘れず、日々議員活動に取り組んでまいります。そして、今も見えておりますが、本日、多くの小学生が傍聴に訪れておりました。指宿市の宝である子供たちが、指宿市に住んで良かったと言われるような住みよいまちづくりに努めてまいります。

それでは、これから通告に基づき、順次質問いたします。

まず、農業振興策についてであります。12月4日、日米貿易協定が承認され、環太平洋連携協定TPPや経済連携協定EPAに続き、大型協定の発行が迫り、日本農業はかつてない自由化に足を踏み入れたようであるが、TPP並びにアメリカ等との自由貿易協定での農林漁業への価格影響を把握されているか、お伺いいたします。

今、どの業界においても人材不足が話題に上がっている中において、農畜産物の輸送は問題ないか、お伺いいたします。

ここ近年、指宿市では大きな災害は発生していませんが、温暖化が進んでいる現状においては、今年も日本国内、至るところで発生した大規模災害が指宿にも襲来して来る可能性がある中では、様々なリスクから農業を守る必要がある中で、農産物を対象に収入減少を補填

する収入保険加入が求められますが、収入保険加入の取組状況はどうなっているか、お伺いいたします。

二つ目は、なのはな館についてであります。県管理下の施設活用については、午前中も同僚議員の質問もあり、重複する関係もありますが、雨の日でも高齢者や子供たちが遊べるようにとか、宿泊施設の活用と提案されたのではないかと。併せて、将来市民へ負担がないよう、県へ補助金も依頼していたと思うが、県所有の建物の交渉はどうなっているのか、お伺いいたします。

また、今回もなのはな館で2回目の産業まつりが、すばらしい天気の下、盛大に開催され、多くの市民で賑わっていましたが、あまりの天気の良さに中央ホールでの神事や表彰伝達式でまぶしくて、表彰者の顔がよく見えなかったが、中央ホールに簡易なカーテンは設置できないか、お伺いいたします。

三つ目は、サッカー場活用についてであります。今、令和2年12月の完成に向けて、連日工事が行われていますが、中学生や高校生が合宿できるような宿泊施設建設の話をお聞きしたい。指宿市内には多くの宿泊施設があることは認識しているが、その施設で安く宿泊できるような相談をされているのか分かりません。サッカー場完成に伴い、合宿できる宿泊施設を民間事業者の協力を得ても必要と思われるが、検討されていないか、お伺いいたします。

今、工事が行われているサッカー場周辺には、スポーツ施設が集中しているので、いろいろな競技の誘致が可能と考えられるが、誘致活動の取組状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

四つ目は、地熱の恵み活用プロジェクトについてであります。先日の議員懇談会の席上で、JOGMECから地熱発電事業に係る助成金が不採択との説明をされましたが、地熱の恵み活用の取組をどのようにされるつもりか、お伺いいたします。

次に、指宿市の皆様へと配達地域指定で封筒が届きました。中には、カラー刷りのチラシが入っていましたが、私は今まで聞いたこともないようなものが掲載されており、私の住んでいる校区民からも、いろいろ質問をされ、困ったものです。本当に地熱発電計画地に大型鉄塔か大型煙突なのかは分かりませんが、その建設を検討していたのか、お伺いいたします。

五つ目は、指宿駅前活用の活用についてであります。先日、指宿港海岸整備が行われている工事現場を道路から見学しました。あと4年ぐらいで完成すると認識している。完成に伴い、多くの観光客も見込まれるとの思いから、駅前の中央通りも視察いたしました。以前、賑わい通りにするような話もあったのではないかと。今の駅前の中央通りは入り口の看板だけが目立って、シャッター通り化しているが、活用は検討されていないか、お伺いいたします。

最後の質問は、ふるさと納税についてであります。担当部署においては、いろいろ工夫を

凝らして地元の特産品や農畜産物をPRし、多くの方々から多額の寄附金が寄せられていることに対しては、深く感謝し、それなりの評価もいたしますが、品物によっては良いものと悪いものとの判断ができないものもあるのではないかと。例えば、マンゴー等の果物はどのようにチェックしているのか。また、観葉も素人では判断できないのではないかと。せっかく多額の寄附金をいただき、その返礼品が粗悪品であったら、指宿市の信用が失われるとの思いから、返礼品のチェック体制は万全かお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 日米貿易協定にかかる農畜産物への影響についての質問でございます。御承知のとおり、日米貿易協定は、衆議院、参議院で承認されたことから、来年1月1日に発効する見通しとなっております。この協定が発効されれば、アメリカ産の牛・豚などにおいて、TPPと同水準の関税の削減・撤廃が実施されることとなります。例えば、牛肉の関税は、38.5%が発効直後に26.6%になり、最終的には9%まで下がるほか、豚肉は4.3%の高価格帯の部位にかかる関税が最終的にはなくなる、いわゆる撤廃されることとなります。このため、日米貿易協定やTPPでは、特に畜産・酪農への長期的影響が懸念されているところであります。なお、農林水産物の生産額への影響についてですが、農林水産省の計算によりますと、農産物の年間生産額が最大で1,100億円減少するとされており、そのうち牛肉については、最大で474億円、豚肉については、最大で217億円減少するとされているところであります。このようなことから、政府は、日米貿易協定の国内対策の指針となるTPP関連政策大綱を改定し、市場開放による国内生産者へのマイナス影響を最小限に食い止めたいとして、生産基盤の強化や中小・家族経営向け支援の拡充、スマート農業の活用、輸出拡大の環境整備などに力点を置いた対策をとるとされているところであります。

なのはな館についていただきました。私たちは、なのはな館は活用し、市民のために、子供から大人までが活用できるような施設にしてもらいたい、やりたいというのは、皆さんと一緒だろうと思います。残念ながら、このなのはな館の活用については、県との十分な連携が図れておりません。やはり、これまでの経緯を踏まえて、このなのはな館を活用するにしても、後年度大きな負担が生じるようなことはあってはならないという議員の皆様方からの声もこれまでいただいておりますので、なのはな館活用については、県との協議、そして、この利用・活用方法等、慎重にやっつけていかなければならないと考えているところでございます。具体的な県の対応策について、現段階においては回答はいただいております。質問の内容で抜けた部分については、担当部長等が答弁をいたします。

地熱の恵みのプロジェクトでございます。これまで2回も不採択をいただいた。このことについては、十分重く受け止めております。しかし、その通知を受け取るだけでなく、なぜ不採択の通知になったのか、それについては、当然のことながら、私どもはその詳細についてお聞きする必要があるかと思っております。そのことによって、今後、どうするのか。なるほど、不採択の理由が納得できるものであれば、また、新たに考える必要があるかもしれませ

ん。しかし、その内容等について、これから質問等を文書で送付する予定であります。そして、いただいた回答等を検証しながら、今後、どのようにしていったらいいのかという、そういう場を設けていきたいと思っているところであります。

次に、指宿駅前の活用についてでございます。やはり、駅前商店街とうたっている以上は、この地域は指宿で一番賑やかな通りでなくてはならないと思っております。市としましては、イベントの実施や各種の補助制度を組み合わせながら、この通りの魅力を高めるための取組を行っているところであります。まず、この通りの一つ一つの商店の魅力を強化することで、そこにお客様が集まり、それが周りに広がっていくような取組が必要であると考えております。やはり、指宿港海岸背後地の利用計画と併せて、ここの中央通りについては、地域の皆さんの意見を聞きながら、地域住民や商店主がまちづくりに対して前向きな気持ちになっていただくことが大事であろうと考えております。そのため、現在、市と商工会議所が連携を図り、意欲のある商店主を将来にわたって支えていけるような支援のあり方を検討しているところでございます。

以下、いただきました質問、または、十分回答になっていない分については、部長等が答弁をいたします。

○副市長（佐藤寛） 地熱発電計画地に大型鉄塔の建設を検討していたのかという御質問についてでございます。議員御指摘のチラシは、山川ヘルシーランドの敷地内に地熱発電所建設は必要ですかという市民の声を聞き、市民の付託に応える有志の会が発送したチラシのことと存じます。この地熱発電所の建設地は自然公園法の区域内にあります。ですので、特に景観に十分配慮した建築物とする必要があり、その上で環境省の方から許可をいただいているところであります。これまでの市民への説明会や議員の皆様にもそのような説明をしております。チラシには大きな地熱発電所と赤白の煙突が4本、そして、大きな円柱状のタンクなどが描かれていますが、こうした発電所の建設を計画したことはありませんし、また、こうした地熱発電所では環境省の許可が得られないと考えます。

○農政部長（田之上辰浩） 農業振興策について。人材不足で農畜産物の輸送は問題はないかとの御質問ですが、物流に関しては、社会状況の大きな変化や新たな課題解決への対応が急務であるということから、国が総合物流施策大綱の中で、強い物流の構築を掲げ、物流業界全体を巻き込んだ対策を進めようとしております。そのような中、農産物の物流についても全国的に逼迫してきており、農業者から、思うように運べない、物流費が高いといったような声も上がっているようであります。農産物の物流は、トラックでの輸送が大半を占め、トラック業界では、長時間労働や低賃金等の過酷な労働環境、ドライバーの高齢化等から人手不足がますます深刻化してきており、今後、負担の大きい農産物を運ぶトラックドライバーの確保が更に困難となり、農産物の物流が立ち行かなくなるのではないかとの懸念もあるところです。こうしたことから、ドライバーの労働時間短縮やコンプライアンス遵守等の要請が

ますます高まり、農産品の生産、出荷、流通、販売に携わる全ての関係者が物流関係者と緊密に連携し、トラック輸送への負担軽減と効率化を図り、持続可能な物流を実現していくことが必要とされております。本市は消費地より遠隔にあり、物流の安定的な確保が重要であることから、今後、国が進める各種施策等の動向を注視しながら、必要な取組の研究をしてまいりたいと考えております。

続きまして、収入保険の加入の取組状況はどうなっているかとの御質問です。今年からスタートしました収入保険制度につきましては、気候変動がもたらす自然災害や農産物の価格低下等による農家の収入減少を補填する仕組みであり、農家の経営を安定させる上で極めて有効な制度であります。本市につきましては、この制度活用の重要性に鑑み、県内でもいち早く保険料の農家負担の一部助成を決定した経緯がございます。また、これまで、広報紙・チラシ等の活用はもちろんのこと、関係機関連携・協力の下、各種会合等のほか、あらゆる機会を捉えて制度の必要性・有効性の周知に努めてきたところでございます。こうした取組の成果もあり、初年目の本市における農家の制度加入者数は、全国の加入率を上回る多くの方々に御加入いただいているところであります。最近の取組としましては、共済組合とも連携を図りながら、対象となる青色申告者にダイレクトメールを送付するなど、きめ細やかな働きかけを行っているところであります。市といたしましても引き続き、収入保険制度の周知・理解促進を図り、なお一層の加入促進に努めてまいりたいと考えております。

○総務部参与（谷口澄子） 中央ホールについてであります。ふれあいプラザなのはな館は独特の象徴的建築物で、中央ホールについては、構造が卵型で、上部の南側外壁に関しましては、光が取り込まれるガラス張りになっております。そのため、ホール内は日中明るさが保たれ、気持ちのいい空間となっております。また、その一方、冬季シーズンには太陽がガラス面を通過するため、使用する時間帯によっては光が差し込み、舞台を見るには眩しい状況になっております。このような状況を解決するため、これまで様々な施工方法で対策ができないか、業者等にも相談して検討してきているところでありますが、現在のところ、簡易なカーテンの設置などは難しい状況でありますので、引き続き対策を検討していきたいと思っております。

○産業振興部長（川路潔） サッカー場完成に伴いまして、合宿ができる宿泊施設は検討されているかとの御質問であります。来年にはサッカー場が完成する予定となっております。これによりまして、サッカー場を中心とした一体的な運動施設が形成されることとなりますので、利用者や宿泊者が大きく増加すると見込まれているところでございます。そのため、市では、県が所有する旧なのはな館の宿泊施設の活用について、県と協議を行う一方で、これまでも合宿等の受け入れを行っている市内の民間の宿泊施設もございますので、まずはその方々や観光関係者にも現状をお聞きしながら、今後、市としては官民一体となってスポーツ交流人口の拡大を図っていききたいことを伝え、意見交換等を行ってきたところでござい

す。

次に、誘致活動の取組状況はどうなっているのかとの御質問でございますが、誘致活動といたしましては、本市ではこれまで様々な取組を行っております。具体的には、市内のホテルなどと連携して、福岡地区や関西地区の大学生を対象とした県主催のスポーツ合宿誘致セミナーに参加し、スポーツ・芸術文化合宿奨励金等支給事業の紹介や、運動施設を含め、本市のPRを行っております。また、本市で春季キャンプを行っている柏レイソルや、サンフレッチェ広島ホームゲームにおいて、広島県在住の鹿児島県人会や市スポーツ・文化交流大使の方々と、本市のプロモーション活動を展開し、継続的なキャンプの実施をお願いしております。これに併せ、両チームの近くにあるJリーグチームを直接訪問し、市サッカー・多目的グラウンドや本市の温泉などについてセールスを行ったところでもあります。また、12月に鹿児島市で開催されます、全日本U-12サッカー選手権大会において、本市のプロモーションブースを出展し、各県のサッカー協会や参加チームに対して、市サッカー場・多目的グラウンドの紹介や、本市のPRを行うこととしていただいております。なお、今年度、スポーツ・芸術文化合宿奨励金等支給事業を拡充したこともございまして、合宿件数の昨年度対比については、増加している状況であります。

それから、ふるさと納税の返礼品の品質管理についてのお尋ねでございますが、返礼品の管理につきましては、事業者から返礼品を直接発送していることから、市が全ての返礼品をチェックすることは難しいところでもありますので、全て事業者の責任において管理していただいております。しかしながら、稀に、品質等に関する苦情や問題がある場合もございますので、それに対しては、改善を図っていただくよう、事業者へ個別に話をしているところでございます。

○11番議員（西森三義） それでは、これから2回目以降の質問に入りたいと思います。私は先日、地元選出の国会議員事務所に、自由貿易での農林漁業への価格について問い合わせいたしました。ところが、答えは、価格は市場原理で動くので、予想は難しいとのことでした。これからも情報が入り次第、農政部には繋いでいき、お互いに基幹産業の指宿の農林漁業を守っていきたいと思います。今回、多くの観葉農家から電話いただきました。観葉の輸送は一鉢ごとに積み込むため、運賃が高いとのこと、これをコンテナを、折り畳み式のコンテナを活用して輸送できないものかという相談がありましたので、これについてお伺いいたします。

○農政部長（田之上辰浩） 観葉植物輸送にコンテナ活用検討はできないかという御質問ですが、観葉植物の輸送は、現在、荷物をトラックに手積みしていることから、作業に長時間を要し、ドライバーの負担も大きく、効率も悪いといった課題があります。コンテナを活用した輸送については、荷積み時に手作業が発生しないことから、積み込み時間が短縮し、ドライバーの過重労働や長時間労働の削減に繋がるなど、物流の負担軽減や効率化が期待されて

いるところです。また、折り畳みコンテナやパレット等を活用した輸送は、様々な業界で試されつつありますが、輸送途中での管理方法や規格の統一方法等課題も多いことから、実用化に向けて様々な研究が進められているようでございます。本市観葉植物のコンテナ輸送につきましても、関係者が過去に検討した経緯はあるようですが、積載効率が悪いことや、輸送コストが大幅に高くなることなどから、導入に至っていないようでございます。現在、物流関係業界を含め、各業界関係者により、コンテナ輸送の検討のほかにも、他品目との組み合わせや帰り便活用による共同輸送、他産地との積み合わせによる中継輸送、大量輸送や省力化が可能となる鉄道や船舶へのモーダルシフト、輸送手段の切り替えということですが、さらには、ICTによる効率的な集荷システムの導入など、様々な手段が検討されております。本市といたしましては、こうした国内物流対策の動向を注視しながら、必要な取組について調査・研究をしてまいりたいと考えております。

○11番議員（西森三義） 今、部長の方で、いろいろ観葉についての積み込みは手積みのために運賃が高いということでありました。であるならば、今、部長が言われたようにですね、他品目との合同で積み込める、そういうふうな、今、研究中ということでしたので、是非、前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

今、観葉にもですね、造花でできた観葉があるために、非常に価格が低下し、併せて、観葉はですね、競り下げ方式で価格を決められるとのことで、農家が非常に苦しんでいると。この観葉をですね、ブランド化にできないかという相談もありましたが、観葉のブランド化の検討はされていないか、お尋ねをいたします。

○農政部長（田之上辰浩） 本市の観葉植物は、温暖な気候や温泉熱を利用した全国有数の産地となっておりますが、ここ数年は景気の低迷、輸送コストや生産コストの増加、さらには、産地の高齢化や担い手不足といった多くの課題を抱えております。また、古くから続く歴史の長い産地であり、観葉植物は本市の特産物として広く定着している反面、生産者により栽培手法も異なることから、品質に格差が生じている実態もあるようです。観葉植物のブランド化を図り、高値で販売されるようになるためには、まずは消費者から選ばれる産地とならなければなりません。そのためには、観葉植物の生産者が一体となり、栽培技術等の向上や品質の高位平準化を図ることで、市場や消費者からの信頼を得ることはもちろんのこと、観葉植物産地としての指宿の知名度を高めるため、積極的なPR活動をしていく必要があると考えるところです。そういったことから、JAいぶすき観葉植物部会や県南薩地域振興局などの関係機関、団体等と連携し、観葉のまち指宿の更なるPRに努めるとともに、地域団体商標やGAPなどの各種認証制度の取得を視野に入れながら、観葉植物のブランド化を推進し、有利販売につなげてまいりたいと考えているところです。

○11番議員（西森三義） そうですね、観葉についてはJAの観葉部会、あるいは関係機関といろいろ協議してもらって、本当にこれが競り下げ方式じゃなくて、ブランド化、同じ品質

に可能であればですね、競り上げ方式が取られると思いますので、是非、価格を保つためにも、そこ辺りの指導は、今後、していただきたいなというふうに思っています。

先ほども答弁の中でもありましたが、収入保険については、農政部や関係機関との協議の結果で、確かに青色申告者へ加入申請のお知らせが届きました。私の方にも届きました。そして、さっそく私は加入をいたしました。私の場合は家庭菜園並みの収入ですが、入ってないと分かりませんので、加入をいたしました。私の場合が月々3千円ぐらいの引き落としになります。簡単に青色申告には入れますので、この青色申告をされていない農家、これが非常に指宿は多いんですよ。だから、その青色申告をされていない農家への、このすばらしい制度の加入に向けた取組はどうされるのか、お尋ねいたします。

○農政部長（田之上辰浩） 収入保険制度の対象者は青色申告を行っている農業者となっておりますが、青色申告をするためには、複式簿記等の記帳が前提となっており、取組が広がりにくいとの声も聞かれるところです。一方、青色申告には複式簿記の方法の他に、現金出納帳の記帳による簡易簿記もあり、白色申告を行っている農家でも簡単に取組ことが可能です。また、青色申告には税の控除を受けられるなどの様々なメリットもありますので、今後ともパソコン簿記講座の実施や税理士による研修会など、各種会合等、機会を捉え、関係機関とも連携を図りながら農家へ周知し、青色申告への誘導による収入保険への加入を推進してまいりたいと考えているところです。

○11番議員（西森三義） 是非ですね、大きな災害があったときに、農家が困らないように、この制度はできたと思いますんで、そこ辺りを、白色をしている農家にも十分指導していただきたいというふうに思っております。

なのはな館について伺います。先ほど来から、いろいろなのはな館についても、市長の方でも答弁をいただいておりますが、私はこの県の対応はですね、誠意がないのではないかと。県の管理下に配電盤の施設があるとのことですが、この配電盤をですね、指宿市が管理する建物内に移設して、県へは借地料を求めるべきと考えますが、借地料については検討されたことはないですか、お尋ねをいたします。

○総務部参与（中村孝） 現在行っております市民会館の実施設計の中で、市民会館と譲与を受けた施設の両方をカバーできる電気設備の設計を進めているところでございます。したがって、市民会館の完成後は、県の電気室を借りることなく、独自で管理運営していく計画でございます。敷地内には新しい市民会館が建設される。隣接地にはサッカー・多目的グラウンドも完成を控えている中、仮にこのままの状態が続くようであれば、敷地は市の土地でございますので、借地料を求めることも選択肢の一つであると考えているところでございます。なお、そのことにつきましては、平成30年8月27日付の文書でも、既に県には通知をしているところでございます。

○11番議員（西森三義） そういう形で、借地料についても県に要請はしているということで

ございます。さらにですね、先ほども参与の答弁であったと思うんですが、同僚議員の答弁であったと思うんですが、なのはな館をですね、将来にわたって、市民に負担が生じないようにするためには、どうしても県からの補助金は必要だと思うんですよ。だから、この補助金交渉にはですね、強い気持ちで取り組んでいただきたいんですが、そこ辺りについては、どんな交渉になっているんですか。

○市長（豊留悦男） なのはな館については、10年来、大きな市の課題であるところでありま
す。いろいろな場所で関係部局とも話をしてまいりました。その1番目は、市長、そういう
考え方は市議会は理解しているのかと、必ず聞かれます。市議会の意見統一がなされてい
ないのではないかということをつたつた言われます。そうした場合には、私たちはこのなのは
な館をどうするのかという、議会の対応の方向性というのを同じ方向にしていかなないと、な
かなか県との交渉はできません。つまり、活用したいという、一方ではある一方、迷惑施設
みたいな言い方で壊せという言い方もあるじゃないか、はっきり言われました。そういうと
ころから、このなのはな館問題は暗礁に乗り上げているところでもあります。私たちはこのな
のはな館というのができた経緯というのを大切にしながら、なのはな館のあり方については協
議を進めなければならないと思っております。故須賀知事とお会いをしました。須賀知事は
指宿出身でもあります。当時、なのはな館の問題が議論されたときに、お願いだから迷惑施
設という表現は使わないでほしい。そして、壊すということも、設計者の意向を踏みながら
慎重にやっていただきたい。私は山下町の自宅まで呼ばれました。須賀知事がどういう思
いで指宿市の発展のためになのはな館を造ったのか、フラワーパークを造ったのか、そして、
あの通りを、今みたいな通りに造っていったのか、そこ等を考えたときに、私は壊さないで
活用したいという強い思いを述べたところでもあります。紆余曲折ありました。やはり、な
のはな館については、市民を含めて、議会も執行部も、もちろん関係者も、県に同じような形
で要望していかないとなかなか解決できないだろうというのが、私の考え方でありま
す。サッカー場ができます。多目的グラウンドができます。野球場が改修されます。陸上競技場も
改修されました。そして、体育館もそうであります。そうした場合には、あのなのはな館がど
ういう役割を果たしてほしいのか、そういうことを、今、冷静に、そして、真剣に考える
ときだろうと思えます。先日も様々な大会が、プレ国体、つまりリハーサル大会としてなされ
ました。本市においての一番の課題は、安くて泊まれて合宿ができる、高校生も大学生も合
宿ができるような、そういう施設がほしいというのは、皆様もお聞きのとおりだろうと思
います。合宿というのは金・土・日、または、連休中にあります。市内のホテルで対応できる
合宿のレベルのホテルというのは非常に難しいわけでありま
す。そういう意味で、あのなのはな館、いわゆるプールのあった棟でありますけれども、宿泊施設を含めた、そこをどう
していくのか、というのは、議員とともに真剣に考えるときだろうと思えます。それが難しいと
ならば、やはり、サッカー場建設、多目的グラウンド、市民会館、それと併せて、安価で、

そして、気軽に泊まれるような、そういう施設も当然のことながら必要だろうと考えているところでもあります。

○11番議員（西森三義） 市長の思いは十分に分かったつもりでございます。私もあの県の所有する建物については、利用できればですね、これ一番いいと思うんですが、この前調査に行ったときに、運動ができる螺旋ののがありますね。防護柵はもう腐食しているんですよ。だから、今は入れないようにしてあります。あれは、当然だろうと思いましたが。ただ、せっかくああいうのがあるのにもったいないという気持ちもありました。何とか前に進めるように、県とはですね、強い気持ちでこれからも交渉に当たっていただきたいというふうに思っています。

今も申し上げましたようにですね、先日、なのはな館を調査しました。心が休まる場所があったんですね。それは、なのはな館に勤務されている職員でですね、きれいな花を植えられるということで、本当に気持ちのいいものでした。中央ホールの問題も、私は素人ですから簡単な考えで、ただテグスを通せば簡単よというふうに思っておりました。そして、2者の業者も実際に見てもらいました。非常にですね、専門家に見てもらったところが、防火カーテンをしなければいけない、あるいは、フィルムを貼ってくいやいよと言ったら、あれにはもうフィルムを貼ってある。フィルムを貼ってあるから、剥がすのにわざわざ銭がかかっすよと、こう言われました。これは大変だということですね、先ほども総務部参与の答弁もありましたが、本当に担当部署においては、いろんな業者からいろいろ聞いて、今までやっていたみたいで、財政面のことにも気を使っていたいてですね、それについてはお礼を申し上げたいと思います。

そして、次の質問に入ります。先ほど市長も答弁されておりました。サッカー場が完成されてですね、野球場も整備されると。大学生や社会人も合宿をされる。そうなれば本当に安い、泊まれる所が必要なんですよ。だから、早急にですね、安い宿泊施設が必要ですから、それをどのように対応されるのか、お尋ねをいたします。

○産業振興部長（川路潔） 安価な宿泊料金の宿泊施設についてであります。確かに、今年の9月中旬に、かごしま国体のリハーサル大会として、第71回全日本総合女子ソフトボール選手権大会が本市と南九州市で開催されたわけでありましたが、大会自体は大成功に終わったところでありますが、残念であったのが、出場32チームのうち、本市に宿泊していただいたのは6チームしかなかったという点でありました。多くのチームは、鹿児島市などの近隣のまちの安価なビジネスホテル型の施設に宿泊し、そこから毎日、試合会場に向くといった形を取っていたようでありまして、これは何が原因かと考えますと、一番はやはり、宿泊料ということのようでありまして、合宿誘致の際にも、現在の趣向を反映した1人部屋や、より安価な宿泊料などへの要望を受けているところでもあります。多くの合宿や大会の誘致を通じて、その経済効果が観光関係者に留まらず、様々な産業の方々にも及んでいくためには、そ

のような要望に応えられるような宿泊施設が必要であると考えておりますので、現在、様々な視点から検討をしているところでございます。

○11番議員（西森三義） 中学生や高校生辺りの合宿になればですね、本当にもう安い宿泊施設じゃないと、それには親御さんたちも付いて来るんですね。だから、そこ辺りは本当に民間のいろんな指導を仰ぎながらでも、早急に対応をしていただきたいなというふうに思っております。

それから、誘致についてはですね、商工会議所や建設組合及び観光協会とも連携して、誘致活動をしていると思うんですが、サッカー場建設する前にはですね、誘致にはどの協会も協力をするというので記憶をしているんですが、協力要請はされているんですか、お尋ねをいたします。

○産業振興部長（川路潔） 本市では本年度中に官民一体となったスポーツコミッションの組織化を掲げておりまして、その設立に向けた研究会で協議を行っているところであります。11月には、本市のスポーツ交流人口を拡大するための起爆剤として、地域おこし協力隊を採用し、スポーツコミッションの設立やワンストップ窓口体制の構築、設立後の情報発信やPR活動、スポーツ大会や合宿等の誘致活動や運営支援等の業務を担っていただくことにしているところであります。本年度中に商工会議所や観光協会をはじめとする関係団体の協力をいただきながら、本市の特性を生かした指宿スポーツコミッション組織を立ち上げることといたしておりますので、Jリーグやその他競技団体への誘致の際には、商工会議所や観光協会など、スポーツコミッションのメンバーにも声掛けをさせていただきまして、直接訪問する形で、キャンプや大会の誘致セールス等を行いたいと考えております。

○11番議員（西森三義） 是非ですね、せっかくすばらしい施設が来年の12月には完成を見るわけです。その前に、この活動については、宿泊施設もそうですが、誘致についても十分な事前運動というのは必要となりますので、そこ辺りについては、関係団体とも協力を得てですね、やっていただきたいなというふうに思っております。

先ほども同僚議員の中でありましたが、本年度の施政方針にですね、山川発電所で算出される余熱を活用し、官民連携の手法を用いて産業創出する取組に着手したいと記載されておりました。確か総務水道委員会の中でも出たと思うんですが、もう1回ですね、どのようなことなのか、お尋ねをいたします。

○副市長（佐藤寛） 地熱発電からは発電だけではなくて、発電後の余剰熱の利用もできることから、これを多くの産業に適応して地域の発展に寄与させたいという思いでございます。市の方では、九州電力の山川発電所の方に御協力いただきまして、発電後の余剰熱を活用した産業振興、例えば、6次化策などですが、こうした産業振興を発電所内で検討したいと考えております。その準備として、事前にサウンディングとして、指宿市の地域資源を活用した取組について、多角的な視点による斬新なアイデアを民間から募集し、そのアイデアに

基づき、本市での事業化の可能性を探る、こうしたサウンディングをまず行い、次のステップとして公募を展開していきたいと考えております。地熱の余剰熱活用については、農業、乾燥加工施設、養殖など様々な産業への活用が期待できます。地熱の恵みを広く市民が享受できることを念頭に、本事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○11番議員（西森三義） 先ほども同僚議員もありました。先日配布されたお知らせ版の中に、そのサウンディング型市場調査というのが載っておりました。総務水道委員会の中でも質疑が出たように記憶しているんですが、このサウンディング市場調査をされる、民間のアイデアを入れる、もう少し詳しくそこ辺りについて、答弁をいただきたいんですが。

○副市長（佐藤寛） 余剰熱ですので、かなりの温度になると思います。現在、九州電力の方からいただくことのできる余剰熱の熱量としては、およそ120度前後、時間当たり30tをいただけるのではないのかなと考えております。そうした余剰熱を活用して、例えばということですが、乾燥加工施設、本市は農業産地でございます。この農業産地を1次製品として市場に送り出すだけではなくて、B級品、C級品という、いわゆる市場に出せないようなものも含めて、それを加工する。加工することで、チップ、例えば乾燥野菜チップなどにして、それを送り出す。あるいは更に2次加工した乾燥野菜チップを3次加工、4次加工として、新しい製品、地域の特産品として売り出していく。そうしたような事業が考えられるところでございますが、本市においてはそうしたノウハウを持っている事業者がいないことから、広くサウンディングをして、どういった可能性が考えられるのかということをもっと調査した上で、次のステップに進みたいと考えているということでございます。

○11番議員（西森三義） 今、副市長の方で縷々説明をいただきましたが、余剰熱の温度は120度あると。それが、時間当たり30tあるから、それを乾燥加工施設辺りをするんだというような計画ですが、それは指宿市内にはあまりそういうのが、業者がないようなことを、今、聞いたんですけれども、これは国内向けにそういうふうなアイデア、募集を、調査をされると、そういうことになるんですか、どうなんですか。

○副市長（佐藤寛） アイデア募集はオールジャパンで考えております。仮に乾燥加工施設でできた製品については、物流面では軽くて多くの物を多量に運ぶことができる。併せて保存期間も長いということで、将来的には海外輸出も視野に入ることができるのではないのかなと、そうしたサウンディング調査を期待しているところでございます。

○11番議員（西森三義） そういうふうな、オールジャパンという形で、今、副市長がりましたが、そうすれば、それに伴う施設が当然必要になると思うんですが、そこ辺りの施設等については、市の持ち出しがあるんですか。どうなんですか、そこ辺りは。

○副市長（佐藤寛） サウンディングの結果によると思うんですが、仮に、中央から大手の事業者が来て、全部の事業を山川地熱発電所ですとなれば、地域に落ちる果実というのが少なくなると思っております。ですので、期待としては、SPCという、例えば合同会社、地域

と上手く連携できるような合同会社を地域に作っていただいて、地域にも相当の利益が落ちるような、そうした取組を考えております。そのときに市がどのような貢献ができるのかというのは、サウンディングの調査結果次第であろうかと思っております、今の時点では、持ち出しはどれぐらいですかというお尋ねについては、明確な回答は持っていないところでございます。

○11番議員（西森三義） 是非ですね、合同会社というような形で、今、説明がありましたが、例えば、農業部門であればJAいぶすきもある。あるいは、魚関係であれば山川漁協もあるわけですよね。そういうところを、地元と一緒にしたですね、そういうふうなのができればなというふうに期待しております。

国はですね、先ほどもありました、原子力発電に依存しない方向で、再生エネルギーを推進している中において、地熱発電も推進していると考えの中で、地熱資源豊富な指宿市もこの事業は推進すべきと思うが、どのようにされるつもりか、お尋ねをいたします。

○副市長（佐藤寛） まずは市長が答弁されましたように、今回の不採択の理由について、文書でもってJOGMECの方から回答をいただき、その上で対応を検討したいと考えているところでございます。地熱資源というのは、本市が持つ強みであり、また、地下構造の特徴からヘルシーランド地域は地熱発電に適した地域でもございます。地熱の恵み活用プロジェクトは、これから本市が迎える高齢社会がますます進行する中であって、本市にとっては活性化をもたらす一つの事業ではないかと考えております。具体的には、売電で得られた利益は福祉や地域づくりなどに活用できます。発電後の余剰熱は、先ほど述べたとおり、特産品の開発など、様々な産業振興に繋がることと思います。また、国のエネルギー政策では、地熱発電は原子力に置き換えることのできる安定電源の一つであります。そうした意味から、導入が促進されており、また、低炭素の発電として地球温暖化対策にも貢献できると考えております。先ほど、フランスの方で行われましたCOP25では、スウェーデンの環境少女グレタ・トゥーンベリさんの発言が世界から注目されておりますように、温暖化対策は今を生きる私たち大人が取り組むことが求められている課題でもあると考えております。また、大規模災害発生時の停電リスクへの対応として、地熱発電所は将来、防災拠点への送電を担うなど、指宿市の貴重なインフラとして、防災、減災のまちづくりにも大きく貢献が期待できるものと思っております。このように地熱発電は指宿市の新たなまちづくりとして大きな可能性を有する事業であり、私たち大人が次の世代に引き継いでいくべき事業とも言えます。こうした観点から、繰り返しになりますが、JOGMECに不採択になった理由を確認の上、今後の対応を検討していきたいと考えているところでございます。

○11番議員（西森三義） 今、副市長がありましたようにですね、私もこの地熱発電については、安全で安定した電源が得られるということで認識しているところでございます。そして、安全である上に、更に指宿市民のためになるとすればですね、是非活用できるものな

ら、何とか進めていただきたいなというふうに思っているところでございます。

それでは、次にまいります。これまで地熱の恵み活用については、何回も説明を受けていた中で、景観に配慮すると言われていたのに、今回のチラシは何を根拠に作成され、多くの市民へ配布されたのか、対応策は検討されていないのか、お尋ねをいたします。

○副市長（佐藤寛） 指宿市には山川に九電の地熱発電所がございます。その発電所を見てもらうと分かる通り、赤白の煙突がないことは、市民であれば誰でも周知のことと思います。チラシを作成しました有志の会の方々の中には、鹿児島県外の地熱発電所を視察された方もいるとお聞きしております。そうした中にも関わらず、こうした発電所が描かれているということは、誤った情報を基にした地熱発電所に対する誤解によるものではないのかなと考えているところでございます。どのような経緯でこれが作成されたのかは不明でございますが、既に市内の多くの世帯に配布され、拡散されていますことから、専門家の意見も聞きながら、今後、対応を検討してまいりたいと考えております。

○11番議員（西森三義） 今ですね、この地熱発電に賛成の市民の中でもですね、今回の誤った情報で後ろ向きになった人もいないではないか。この地熱事業の予算は、議会も認めて進めてきた事業であり、我々議員の質が問われる問題であると考えてるが、今、副市長は対応をということでした。専門家の。これは、専門家というのは弁護士さんなのか知りませんが、そういうふうな専門の弁護士等へですね、相談し、対応策について指導を仰ぐ考えはないのか、再度、お尋ねいたします。

○副市長（佐藤寛） 議員御指摘のとおり、今後、専門家の意見も聞きながら対応を検討してまいりたいと思います。

○11番議員（西森三義） 先ほども言いましたが、指宿市も、今後、生産人口は減少してまいります。そうする中において、財源を確保する意味からも、どうにかしてこの豊富な地熱資源をですね、活用できる方法をみんなで知恵を出し合っていければというふうに思っております。

指宿駅前についてでございます。先ほど市長の答弁で、イベント等のことをやっている、そうでしょう、これまでもいろいろアイデアを出してですね、マルシェも年に数回、開催しているようですが、その中で中央通り会の参加はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○産業振興部長（川路潔） いぶすきマルシェにつきましては、平成26年度からの6年間で延べ15回開催しております。イベントの来場者はおよそ3万6,700人を数え、参加店舗数は460の出店がありました。今年度は7月に開催する予定でありましたが、悪天候のため中止となり、先月17日に開催したところであります。1,400人の来場と30店舗が軒を連ねるなどして賑わいを見せました。しかしながら、中央通りの既存の店舗からの参加は2・3店舗に留まり、このイベントを通じて個々の飲食店や商店のアピール、または、魅力向上につなげてい

るケースは限定されているものと考えております。参加が少なくなってきた要因といたしまして考えておりますのが、商店主の高齢化等に伴う通り会の組織力の低下等であり、中心市街地の他の通り会も同様の状況にあると思われまます。このような状況を打開するためには、市民のみならず、観光客をも惹きつけるような魅力ある個店をつくるのが大切であり、その店主等を中心にまちおこしやまちづくりにつなげていく気運が醸成されていくことが望ましいと考えております。将来的には、通り会の枠を超えまして、指宿駅前付近の商店主等が一体的にまちづくりに取り組んでいけるよう、必要な支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○11番議員（西森三義） 先ほど市長は、指宿港海岸整備に併せて、駅前通りも何とかしたいという答弁があったように記憶しているんですが、市長、どうですか。今、私はですね、本当にこの前行ったんですよ。時間が3時50分でしたから、人通りは15分歩きましたけれども、自転車に乗ったお姉さんが1人でした。本当に残念だと思いました。これを何とか賑わい通りにする。午前中も同僚議員が言いましたが、セントラルパーク辺りを含めてですね、あそこ、一体的に何とかできないのかなと、いつも思います。指宿駅に観光客が下りてですよ、看板だけが目立っているんですよ。看板はすばらしいものでした。人は通りません。ここを何とかしていただきたいと、そこ辺りについて、市長の思いをもう1回聞かせてください。

○市長（豊留悦男） 私どもは、全国の首長会、つまり、賛同者が集まったSWCという健康都市の首長会を結成しております。その中で、寂れた通りを活性化した事例がたくさんございます。見附っていう、新潟県の見附市ですけれども、そこらについては、まず通りを変えるという、つまり、人が歩きたくなるような通りにする。楽しい通りにする。それが一つでありましょうし、あと一つは、現状ではかなり難しいですけれども、核になる施設がその通りにあると人が集まるであろうと。そして、町に繰り出すであろうと。様々な勉強させていただいておりますけれども、いずれにしても、通り会の方々の協力なしではできません。例えば、駅前に人が集まるような、または、人が泊れるような、喜入で言ったらAZみたいな、そういうビジネスホテルがあるとすれば、そこに泊まった方々は地域に出て食事をしたり買い物したりするかもしれない。今回のプレ国体の話もしました。あの喜入のAZ、皆さん夕方通られたらどう感じますでしょうか。ほとんど、7・8割満室であります。川辺もそうあります。つまり、ああいうものが駅前にもしできたら、これはホテル関係の協力がなくてできませんけれども、これは私の理想でありますけれども、そういう核になる施設があれば、そこに宿泊した方は必ず町に出るでありましょう。海岸まで歩いて行くかもしれない。つまり、総合的にハード面、ソフト面、そして、あの通りを含めた環境面も変えていかないと、なかなか難しいと思っております。今、シャッターを閉めておられる、その方も話をしました。もう年老いて高齢化しているので、何とかここをしたいと。私はここを、私の図書

館、私の映画館、私の子育て広場としてできないかという交渉もした経緯があります。つまり、そうすることで子どもが集まり、小さい子供が集まるとおばあちゃん、おじいちゃんも集まるかもしれない。そういう場所を何とかあの駅前にできないか。そして、あと一つは、あのJAの葬儀社であります。土日、賑わいの中で葬儀というのをできるのであろうか。葬儀が行われているときに、マルシェ等をして楽しむことができるのであろうか。様々な思いがあります。つまり、なぜ私がこう申しますかと言いますと、平成17年の駅前通りの賑わいを取り戻す会があったようであります。その計画に、私が、今、言ったような計画が縷々書いてございます。この計画は市議会の皆様も一緒に作った、その写真もあるようでございます。十何年経って、まだ一つも、この駅前という具体的な動きがないというのが残念ですけども、今、議員がおっしゃいましたように、あと5年、つまり、海岸整備、背後地の計画が実現するとともに、駅前も変えなければならない、そう思っているところでありますので、いろんな意見を聞きながら、駅前、特に中央通りの活性化に向けては努力をしていかなければならないと思っているところであります。

○11番議員（西森三義） 本当にですね、あそこの駅前の通り会、通りがですね、他の地域で活性化した事例が、今、市長の答弁でありました。あるとすれば、指宿もできないわけではないですよ。だから、是非取り組んでいただきたい。そしてまた、確かにJAの葬祭センターがあります。そこについて、もし私なりでも相談ができるのであれば、また、理事の方に働きかけていってみたいというふうに思っております。

ふるさと納税についてでございます。ふるさと納税についてはですね、補正予算を計上されるほど多くの寄附額があると聞きましたが、見込み額でどれぐらいになるのか。併せて、ふるさと応援基金への積立額をどれぐらい見込んでいるのか、お尋ねをいたします。

○産業振興部長（川路潔） ふるさと納税の見込み額でございます。12月16日までの集計ではありますが、寄附額は約8億7,800万円でございます。これから年末にかけて寄附額も急増することが予測されるため、このままのペースでいくと目標の10億円を超えて、13億円程度になる見込みであります。今議会で追加補正を提案させていただき予定としております。また、ふるさと応援寄附金への積み立てを1億5,000万円を追加し、基金の総額を5億6,050万円とするものであります。

○11番議員（西森三義） 本当にですね、このふるさと納税については、担当部署を含めて、本当に職員、そしてまた、執行部、いろいろPRした結果で、目標額10億円を突破するような、13億円になるというような見込みでございます。ありがたいなと思っております。本当にこれからもですね、ふるさと納税がある限り、いろんな知恵を出してもらって、そういうふうな寄附額を募っていただければというふうに思っておりますが、指宿市のためにですね、多くの方が多額の寄附金をされるわけですので、この返礼品についてはですね、なおさらのこと、すばらしいものを返礼するべきと考えますが、先ほどはチェックについては事業

者に任せているというような答弁がありました。事業者も誠心誠意をもって素晴らしい物を出す事業者ばかりであればいいんだけど、中にはそうでない人もいるように聞いております。そこ辺りのですね、返礼品の出荷前の指導はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○産業振興部長（川路潔） 市ではこれまで、返礼品の品質向上や商品管理を徹底するため、事業者への説明会や個別相談を行っております。今年度におきましても、5月に事業者説明会を行っております。その中で、ふるさと納税は市の看板を背負うものであるという認識を持って取り組んでほしいということを説明し、事業者もそれを念頭に取り組んでいただいているところでございます。また、10月には他市におきまして、返礼品の品質がSNS上で問題になったことなどもあり、本市においてもこのようなことがないように、同月に事業者へ管理を徹底していただくよう周知を行いました。さらには、年末にかけて寄附受付が急増することから、12月にも、再度検品の徹底や、賞味期限表示等について注意していただくよう周知したところであります。

○11番議員（西森三義） いろんなところにおいても、一旦信用を失くしてしまえば、それを取り戻す、これについては非常に苦勞します。だから、そういうことが起こらないようにですね、今、部長が言われましたように、検品については十分に体制を整えてやっていただきたい。また、事業者についても自分たちのことです。指宿市の顔なんです。だから、そこが崩れることがないようにですね、かね日頃から指導していただきたいと、そういうふうに思っております。

今回の質問に対して、いろいろ調査させていただいた中において、職員の市民のためにどうすべきか、企画、立案されていることに感銘を受けました。ただ、いいと思った企画が採用されなかったときなど、心が折れそうになるとのことですが、指宿市民のためになると思ったら、何回でもですね、企画書を出していただきたい。努力したことは、必ず身になると思いますので、頑張ってもらいたい。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	3時39分
再開	午後	3時48分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

○2番議員（東勝義） こんにちは。2番議員、東勝義です。本日、一般質問の5人目ということで、非常にお疲れのことでしょうが、分かりやすく元気を出して行きますので、お付き合いをお願い申し上げます。

さっそく質問に移ります。まず、ふるさと納税についてであります。同僚議員が先ほど

も質問したとおり、ダブるかもしれませんが、同じ質問であってもお答えください。これは簡略化して言うならば、平成20年度に政府が設けた制度で、地方自治体の税収減少が心配されるため、ふるさと創生の一環として始まった寄附金制度であり、寄附額の2分の1を超えない返礼品を送ることで感謝の意を表すという内容であります。初年度は全国で総額81億円だったものが、平成29年度では3,600億円まで増大しており、29年度の寄附額全国1位は、参考に大阪の和泉市で約135億円でありました。指宿市においては全国で161位の5億1,220万円だったようです。30年度は、一番多いところは静岡県小山町で250億円と驚く額であります。お隣の都城市におきましては、29年度は74億円、30年度は95億円となり、どのような活動をすればこれほど集約するのか、知りたいものであります。鹿児島県内においては、志布志市の32億円が県内のトップであり、指宿市では5億7,795万円という実績で、指宿市税の税収が40億円程度と考えると、馬鹿にできない額ではないかと思われまます。そこで、市財政の一部となっているふるさと納税制度について、どのようにお考えであるかお聞かせください。

また、指宿市の実績を少し述べましたが、平成20年度から30年度までの寄附件数及び寄附総額と、現時点での実績及び今年度の見込み額など、簡単でいいですので、お聞かせください。

さらに、条例によって寄附金活動、活用事例がその他を含めて6項目あるようですが、寄附者にとって分かりやすい事業名に変えるお考えはないか、お聞かせください。

最後に、増収、増益に向けた今後の取組や、返礼品の開発などについて、どのようにお考えであるか、お答えください。

次の質問。市営陸上競技場の活用についてであります。昨年の第4回12月定例会でも、陸上競技場については質問させていただきました。そのとき、教育部長は、陸上競技場利用者及び団体による利用料金の設定や利用内容の見直しなど、様々な事案について話し合いを行いたいとの答弁があったように記憶しておりますが、その後、1レーンから8レーンを利用する場合は、管理事務所に使用許可を出すようにとの看板は設置されたものの、料金や利用内容についての話し合いは行われておりません。やっとな今年10月11日に陸上競技場利用団体の説明会が行われた内容を受けて、以下、今回質問させていただきます。

まず、過去3か年の利用料実績と利用者数とどれほどなのか、教えていただきたい。また、10月11日に一部の利用者だけに説明がありましたが、来年1月から競技場使用内容に変更があるようですが、こういった内容なのか、再度、詳しい説明をしていただきますようお願いいたします。

また、寄附金などを含めて、総額4億円かけて全天候型に改修された競技場であるにも関わらず、競技大会の開催や合宿等、目立った動きがないように感じますが、競技場を生かすための競技大会の開催や各団体の陸上合宿誘致など、どう取り組んできているのか、お聞かせください。

最後に、全天候型陸上競技場で、柵や仕切りがなく出入り自由な競技場は全国を見ても指宿市だけかもしれません。そこで、出入り自由な競技場であるが、利用者や競技者の安全性について協議したことがあるか、お聞かせください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。2回目以降は質問席にて行いますので、よろしくをお願いします。

○市長（豊留悦男） ふるさと納税についての御質問でございます。先ほど議員の方から具体的な数値はお聞かせいただきました。納税寄附額5億7,795万円、これは平成30年度でございます。やはりこのように、ふるさと納税、その額、本市の貴重な財源の一つであると認識はしているところであります。ふるさと納税は、人口減少や高齢化など、税収の確保が難しくなっていく中で、市の財政を支える重要な取組であると考えておりますので、今後もふるさと納税を積極的に推進し、寄附額の増に努めてまいりたいと思っております。

陸上競技場のことが質問に出されました。指宿市営陸上競技場というのは、利用された方に大変好評であります。それは、開放型であって、利用しやすいし、そして、トラック等も非常に使いやすいと。そういう意味で、この陸上競技場についてお褒めの言葉と言いますか、そういう好評いただいていることに関しては、私も大変嬉しく思っているところでございます。この利用者件数、利用者数、この後の合宿等、いろいろ質問いただきましたけれども、その内容等については担当部長等が答弁をいたします。

○産業振興部長（川路潔） ふるさと納税制度は、平成20年度に創設された制度でありまして、20年度の受付は、48件で約360万円でございます。その後は徐々に増え、26年度は74件、約670万円となっております。26年度までは、お礼として、お礼状や観光名所等の写真を送っていましたが、27年10月からは、ふるさと納税のポータルサイトであるさとふるに委託し、お礼として特産品を送るようになったことから、27年度は急増し、1万1,568件の約2億1,600万円となり、28年度から5億円台で推移し、30年度は3万4,030件の約5億7,800万円となっております。事業開始からの合計は、受付件数が10万8,785件、寄附額が19億1,300万円でございます。今年度につきましては、12月16日までの集計でございますが、受付件数は5万2,921件、寄附額は約8億7,800万円でございます。これから年末にかけて寄附も急増することが予測されるため、このままのベースであれば目標の10億を超え、13億程度になるのではないかと見込んでいるところでございます。増額見込みの3億円は、今議会で追加補正を提案させていただく予定ですが、併せて、返礼品などに係る委託料を除いた1億5,000万円をふるさと応援基金へ積み立てるものとしております。

それから、今後の寄附の増額に向けた取組としましては、新たなふるさと納税ポータルサイトを増やし、新規者を獲得してまいりたいと考えております。併せて、返礼品の魅力を高めるため、事業者の開拓や、既に登録していただいている事業者との連携を深め、返礼品の磨き上げや、開発に取り組んでまいりたいと考えております。また、増額に向けたPRとい

たしまして、指宿市全体の知名度向上を意識したプロモーションを展開し、指宿市を知っていただき、本市の魅力ある特産品や観光素材に触れ、ふるさと納税への誘導を図ってまいりたいと考えております。

それから、陸上競技場を生かすための競技大会の開催や、各団体への陸上合宿誘致などについて、どう取り組んでいるかとの御質問でございますが、誘致活動といたしましては、本市ではこれまで様々な取組を行っております。具体的には、市内のホテルなどと連携して、福岡地区や関西地区の大学生を対象とした県主催のスポーツ合宿誘致セミナーに参加し、スポーツ・芸術文化合宿奨励金等支給事業の紹介や、運動施設を含め、本市のPRを行っております。また、本市で秋季キャンプを行っている柏レイソルやサンフレッチェ広島ホームゲームにおいて、本市のプロモーション活動を展開し、継続的なキャンプの実施をお願いしております。さらに、これに併せて、両チームの近くにあるJリーグチームを直接訪問し、市サッカー・多目的グラウンドや本市の温泉などについてセールスを行ったところでもあります。中学・高校関連では、本市では県高等学校駅伝競走大会や県中学校駅伝競走大会が開催されており、それに伴いまして、多くの合宿等もいただいているところでございます。今年度、スポーツ・芸術文化合宿奨励金等支給事業を拡充したこともございまして、合宿件数の昨年度対比については、増加している状況にあります。

○総務部長（有留茂人） ふるさと納税制度の寄附金の活用事業の事業名についてです。寄附金活用事業につきましては、本市に思いを寄せ応援する方からのふるさと応援寄附金を適正に管理運用するため、指宿市ふるさと応援基金条例を平成21年3月26日に制定をしたところがあります。平成27年度から返礼品事業を展開したことにより、多額の寄附金をいただき、使途についても選択肢が増えてきたところであります。そのようなことから、平成30年、昨年ですけれども、第1回市議会定例会において、指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正を可決していただいたところであります。内容としましては、本市が目指す将来都市像である、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向け、本市の総合振興計画に沿って、食料供給都市の実現に関する事業、健康産業都市の実現に関する事業、保養観光都市の実現に関する事業、生活充実都市の実現に関する事業、国際共栄都市の実現に関する事業に活用させていただくことを、指宿市ふるさと応援基金条例で定めているところであります。寄附者には、この五つの事業と、使い道を市長に任せるという六つの項目から選択をいただいているところであります。

○教育部長（下吉一宏） 市営陸上競技場の過去3か年の使用料実績と利用者総数はどうなっているかという御質問でございました。市営陸上競技場の過去3年間の実績でございますが、利用件数、利用者数及び使用料の順で答弁をさせていただきます。平成28年度が1,017件で5万6,900人、44万480円。平成29年度が977件で4万9,997人、44万1,140円。平成30年度が1,038件で5万6,472人、40万1,310円となっております。

続きまして、来年1月から競技場使用内容に変更があるようだが、説明をしていただきたいということでございました。本年10月11日に市営陸上競技場をよく利用される団体の方々に集まっていただきまして、専用使用について御意見等を伺って決定をさせていただいたものでございますが、市営陸上競技場の使用につきましては、これまでハードルやスターティングブロックなど、道具を設置して使用する場合も、条例で規定する専用使用として使用料を徴収しておりましたが、来年1月からは大会や合宿に伴う専用使用以外は使用料を徴収しないという内容でございます。

続きまして、出入り自由な競技場であるが、安全性についてこれまで協議したことがあるのかという御質問でございました。市営陸上競技場に限らず、社会体育施設の安全対策につきましては、随時、指定管理者と協議をして取り組んでいるところでございます。陸上競技場の安全対策の一つで、現在、フィールド部分にトラック又はフィールドを使用する際は体育館で受付をしてくださいと。そして、受付をした場合においては、注意して使ってくださいと、利用者をお願いをいたしているところでございます。以上です。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。

まずはふるさと納税制度から質問させていただきます。2回目の質問になります。今年度は去年と比べて、比較して2倍以上に伸びているようですが、その要因は何かあればお聞かせください。

○産業振興部長（川路潔） 本年度の寄附額は昨年度の約2倍程度になるのではないかと見込んでおります。寄附が増えている原因といたしましては、これまで、ポータルサイトに返礼品の発注や問合せ対応など、全て委託しておりましたが、本年度から、ふるさと納税受発注システムを導入しまして、市が各サイトの受付情報を一元化し、さとふる以外の受付については、市から一括して市内業者へ発注を行うよう、発注の仕組みを見直し、体制を整えました。このことから、市内業者の登録数も増え、返礼品数の増加や、魅力ある返礼品が増えたことが要因であると考えております。また、本年度はPRにも力を入れておまして、PR効果の高い都市部をターゲットとして、ふるさと納税ポータルサイトが行うイベント等への参加や、本市と業務提携を行っているヴィレッジヴァンガードプレース社との連携事業、タワーマンションへのカタログの個別配布など、積極的なPR活動を行っており、地元においても、菜の花マラソンなどのイベント等を活用してPRを行ったことも要因ではないかと考えているところでございます。

○2番議員（東勝義） ふるさと納税課と取材した結果、すごくすばらしい頑張り様で、私もびっくりしているところですが、今、資料にある都城では、リピーターを増やすための対策がされていますが、この寄附金の中身についてお伺いします。寄附金総額の価格帯がどのようなものか。それと、リピーターを増やすための対策はどうしているか、ちょっとお聞きしますが、よろしくお願ひします。

○産業振興部長（川路潔） 寄附が多い寄附額は、平成30年度が1万円台が69%、2万円台が14%、3万円台が11%で、1万円台から3万円台の寄附額が全体の94%となっております。30年度の寄附が多かった地域の割合といたしましては、関東が49%、近畿が22%、中部が4%でございました。分析につきましては、可能な限り分析を行い、ターゲットを絞ってPRしてまいりたいと考えております。

それから、リピーターの関係ですが、本市が取り扱っているシステムでは、正確なリピーターの数は把握できないところでございますが、楽天での集計では約10%となっており、その他に、毎年、カタログ送付の依頼をいただいている方も相当数いることなどから、リピーターは、概ね1割から2割台程度ではないかと推定をされております。リピーター獲得に向けた取組といたしましては、本市へ直接申し込みをされた方、約500名に返礼品カタログを送付いたしまして、今年度の寄附について御案内したところでございます。また、本市の特産品が定期的に届く定期便の返礼品を開発して、1回だけでなく、複数回、本市の特産品をお届けし、本市の特産品をより多く知っていただいて、コアな指宿ファンになっていただくよう、返礼品も工夫しているところでございます。

○2番議員（東勝義） この資料の中に、今までの基金の使い道についてということに関してお伺いしますが、今まで基金をどのように使っていたのか、その内容があれば、事例をいたしてもらえれば助かりますが、よろしくをお願いします。

○財政課長（坂元一博） 寄附金につきましては、福祉バスや給食配給車などの公用車、小・中学校のピアノや商業高校の楽器、各施設AEDなどの購入費用や小・中学校図書室のエアコン設置費用に活用させていただいたところではあります。その他、鰻池水質改善対策、母子保健推進事業、景勝林保全再生対策、特産品振興事業、心のプロジェクト夢の教室といった幅広い事業に活用させていただいております。

○2番議員（東勝義） 平戸のPR動画にありますが、この福祉バスとかピアノ、これについて、ふるさと納税が使われたという、なんかこうPRが書かれたのがあるのでしょうか。平戸なんかは自動車とか、ふるさと納税を使って買われたときに、PR動画に入れて、ありがとうございましたというのをば入れていますが、指宿市はそういうPRの、ふるさと納税を使いましたという、分かるような内容の看板を書いたことがあるのでしょうか、お願いします。

○総務部長（有留茂人） 毎年、広報で、8月の広報だと思えますけれども、そのピアノをですね、写真入りで掲載をして、市民の方にこういう形で使っていますというふうなことで、お知らせをしたこともございます。今年の8月号の広報紙で、ふるさと納税ということで、新規のお礼と事業者ということで、ピアノの購入に活用しました、いう形です、写真入りで広報をいたしております。それから、こういうのに使われたというものにつきましては、ホームページ等でもお知らせをしております。今、課長が縷々説明した事業等について、活用しておりますというふうな形で、ホームページ等には掲載をしているところでござい

す。

○2番議員（東勝義） 使い道について、ふるさと納税制度は故郷への感謝や地方を応援したいという思いは実現可能にするために創設されています。寄附金をいただいた自治体はそういった寄附者の思いに応える責任があり、何にどれぐらい活用したのかがしっかり公表しなければなりません、そのため、指宿市としては、その寄附者に対していろんな活動をしましたという、写真を送ったりとかしていますが、それ以外に何か活動しているのがあるか、事例をお願いします。

○総務部長（有留茂人） 関東指宿会とか、それから、中京指宿会などで、その集まりがあったときにですね、このふるさと納税の活用の仕方と言いますか、こういうふうにご利用しましたということで、そういうふるさと会の故郷を思う方々の集まっているところに行ってはですね、こういうことにご利用しましたというふうなことはお知らせをした経緯はありますけれども、今、3万人を超える方々から寄附をいただいております、それぞれの方々にこういうものでご利用しましたというふうなことのお知らせというのはやっていないところでございます。

○2番議員（東勝義） 使い道については、寄附を上回る中で大部分を占めると思いますが、具体的な事業や活動事例を記載するなど、もっと分かりやすくできないかと思っております。今、5例、供給都市の実現とか健康都市、産業都市とか、観光保養都市、生活充実都市とか、国際共栄都市というところで、どういう内容に詳しく分からないところがあります。都城市に至っては、ふるさと子供支援とか、ふるさとまちづくり支援、また、ふるさと環境支援など、何に使うのかが非常に分かりやすい表情になっておりますが、指宿市ではもっと事例を記載するなど、分かりやすくカタログなどに記載することはできないでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） 平成30年度につきましては、暑中見舞い等に記載したり、あと、今年にはカタログに使い道を載せて、寄附者に送付をしております。

○2番議員（東勝義） ふるさと納税に関してですが、今、ふるさと納税とともにガバナンスクラウドファンディングっていうのが、今、流行っております。それについて、指宿市では取り組んだことがあるでしょうか。

○総務部長（有留茂人） クラウドファンディングにつきましては、現在まで市として取り組んだ実績はないところですけれども、図書館の方でNPOがクラウドファンディングということで取り組んで、その事業化を図ったということは周知しているところでございます。

○2番議員（東勝義） 私が、今、ふるさと納税を調べている中で、ガバナンスクラウドファンディングで、各自治体がふるさと納税とは別に、そういう活動をしているところがあります。山川では小学校の統合がなされるようになりますが、スクールバスなどクラウドファンディングについて、そういうスクールバスを購入するためにクラウドファンディング使いたっていうのを、市として公表するとか募集する考えはないでしょうか。

○**総務部長（有留茂人）** スクールバスの購入を予定しているところでございますが、この購入につきまして、クラウドファンディングの制度に馴染むかどうかを含めまして、勉強をしていきたいというふうに考えております。

○**2番議員（東勝義）** はい、ありがとうございます。他市ではふるさと納税に行ったPR動画と、今、さっきも言われました、PR動画など多岐にわたってPRをさせておりますが、指宿市ではこのPR動画を作る予定があるのでしょうか。このPR動画によって、多分、ふるさと納税額が増額するのではないかと思います、そこについて検討はなされているのでしょうか。

○**産業振興部長（川路潔）** 現在、市の知名度向上を図るためのPR動画を作成しているところであります。ただし、ふるさと納税に特化したものではなく、本市の観光、産業を知っていただく入り口になるような形で進めております。ふるさと納税の使い道の紹介動画や受益者からのお礼の動画は寄附者には分かりやすいものでありますので、活用事業等の周知方法の一つとして検討してまいりたいと思います。

それから、先ほどの質問で、今後、作成するふるさと納税のカタログとかホームページの充実、ふるさと納税ポータルサイトの使い道の紹介部分等で、項目ごとに具体的な活用事例を記載するなど、記載内容を工夫してまいりたいと考えております。

○**2番議員（東勝義）** このふるさと納税制度っていうのは、いつまで続くか分からない制度で、いつなくなるかも分からない制度であります。これを、今、使って、私が言う返礼品、今、農産物、畜産物あります。このふるさと納税制度の一部を使って、今、我々の指宿市の産業を担う水産業、第1産業などに寄附として使って行って、地場産業の活性化につなげる考えはないのでしょうか。それによって、また、地場産業が発達すれば、指宿市の増税に繋がるのではないかと思います、ふるさと納税制度を使って地場産業の活性化を図る用意があるかないか、その気持ちがあるかないか、お聞かせください。

○**総務部長（有留茂人）** 寄附金の活用につきましては、指宿市ふるさと応援基金条例に基づいて基金化をしております。本市が目指す将来都市像であります、豊かな自然が織りなす食と健幸のまちの実現に向けて、今、議員のおっしゃいましたような事業についても、その活用を検討していくというふうに考えております。

○**2番議員（東勝義）** 寄附額が増えていくと、忙しくなるわけですが、今の状態、ふるさと納税課の、このいっぱいいっぱい、何人の体制で行っているのか。また、そのふるさと納税課がどういう体制まで、幾らまで寄附額に対応できるのかをお聞かせ願えれば助かりますが。

○**産業振興部長（川路潔）** ふるさと納税に係る事務体制は、商工水産課の中で職員2名、臨時職員5名の体制で実施しております。現体制での寄附額の受け入れ可能な金額をお示しすることは難しいところでありますが、増額を図る上では、新たな返礼品の開発など、増やすための取組の強化と、増えたときの事務体制の構築が必要となってまいります。寄附額の増額

に対しまして、受付件数もその分増えてまいります。それに伴い、問合せ対応やワンストップ特例申請受付などの事務が相応に増えてまいりますので、増額可能な額には自ずと限界があると考えているところであります。

○2番議員（東勝義） 今まで、このふるさと納税について、私も今まで知らないことが多くって、やっと、今、調べているところなんですけど、寄附額が増えて、私は増えるだけいいのかなと思っていたんですが、ここの取材によって、危惧されることがありますっていうことだった。それを、危惧されることはどういうことか、ちょっと教えてもらえれば助かりますが。

○産業振興部長（川路潔） 寄附額が増えるということは、必然的に返礼品が増え、各事業者への発注が増えてまいります。ただし、事業者の営業や経営努力によらない発注の増加は、販売能力以上の生産の増加を生み、ふるさと納税を充てにした経営を行ってしまう場合があります。その際、過剰な設備投資や雇用拡大を行ってしまうと、あとあとの経営を圧迫し、適正な事業者運営を阻害するおそれがあります。市といたしましては、事業者が安易な過剰生産にならないよう、また、事業者においては、自社の現状を把握、理解した上でふるさと納税の活用を図っていただくよう周知しているところであります。

○2番議員（東勝義） ということは、今の地場産業では、なんていうかな、50億、60億とかいうぐらいの寄附額っていうのには対応できないっていうことなんですか。それとも、今の状態でどれぐらいまで対応できるキャパがあるのか、御存じでしょうか。それを教えてもらえれば助かりますが。

○産業振興部長（川路潔） 市内事業者の経営規模を考慮いたしますと、他の比較的大きな市にあるような、80億とか100億という寄附額は難しいと考えております。しかしながら、本市には農畜水産品から食品加工品、旅行商品と1次産品から3次産品まで、多種多様な産業、商品がありますので、適正な事業者育成と産業全体の底上げを図って行けば、地域力、企業力に裏付けされた確実な寄附額の増額ができると考えております。

○2番議員（東勝義） このふるさと納税制度っていうのは、様々な質問をしましたが、この内容について、私にこの質問にかかって膨大な資料をいただいた方がおります。その方の意志を組んで、質問させていただいたわけですが、いつまでこの制度が存続、分かりません。このふるさと納税制度やガバナンスクラウドファンディング、さらには、増収、増益に力を注いでいる水産商工課、水産課のふるさと納税係の強化体制などについて、市長はどのようにお考えか、最後にお答えください。

○市長（豊留悦男） ふるさと納税、これについては大切にしている事業でもあります。例えば、その返礼品の一つにマンゴーというのがあったとしましょう。マンゴーが期待どおりにできる年とできない年もあります。そのふるさと納税の返礼品として、毎年安定的に供給できるものとできないものもあります。それぞれの寄附の増額というのは目指すべきですけど

も、やはり、そこには先ほど部長が答弁しましたように、品目によってはある程度限度もあるのも事実であります。都城というのは、もう御案内のように、牛肉であります。志布志は鰻であります。それを核にして拡大をしているわけでありまして。本市としてもカツオとか、肉とか、鰻とか、それから、さつま黒鶏でしょうか、いろいろあるわけですが、その年々で変動が大きなものについては、慎重に対応しなければなりません。寄附がなぜこう増えたのか。その一つが、ふるさと会の皆さんの努力であります。関東においても、会長さんがみんなに、今年は10億を目指すぞとみんなの前で言うわけでありまして。関西においてもそうでありまして。中京においてもそうでありまして。ふるさとを思うその方々が、ふるさとを元気にするために、みんなで頑張ろうという、そういう言葉をかけていただいている、そのことも一つの原因であります。そして、忘れてならないのは、担当者の意欲であります。つまり、様々な人間関係、ネットワークを通じて頑張ってくれている。それは、私は担当者に対しての気持ちでもありますし、感謝をしております。ふるさと納税の果たす役割が大きいのであれば、どのような形でもっともっとこの寄附額を多くしていくかということについては、また、新たに考えるべきこともあろうかと思っております。御案内のように、総務省としては、ふるさと納税に適していない、そういう返礼品も多々あるのも事実であります。やはり、このふるさと納税の趣旨に合ったような形で、そして、担当者にも無理がないように、そして、そのふるさと納税の代わりとして、いわゆるお届けする、そのいろいろな、特に指宿の場合は農産物を含めていろいろあろうかと思っておりますけれども、そういう方々にも無理のないように、バランスの取れたこのふるさと納税の制度というのを生かしてまいりたいと思っております。やはり、縮小する自治体においては、ふるさと納税の役割というのを十分認識しておりますので、今日いただいたこの質問の内容についても重く受け止めて、ふるさと納税の活用というのを図ってまいりたいと思っております。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。このふるさと納税制度を指宿市の核になるというわけではありませんが、これを使って地場産業の発展に使っていただきたいと思っております。

次にまいります。市営陸上競技場についてであります。市営陸上競技場は、今まで、29年度、44万円。28年度、44万。29年度、44万円。30年度、40万円という使用料がありますが、この使用料についてであります。この使用料は市の雑収入になるのか、それとも、指定管理を行っているスポーツクラブの収入になるのか、そこをお答えください、よろしく申し上げます。

○教育部長（下吉一宏） 体育施設の使用料につきましては、現在、指定管理者の収入ということになっております。

○2番議員（東勝義） 指定管理者の収入、使用料、それ等については指定管理者のものだということになります。指定管理料を払っている中で収入になるということは、指宿市の

雑収入にはならないということによろしいのでしょうか。

○**教育部長（下吉一宏）** 委任の料金の指定管理料の関係ですが、これにつきましては、歳入、歳出ございまして、歳出から歳入を引いた部分で指定管理ってということで、委任をしているところでございます。

○**2番議員（東勝義）** ということは、今回の使用料取らないってということは、指定管理の収入が減るってことに繋がるってことでよろしいのでしょうか。

○**教育部長（下吉一宏）** はい、そういうことになります。

○**2番議員（東勝義）** 今、サッカーと陸上競技に二つに分かれてやっていますが、中のサッカー場を使う部分についても無料ってことでよろしいのでしょうか、1月から。

○**教育部長（下吉一宏）** 来年1月からの変更の部分でございまして、この条例の規定の中に専用使用という、陸上競技場は専用使用のみが使用料が発生をしてございます。その専用使用の捉え方をどうするのかっていうことでございまして、1月以降につきましては、この合宿とか大会とか、そういったもので、陸上競技場全体を使う場合においては専用使用ということの使用料を徴収しようと、そういったことでございまして、フィールドを使う、そういった大会については使用料は発生するということになります。

○**2番議員（東勝義）** サッカーが、今、練習では使っております。サッカーのその練習で使っている部分にも、使用料は発生するんですか。それとも、大会だけですか。

○**教育部長（下吉一宏）** フィールドをですね、その専属的に専用使用する場合においては使用料は発生するということになるかと思えます。

○**2番議員（東勝義）** 私は、非常に面白いというか、なんかこう納得いかないんですよ。ああいふ4億円かけたグラウンドで使用料を取らないってところがまずない。改修、今まで改修をしていきます。改修費用は全部税金、または、寄附金もありましようが、使用者負担っていうのを私はいつも言っているんですが、使用者負担は発生しないということになります。やはり、使用料は一律取るべきじゃないかと私は思っているんですが、そこについて、全くその使用料を取るっていう感覚はないのでしょうか。

○**教育部長（下吉一宏）** 繰り返しになりますけれども、この陸上競技場の使用料につきましては、占有使用については使用料を取ると。ですから、繰り返しになります。大会・合宿等で、その全面使う場合においては使用料は発生すると、もちろんですね。しかしながら、うちの陸上競技場は自由に出入りができますので、個人的に陸上競技場に入って来て、ランニングコースを使ったりとか、そういったものについては使用料は徴収しないということでございます。

○**2番議員（東勝義）** 誰でもできる、出入りできるから徴収しないってことでしょうが、そしたら、開闢グラウンドでソフトの練習をするってことも徴収しないってことで

よろしいんですね。

○教育部長（下吉一宏） 他の競技場におきましても、専用使用する部分については使用料取るということで、自由に入って来て個人がそこをジョギングすると、そういったものについては使用料は徴収をしていないと。一つ、うちの陸上競技場でそうやって専用使用のみを徴収するっていうことは、要は、他の陸上競技場は塀があって、入り口があって、そこに管理棟があって、管理者がその出入りも管理できると。そういったことでありますから、個人の使用も取っていると。うちの場合は、そういったことができないわけでございますので、団体等で使う合宿・大会等についてのみ、この専用使用という形で使用料を取ると、そういった他の施設とは形態が違いますので、そういったその使用料の形態になっていると御理解いただきたいと思えます。

○2番議員（東勝義） 我々も使っているわけです。全く並べなくても、ハードルをしなくても、今、使用料を払っております。だから、その、何が、なんかな、専用っていうのか。長距離は1レーンを使います。下吉さんも長距離をしてたから分かるでしょうが、1レーンを10km走ると30分間使います。これ、専用使用と言わないんでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 今の点につきましては、議員から、30年の12月ですかね、質問がございました。これまでは物を置いて、そこを使用する場合には専用使用ということで徴収をしてございました。そうした場合、今、議員がおっしゃいますように、長距離の選手が1レーン、2レーンを30分走る場合も、実質専用じゃないかと、そういう御指摘がございました。そのときの答弁として、私としては、そういう考え方もあるよねと、不公平だよねということで、この点につきましては、公平になるように措置をしまいたいと、そういう答弁をさせていただきました。ですから、その後、現在、長距離が1レーンを専属で使う場合においては徴収をしているところでございます。

○2番議員（東勝義） 来年からは、それが全く徴収されないっていうことでよろしいんですね。

○教育部長（下吉一宏） 繰り返しになりますけれども、大会・合宿等で全面を独占使用する場
合以外については、使用料は徴収しないと、そういう変更でございます。

○2番議員（東勝義） それで市がいいというのでは、しょうがないんですが、そしたら、今から、そしたらっていうか、サッカー場、サッカー場についても多目的グラウンドの方にサッカー場ができます。あれもクラブハウスから遠い所にあります。出入りは自由になると思えます。それについても使用料は発生しないということになるということですよよろしいんですね。

○総務部参与（中村孝） サッカー場の部分につきましては、まだ条例の制定をしております。今、そういう使用料の関係もございまして、他の施設等も参考にしながら、そういうものについては検討をしていきたいという形で考えております。

○2番議員（東勝義） 私が何回も言うんですが、使用料を取らないから誰でも入って来るんです。使用料を取ると、やっぱり、陸上競技場っていうのは使用者の使い方っていうのがあるんです。何レーンを使う、1レーンを使います、2レーンを使います。お互いに話し合う部分があります。全くお金を取らない、素人っていうか、誰でも入ってくれば、なおさら陸上競技場っていうのが、この安全性によって損なわれると思いますが、そこについては全く関知しないでよろしいんでしょうかね。

○教育部長（下吉一宏） 改善した点が、議員おっしゃいましたように、1レーンから8レーンのトラック、それと、フィールドを使う場合においては受付をしてくださいと、そういった表示もしてございます。そういったことで、使用料は発生しないわけでございますけれども、そういったトラック、フィールドを一部使う方についても受付していただいて、安全対策をしていただくようお願いをいたしております。それと、今、安全対策ということで話が出ましたけれども、私どもも指定管理者と十分詰めをいたしまして、これまでもその安全対策は取っております。クラブハウスの方に表示をしてございますが、この看板を置いている場所は、専用使用中ですので、立ち入りは御遠慮くださいと。その看板につきましては、今、課長が掲げてございますけれども、ただいま専用使用中です。立ち入らないよう御理解と御協力をお願いします。御利用の皆様にご怪我やトラブルのないよう、御理解と御協力をよろしくお願いたしますということで、クラブハウスの方に貼っていますけれども、これをですね、5基作っています。ですから、そういった陸上の専門の方々が、5基ですね、5基作っています。皆さん方が、利用団体の方がですね、トラックなんかを使う場合は、これを立てていただくと。これを立てておけばですね、大概の方は専用で使用しているんだなということで、そこは御理解いただけるのかなと思っています。そういったことで、私どもはそういった対策もしてございますし、私どももこの危険防止ということで、利用団体の方にもいろいろとお尋ねをしてみたんですけれども、そういった、クラブ等でその教えている方々につきましては、危険防止のためにですね、人を配置して危険防止も図っているということでございます。また、人数的にそういった指導者が少ない場合においては、こういった看板がございまして、それを5基も作っているんですね。それをちゃんと利用していただいて、自らも危険防止の対策をしていただきたいと思います、このように考えております。

○2番議員（東勝義） 分かりました。指宿市は本当にお金があるところでしょうね。こういう、本当にこの陸上競技場って、これ4億かけてます。これに関して、改修費用はすごいです。国分でも伊集院でも改修費用が出なくて苦労しております。国分は改修しましたが。この改修費用について、市のお金を使うわけですが、この前も部長に言いましたが、補助金がいろいろあるんだと。補助金がいろいろあるのであれば、伊集院なんかもすぐ改修できると思うんですが、指宿市はそこまで改修は、あと5年ぐらいしたら改修しなきゃいけなくなってくるんでしょうが、そこまで使用料を取らなくて改修費用は出てくるという考えでよろし

いんですね。

○教育部長（下吉一宏） 使用料の考え方なんですけれども、本市の施設使用料につきましては、原価算定方式で計算をさせていただきます。その中には、土地や建物、そういったものの減価償却は含まれていないわけでございます。そもそも使用料につきましては、経常的な維持管理経費や管理に関わる人件費を基にした原価によって計算させていただきますので、そういった使用料によって、将来的な大掛かりな建替え、やり替え、そういったものに充てるという考え方はマッチをしていないと考えております。

○2番議員（東勝義） 何度も言っても一緒でしょうが。今から高校生、中学生が各県大会がありますが、それについても、全部、全学校、無料ということで通達してよろしいですね、県に。

○教育部長（下吉一宏） ただ今の議員の質問の趣旨がちょっと分かりかねますけれども、その利用の形態によって、それが専用使用に当たれば使用料は発生すると、このように考えております。

○2番議員（東勝義） 専用使用っていうのを、結局そこを全部借りますよっていうことじゃなくて、1時間2時間って練習に来るわけです。それについても、全額無料っていうことでのよろしいんですねっていうことです。

○教育部長（下吉一宏） はい、そのとおりだと思います。

○2番議員（東勝義） 分かりました。陸上競技場は無料っていうので、すごく私も助かります。私は今、毎日300円、400円払っておりますが、これが無料になると私も助かるんですが、本当にこれでいいのかなって私は思うんです。これが指宿市に限ってのことなんでしょうが、誰でも、市長も副市長もよく利用されます。どういう利用で、私も全国大会とか子供たちを出しております。だけど、本当に走る子供たちにとっては、誰でも入って来られると非常に困る。今、看板を立てる。コースに立てるとコースが走れないんですよ。どこに立てていいのかが分からないんです。我々は1レーンから8レーンまで、大体長距離は1レーンを使いますが、我々は1レーンは使いません。5基あるから、どこに立てればいいんでしょうか。それを立てて、コースが走れるか。走れないんですよ。簡単に言いますが、本当に我々が一生懸命やっている子供たちは、もう高速です。スパイク履いてます。子供たちが飛び出してきたときに、ストップはできないんです。それと、市民体育大会の前には、輪回しの練習に来られます。その輪が当たった子供たちもいます。だから、私に関してはそういう使用っていうのに関して、やっぱり取り決めが必要じゃないかと。取り決めが必要であれば、やっぱりお金を取るべきじゃないかという考えを持っています。いくらなんでも、部長、やっぱりこれはもう1回考え直す必要、あると思うんですが、どうしても考え直す、話し合う必要はないということでのよろしいんですか。

○教育部長（下吉一宏） 先ほど10月の11日に説明会をしたということでございまして、その中

にも議員もいらっしやったわけでございます。その中では、そういった御意見は特になかったようでございます。それと、今、非常にこの危険、危険という言葉が出ますけれども、私どもも他の団体にも聞き取りをしております。そういった中では、なかなか他の団体ではそういった声が聞こえてこない。一部の団体のみが非常に大きな声で危険が危険ということでございますけれども、私どもはいろんな団体に、また、聞き取りをして、こういった課題があるのか、そこも見極めながら、対応してまいりたいと、このように考えております。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。

最後です。指宿市の令和元年度の一般会計は予算額268億円になります。令和2年度からはこのような予算が組めない状況であると心配され、さらに、人口減少や観光産業の低迷による税収の悪化が懸念される中、合併特例債を含めた総額25億円かけてのサッカー・多目的グラウンドの整備や、なのはな館敷地内に新しい市民会館の建設、市営野球場の整備などの出費が予想されております。また、国内においては、度重なる自然災害による甚大な被害や膨大な損害金、避難生活を余儀なくされている方々への支援金など、国家財政も危機的な状況にあると思っております。地方財政は破綻しても、国家財政は決して破綻させるわけにはいかないことを考えると、国が7割負担してくれるという特例債も支給されることが本当に約束されるのだろうかという不安に思うのは私だけでしょうか。このような状況の中、これまでの計画を根本から見直し、修正していかなければ、我がふるさと指宿市の将来は明るく開けていかない状況にあると思っております。私はすごく気にしております。これも、私も1人の人間ですから、こうして指宿市が大好きな町であります。皆さんでこの指宿市を、サッカー場ができるのであればサッカー場を上手く使っていく。また、そういう中で、合宿誘致、私も、今、陸上の役員をしておりますが、合宿誘致が、今、大崎町に取られております。これを指宿市に持って来るために、私も活動しておりますが、様々な活動をしなが、指宿市を助けていきたいと思っております。

これにて一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

△ 延 会

○議長（福永徳郎） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度に留め、延会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思っております。

本日は、これにて延会いたします。

延 会 午後4時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 松 下 喜久雄

議 員 高 橋 三 樹

第 4 回 定 例 会

令和元年 12 月 19 日

(第 3 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和元年12月19日 午前10時01分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 |
| 17 番 議 員 | 木 原 繁 昭 | 18 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 19 番 議 員 | 新川床 金 春 | 21 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長   | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長  | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長  | 川 路 潔   | 農 政 部 長 | 田之上 辰 浩 |
| 建 設 部 長 | 山 崎 一 磨 | 教 育 部 長 | 下 吉 一 宏 |

|        |      |          |        |
|--------|------|----------|--------|
| 水道事業部長 | 井手久成 | 山川支所長    | 前蘭佳生   |
| 開聞支所長  | 今村将吾 | 総務部参与    | 中村孝    |
| 総務部参与  | 谷口澄子 | 建設部参与    | 荻定治    |
| 市長公室長  | 山下浩二 | 総務課長     | 鶴窪誠作   |
| 危機管理課長 | 山下秀一 | 税務課長     | 西村里志   |
| 地域福祉課長 | 出島雅彦 | 健康増進課長   | 湯之上美奈子 |
| 観光課長   | 山元成之 | 観光施設管理課長 | 園田猛志   |

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |       |
|-----------|------|---------|-------|
| 事務局長      | 上田 薫 | 次長兼議事係長 | 木下英城  |
| 主幹兼調査管理係長 | 平畑卓哉 | 議事係主査   | 上玉利 享 |



## △ 開 議

午前10時01分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、木原繁昭議員及び下川床泉議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、一般質問を行います。昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。まず、前之園正和議員

○13番議員（前之園正和） おはようございます。私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から通告に基づき一般質問を行います。まず、地熱発電等を巡る諸問題についてです。指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例が平成27年3月26日に制定され、第1条に条例の目的が定義されています。それによると、温泉資源は、市及び市民の共有資源であるという認識の下、市内における温泉資源を保護するとともに温泉資源の将来に亘る持続可能な活用並びに、地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする、となっています。一言で言えば、市及び市民の共有資源である温泉を守るためとなっています。しかし、この条例は、そのような役割を果たしているのでしょうか。疑問を持ちます。真っ先に動き出したのは、市による地熱の恵みプロジェクトであり、市及び市民の共有資源としながら、何としても市民や関係者の合意を得ることではなく、説明さえすれば理解を得たと解釈したり、説明そのものも不十分だったりしてきました。市の計画については、JOGMECが、2回にわたって申請を不採択にしています。1回目の不採択理由として、地域との共生した開発及び中長期的な視点を踏まえて持続可能な開発ということと整合性が取れていないと指摘されていました。それを受けての2回目の申請ですから、市としては、不採択理由をクリアしていると判断しての2回目の申請だったろうと思います。それが2回目でも同じような理由で不採択になっています。議会でも指摘されているように、地域住民や関係者に対して十分な説明と合意がなされていないと、JOGMECも判断しているということではないのでしょうか。民間の計画に対しても温泉資源を守るためのチェック機能を持たず、市として同意するとうお墨付きを与えるための仕組みではないかと思われるような状況です。市がそうであるように、民間の事業に対しても住民や関係者の同意を確認するのではなく、説明会を開くかどうか判断とされ、それも説明会を現にしているかの確認でなく、計画を示せばいいということになってはいないでしょ

うか。

そこで改めて伺います。まず、JOGMECから2回の不採択を受けた原因は何だと考えるのか。また、2回の不採択を受けて計画そのものを断念すべきだと思うがどう考えるか、伺います。

次に、民間の計画に関してであります。指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例第11条に基づく事業計画を市に提出した事業者は何者で何件か。また、何者、何件に同意を与え条件を付したのがあるかどうか伺います。今日は、小学校の皆さんが、議会傍聴にみえておりますが、一言述べたいと思います。地熱発電は、原発、原子力発電所に頼らない自然エネルギーの一つとして有望な方法だと習ったと思います。私もそのように思います。しかし、無条件で全て良しというものではないと思います。既存の泉源、今ある温泉などに影響は出ないのか。環境への影響はないのか。などの心配には丁寧に説明して疑問に答えなければなりません。その上で、温泉業者や地域住民の理解と合意があつてこそ進められるべきものだと思います。その角度から質問を進めているところであります。

次に、政治姿勢についてです。自治体の市長とその経験者による全国首長九条の会が11月17日に結成されました。17日現在で現職、元職含めて131人が、賛同呼び掛け年に参加し、全国の市長や首長が所属や立場、信条の違いを超えて、九条を守れの1点で力を合わせる画期的な動きです。安倍首相と日本会議が改憲に執念を燃やす中、全国首長九条の会は、草の根の運動と連携し憲法九条擁護の運動、世論づくりを進めるとしています。憲法九条を擁護するのか、改憲に進むのか。これは政治家の政治姿勢が問われる重要なリトマス紙とも言うべき課題です。そこで伺いますが、憲法九条に対する市長の評価はどうか。変えるべきものではなく守るべきもの思うかどうか。伺います。併せて、全国首長九条の会への参加意思はないかどうか伺います。

次に、県議選挙における市長の行動についてです。6月議会における一般質問の答弁の中で市長は、候補者とは別に拡声器の付いた車で市内を回り数か所で街頭演説し支持を訴えたとお認めになりました。そして、選挙管理委員会から交付された標旗や旗を掲げるとか腕章を付けてではなく、それなりの所に停めて応援演説をやったとも述べました。また、新聞報道がなされた事実関係は、基本的にお認めになりながらもその時点では、公職選挙法に触れるような行為ではないという認識だったとも答えました。そこで伺いますが、現時点に立った場合に公職選挙法を逸脱したという認識はあるかどうか伺います。また、違反の認識がなければ問題はないのかどうか伺います。

通告では、選挙管理委員会に対しても通告をしてありますが、これは市長の答弁を前提として見解を伺うものでありますので、市長の答弁を受けてから2回目以降に改めて質問させていただきます。以上1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 今日、小学生が勉強に来ている前提で前之園議員もそのことに触れなが

ら一般質問をしていただきました。ありがたいことでございます。さて、この地熱発電を巡る様々な問題、いわば本市の議会は、この地熱問題、揺れ動いた1年でもあろうかと思いません。10月8日は地熱発電の日として位置付けられております。全国紙でも幾つか取り上げられておりますけれども、最近話題になっております地球問題、いわゆる二酸化炭素の削減問題、ニュース等では、度々取り上げられて、あの16歳のグレタさんの涙ながらの訴えは私たちの胸を打つものがありました。今回の地熱発電の問題については、もう御案内のとおり、突然この事業というのはやったものではありません。何回も私は、議会で皆さんにお示ししておりますように、指宿市がどのような方向に向かうのかという市の総合振興計画の中で持ったものでもあります。そして、何より都市計画、私たちのまちをどうするのかというマスタープランにも明らかに表記されている問題であります。せっかくですからその部分を読ませていただきます。山川地区等においては、私たちの山川をどうするのか。地熱発電を活用した環境意識を啓発したい。そして再生可能エネルギーなどに関する環境問題への関心を高めるとともに地域資源として活かすべきだという表現もあります。そして私は、この事業というのは、もう数年前から計画をし理解を進めてまいりました。やはり、JOGMECから残念ながら今回も採択を得られませんでした。その理由というのは、幾つかあるかもしれませんが、しかし、この理由を正さない以上は、つまり、なぜ不採択になったのかということを理解しない以上は、地熱発電について今後どうする。そして、その地熱発電を利用した地域づくりをどう進めるということは言えません。ですから昨日、答弁いたしましたように、関係機関に説明を求めると、回答を求めるとしたわけでありまして。やはり、この事業は、議員の皆様のご議決を得て実施されるものであります。私は反対だった。だから反対という方もいらっしゃるでしょう。しかし、今後の地熱発電を進める上で最も大切なことというのは、何なのかというのを考えて進めているわけでありまして。そして、私は、この地熱発電というものについては、明確に公約として掲げて選挙戦も戦いました。それを否定する人もおります。しかし、公約というものは何なのかというものを含めて今一度検討していただきたい。公約は、市民に誓うものであります。それが選挙公報でないからと言って公約ではないというのは、あまりにも短絡過ぎると思います。市民に約束、つまり、私の公約として様々な新聞に取り上げていただきました。是非御覧いただきたいと思っております。そして、市民の声を聞いていないということもありました。市民というのは、誰を対象にした市民の声なのかということでもあります。市民の声を聞き市民の負託に応える有志の会という封筒が、まだ封を切っておりません。配達されました。市民という以上は、どういう対象の方が市民なのか。賛成派の人だけなのか、反対派の人だけなのか。市民という考え方も私は、この封筒を開けない一つの理由であります。つまり、私たちが目指す方向というのは、間違っていないと私は思っているから、最初にこのような答弁をさせていただきました。国策として、国の方向性として、地熱発電というのは、最も重要な一つの国是、つまり国の方針でもあります。その

事業を進めたいということで私は、これまで議員の皆様にも理解を求める努力をいたしました。市民にも説明会をしてみたいと思いましたが、残念ながら、1回目の市民を全体を通した説明会を市民会館でやろうという予算を組みましたけれども、それは残念ながら否決をしてできませんでした。やはり、ここらで地熱発電というものに対するある方向性を見出して、この地熱発電に対する議会でのある程度の方向性というのを見出さないとずっとこの問題は議会の問題になり、そして、この議場で様々な問題、不信感が飛び交うことになります。私は、そろそろこの問題は、解決をしたいと思っております。計画を断念すべきだということもありましたけれども私は、今回の不採択の理由を深く重く考えて、そして検証しながら、この事業というのをどうするのかを含めて検討したいと思っております。しかし、この地熱発電については、私は、明確にもう一度申し上げますけれども、公約として掲げてやっているということだけは、私は明確にお伝えしたいと思います。

それから、政治姿勢についてであります。何回も御質問をいただきました。県議選の様子についていまだに私の政治姿勢を問うそういう声を聞き、答弁も同じようなことになろうかと思っておりますので公職選挙法というのは、守らなければならない。これは誰しもが考えることでもあります。県議選の際に選挙違反をしたのではないか。そして、許可を得ずにしたのではないか。腕章を付けてしたのか。許可を得ながらやったのかということも前回も言われました。土曜日、一日だけ私は、県議選においては私の考えを市民にお伝えしました。それは車に乗って放送しながら、また訴えながらいったわけではありません。市内の何箇所かに止まって、そして公報、いわゆる応援の旗をちゃんと掲げて、選管から配布されたその許可証を持って辻立ちをいたしました。それは私は、今後、指宿にとって県議選がいかに大切なものであるかということをお訴えしたつもりであります。そういう意味で、今回の県議選、政治姿勢として問われておりますけれども、私は、それが選挙違反、つまり公職選挙法に触れるという前提でやったわけでもないし、これをする前には選管にも確認したわけでもあります。いろいろな選挙に対することもこれまでもいただきました。これまでもこれからも私の答弁が変わるところはありません。

それと政治姿勢の一つ、全国首長九条の会の参加について、参加する意思はないのかという確認であります。全国首長九条の会、つまり、憲法改正等に鑑みたいいろいろな会かもしれません。詳しくは勉強しておりませんので分かりませんが、これからの全国首長九条の会の動向を見守らなければ私の判断はできないところであります。以下いただきました質問等については、関係部長等に答弁をいたさせます。

**○総務部参与（中村孝）** 私の方からは、地熱発電を巡る諸問題の中で民間の計画の中で、条例第11条に基づく事業計画を市に提出した事業者でございますけれども、条例第11条に基づく事業計画を市に提出した事業者は、市の計画も含めて9者で、事業実施箇所が11か所となっております。

それと何者に何件について同意を与え、また条件を付したのものがあるかというものにつきましては、同意を与えたものは5者、12件でそのうち4者、5件の同意について条件を付しております。なお、このうちの1者1件については、同意後に同意を取り消しておりますので、最終的に同意を与えたものが4者11件で、そのうち3者4件の同意について条件を付しているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 一番最後に答弁があったところに関してですが、11条に基づく事業計画を市に提出したところ。事業者数、市を含めて9事業者数で事業箇所が11というふうに言われました。それから同意を与えたのが、事業者数、取り消しを除くと4者で11件というふうにおっしゃいました。もう1回改めて聞きますが、事業者数と、それから、事業箇所と件数というのがあると思うんですね。例えば1者に対して2か所の事業に対して調査の段階と試験井の段階、別々に許可を与えたと、同意を与えたとすれば、例えば1事業者1事業2件という数字になると思うんですが、そういう三つの指標で改めてちょっとお答えを願いたいんですが、よろしくお願ひします。

**○総務部参与（中村孝）** 本市が、事業計画を提出した事業者については、9者ということでございます。その9者の中で2者につきましては、2か所の実施箇所があるということでございます。

同意の部分につきましては、4者5件ということでございます。これにつきましては、指宿市のものであれば指宿市については、資源量調査が1件。それと調査井につきましては、3回の審議を図っておりますので、3回同意書を出しているということで4回の件数という形になります。他の部分につきましても事業者の中で調査井であるとか、調査井の掘削であるとかというような審議の項目がございますので、その項目ごとに同意書を出しているということで、同意としては、5者の12件について同意を出しているということでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 一応お答えいただいた範囲内でもっと聞きたい部分あるんですけど、でも構いませんので、後ほど表にするか何かで文書でいただけないでしょうか。今、答弁に出た部分については問題ないんじゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 情報開示なりの手続きをしてもらえれば出せるということでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 答弁を今いただいた範囲内というふうに言っているんです。その他言っていないですよ。今、答弁をいただいたものを整理して文書でいただけないかと言っているの、それでも情報開示必要なんですか。

**○議長（福永徳郎）** 総務部参与、この議場の中で答弁しておりますので、その件については資料提供を要求いたします。

**○13番議員（前之園正和）** 配慮に感謝いたします。それから次に入りますが、不採択の原因について1回目は、地域との共生した開発、中長期的な視点を踏まえて持続可能な開発とい

うことと整合性が取れていない。2回目も同様の審査基準1の5の1とは認め難いというふうになっていますが、これは市として合意も取ってこれはやることはやったということで申請をした上での不採択ですので、市が合意を得た、準備万端揃ったというふうに判断したんだけれども、JOGMECとしては、不採択というふうになったわけですから、それは市の判断が否定されたということだと思っうんですね。不採択というのは、そういう理解でよろしいでしょうか。

**○副市長（佐藤寛）** 市としては、審査基準を満たしていると理解しておりますが、今回の不採択の結果については、受け入れ難いと考えているところでございまして、議員の皆様や協議会委員の皆様から寄せられた意見などを基に質問事項を文書にて、JOGMECへ送付していただいた回答を検証していきたいと思っうところであります。

**○13番議員（前之園正和）** 市の思いは万端整えたということだと思っうんですが、私が伺っうているのは、にもかかわらず市の判断は、JOGMECによって否定されていると、現時点ですっうね、いうことには間違いないんじゃないですか。ただ異論はあるようすけど、現時点で、市の判断はJOGMECによって否定されたという事実は確認できるんじゃないですか。

**○副市長（佐藤寛）** 今回の不採択通知につきましては、11月6日付で当該助成事業の利害関係者の理解が得られていることが書面等で確認できること。審査基準1の（5）の①とは認め難いためという一文になっております。これについて私どもは、審査基準は満たしていると理解しておりますので、先ほどの答弁につながっているということでございます。

**○13番議員（前之園正和）** いずれにしても、市の思いが否定されたということには間違いありません。それから、先ほど市長は、答弁の中で地熱発電に対する方向性を決める時期だですっうね、いつまでもということではなくて、市としてはやるという方向だと思っうんですが、その地熱発電の方向性をそろそろはっきりすべきじゃないかという点に限っては私もそう思っうすよ。その判断をするときに2回もJOGMECから、つまり、補助金をこの基準を満たしたら補助金をやりましようというところからですよ、否定をされているわけですので、2回の不採択ということをもってけじめとして断念をするというのが当然の道じゃないかと思っうんですが、どうなんですか。

それから、不採択になったことは到底受けられないということで質問事項を文書で送付して回答を検討して対応を決めるということですが、具体的には、どのような質問事項ということを考えているんですか。今からそれを考えるということはある得ないと思っうすよっうね。異議を唱えているわけですから。

**○副市長（佐藤寛）** 地熱の恵みプロジェクトにつきましては、先日も答弁いたしましたとおり、本市の新たなまちづくりとして大きな可能性を有する事業でありまして、私たち大人が子供たちに引き継いでいくべき事業と考えております。こうした観点からJOGMECに対

して不採択となった理由を確認の上、今後の対応を検討していきたいと考えているところがございます。

**○総務部参与（中村孝）** 質問事項につきましては、今現在、事務局の方で本日の一般質問等もございますので、そのものも含めまして今現在、その内容を検討しているということで内容については、今現在のところは、ここでは言えないところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** ここが例えばおかしいから質問してみるというのではなくて、異議を申し立てるとというのが前提にあって、その理由付けを考えるというふうにしかなんていんですけど、どうですか。

**○副市長（佐藤寛）** JOGMECの不採択の決定理由に異議を申し立てるということではございません。私たちとしては、しっかりと審査基準を満たしていると考えている。これに対してJOGMECの判断が今回不採択ということになった。それについて、その正確な理由などをお聞きしたいということで文書にて回答を求めるとしているところがございます。

**○13番議員（前之園正和）** 私は、異議という言葉を使いましたけれども、当局において異議という言葉は使っておりませんが、事実上のそういうことじゃないかという意味で使いました。不採択理由は、文書で端的に書いてありますけれども、審査基準1の5の1を果たしているとは思えないということですよね。そこで伺いますが、この審査基準の性格ですけど、JOGMECの助成金交付事業審査基準、これはJOGMECが定めたものであります。そして、それに基づく判断は、JOGMECが主体的に行うものと認識します。そのことには、そうだというふうに当然なると思うんですけど、JOGMECが定めた基準である。自らの定めた基準に基づいてのJOGMECの主体的な判断であると。これは事実ですよ。

**○副市長（佐藤寛）** そのように考えております。

**○13番議員（前之園正和）** JOGMECが定めて自らの判断で判断をしたということであります。となればですよ、JOGMECが定めた基準に照らしてJOGMECが主体的に判断をしたということです。そこに申請をした側が異議ということ、異議ではないというふうに申し上げて言われておりますけれども質問ということですけども、それを申し立てるといことは、どうなんでしょうか。JOGMECの側に重要な瑕疵があったのではなくて、その同意という点においてですね、地域住民や関係者との理解、合意を得ていないという判断を受けたという市の方に瑕疵があったのではないかと思うんですが、そこはどうでしょう。

**○市長（豊留悦男）** やはり判断というのは、その関係機関どのようにしたかということは憶測でしか言えません。私が、一番重要視しているのは、今回も複数申請があった中で、ただ指宿だけが不採択であったというその重みであります。つまり、地熱本来の趣旨からすると、JOGMECの判断に大きく逸脱するような事業ではなかったと思っております。もし何か

の第三者のいろいろな影響が判断を左右したとしたら、それは大きな問題であろうと思います。1回目に不採択を受けたときに私は、直接JOGMECの担当者に連絡をしました。そのときの言葉、こういう重要な事業の場合には、第三者の介入は許しませんと。しないでほしいと直接私に言いました。つまりどういう意味かというのは、私が具体的に言うわけにはいきませんが、何らかの圧力があつたりしないで正しい判断をしたいということでしたので、事業そのものの今後の在り方を考えて、正しい判断をしていただきたいということをお願いいたしました。ところが、2回目についてはどうだったのでしょうか。様々な情報が入りました。第三者の介入が大きく影響したというのは、私はよく分かっております。その方のところまで私は行きました。指宿の事業として何を狙っているのか。今後指宿が、この事業をどう考えているのかについても詳しく説明をいたしました。市長、あなたは言うけれども私のところには膨大な資料が届いているんですよ。そこまで言われました。私は、この事業というのが、いわゆる先ほど申しました、市民の声なのかどうかというのを重要視したい。つまりこの事業は、市にとって駄目だと、市民の声を聞いていない事業だと、市民の負託に答えていない事業だと。そういう取られ方をしたとしたら、これは行政として振興計画を立てる段階から間違いであつたわけでありまして。私は、それを間違いと言いたくはありません。つまり賛成する地区民もいるし、そういう人たちもたくさんいるわけです。市民という言葉、先ほど私は申し上げました。それが誰を意図した言葉の市民なのか。市民の負託というのは誰の負託なのか。市民の声を聞きという有志の会、市民の声を聞かない有志の会というのは裏を返せばあるということでありまして。ですから私は、これは出した担当者に今日お返しをしようと。それくらいのつもりで持ってまいりました。なぜならば、この責任の所在が書いてないからであります。様々な思いがあります。言いたいこともたくさんあります。個人を蔑視、つまり個人の資質を疑うような文章もその中にあるということを確認いたしました。おかしいではありませんか。事業そのものに議会で議論しないで様々な観点から事業そのものを否定するような議会であつてはいけません。だから私は今日は、この地熱問題は、ある落とし所を見つけて終わりにしませんか。と言っているのは、私の最初の答弁であります。私は、反対する人、そして賛成する人を差別するつもりはありません。議会が、このままでいいのかということをお願いしたいわけですが。いろんな事業をやりたい職員もたくさんおります。事業というものは職員が頑張ってくれた。ありがたいということによって更なる新しいアイデアが沸くわけですが、事業をする度にこのように大きな問題が発生するとしたら、おそらく新しい事業や指宿を今後どうするかという事業については、尻込みするでありましょう。だから私は、そろそろこの地熱の事業というのを落とし所をつけて新たな議会対策、議会とのこういう質問、回答の場にしたいと思つて、今日は、意を決して最初そう申し上げたわけでありまして。

**○13番議員（前之園正和）** JOGMECへの申請は、複数あつた中で指宿だけが不採択にな



っているということがありました。それは事実であります。これはJOGMECの判断によると、その関係者の同意という点で指宿だけが整ってなかったという判断じゃないんでしょうか。それから、JOGMECは、第三者の介入は許さないというふうに言っているということでした。何が聞こえているのか。私は知る由もありませんけれども、だとしたらですよ、JOGMECが第三者の介入は許さないと言っているわけですから何が聞こえてきてもそういうものには左右されずにJOGMECの独自判断として、この今回の決定がなされたというふうに私は理解するんですけど、そこはどうですか。

**○市長（豊留悦男）** まさしくそうであります。第三者というのは、政治的な絡みの中でこの事業をやってほしくない。つまり、政治的に影響のある人のいろいろな疑義とか、そういうものはしないでいただきたい。だから私にとっても、端的に言えば、国会議員等の先生方を使ってこの事業を進めるとかそういうことはしないでいただきたい。明確に私には言われました。私はしませんと言ったわけでありまして。ですから、9月のちょっと日付ははっきりしませんけれども、そのときに初めて地元の選出の国会議員には、実は、こういう問題が今起こっております。これは県議選を含めて市議選を含めて市長選を含めて指宿市の市政というのは、混沌としております。つまりこれは、私の市長としての資質が足りないのかもしれないけれども、その点についてはお詫びをしたい。そういう話もいたしました。反対をしている国会議員のところにも私は直接まいりました。市長は、そういうけれどもこんなに来ているんだよ、いろんな問題が。いうことも言われました。残念であるとともに私どものこの振興計画の方向性が間違っていると評価をされているそのことに残念な思いをしたわけでありまして。JOGMECの判断は尊重いたします。そして、その判断の内容、なぜそうなったのかということについて私は、これからお聞きになって、そして勉強して何が問題だったのか。その検証を通して今後のことを考えたいと言っているわけでありまして。

**○13番議員（前之園正和）** 私が申し上げたのは、第三者の介入は許さないとJOGMECが言っていると、そこでどういう国会議員がどう政治的に動いたのか私は知る由もありませんが、その第三者の介入は許さないというふうにJOGMECは言っていると。そこでJOGMECが独自性の基に判断をしたのが不採択だということを言いたいわけですよ。今答弁の中でJOGMECの判断については尊重すると、基本的にはですね。ただ質問したいことがあるということだと思っておりますけれども、そういう意味で落とし所という言葉も使いましたけれども、それはもう落とし所に向かっていくのが当然ではないかということを行っているわけでありまして。

それから、審査基準の内容ですが、審査基準1の(5)の①、利害関係者のところを見れば、利害関係者として地元自治体、温泉事業者、地元住民、その他が並列的に記載されております。その上でそれらの理解が必要だとなっているわけでありまして。地元自治体が、お受けすれば他がいいというふうなことは全く書いてなくて並列的に記載であります。並列的記載と

いうことは、優先順位はないわけであります。全て必要だというのが審査基準であります。そういうことでよろしいでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 審査基準につきましては、5の①の方で事業の実施に当たっては、利害関係者、地元自治体、温泉事業者、地元住民、既設の地熱発電所、又は開発の地熱発電を運営する事業者等が明確になっており、かつ当該利害関係者の理解が得られていることが次のいずれかに該当する書面で確認できることという形になっております。本市につきましては、地元自治体が、地熱開発を行う際に順守すべき条例を制定しているということに該当しますので、この条例に基づく首長の同意書ということで提出をしているところでございますので、この審査基準に基づいて申請をしているということでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 私は、審査基準の中で地元自治体、温泉事業者、地元住民その他ですね、並列的に記載してあるので全部要るんじゃないかということを言っているわけです。今の答弁は、どちらかという地元自治体の判断の中に温泉事業者、地元住民の意思も斟酌して決定なされているので、それでいいということを行っているのかなと思いますけれども、そういう意味において、市がOKすれば、温泉事業者、地元住民その他の同意というのは個別には要らないということを行っていらっしゃるんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 我々は、この事業計画を提出する際にこのような添付書類をちゃんと付けて提出しております。これに関しましてJOGMECの方から提出に際してのこれについての指摘はなかったところでございます。もう我々としては、この条例に審査基準に基づいて提出しておりますので、その審査基準をクリアをしているということで考えておりますので、そのことも含めまして、今回質問事項の中でそこも確認をさせていただきたいという形で思っているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 私が伺っているのは、地元自治体が、指宿市が、判断するに当たって温泉事業者、地元住民、その他の意向も加味して判断をしているので、温泉事業者、地元住民、その他の同意は個別には要らないという判断ですかと聞いているんです。個別には判断は要らないのかどうか。温泉事業者、その他地元住民等は、市が判断するときには斟酌してあるので、あるいは、反映しているので個別には要らないという意味ですかと聞いているんです。明確にしていきたい。

**○総務部参与（中村孝）** 本市の条例の中には、そういう温泉事業者であるとか、そういう委員の方もいらっしゃいます。そういう条例で定められた協議会の中で同意ということでございますので個別に同意については要らないという形で考えております。

**○13番議員（前之園正和）** それで良しとするわけではありませんけれども、今の市の答弁では、地元自治体の判断をするときに各者入っているので、温泉事業者、地元住民、その他並列的に記載されている部分についての個別的な同意は要らないというのが今の答弁です。確認だけしたいと思います。

○市長（豊留悦男） 個別事業者，それは組合なりいろいろな会を作っているようであります。

その代表者がいるわけですので個別代表者の意向というものを代弁していろんな方々が判断をされて，今回も温泉事業組合だったでしょう。その代表者が反対をしたと聞いておりますけれども，その代表者の声というのを，そのいろいろな代表，いわゆる機関の声として私どもは，捉えているわけであります。

○副市長（佐藤寛） 補足します。市長の答弁に反対という言葉がありました。棄権という言葉に置き換えさせていただきたいと思えます。

○13番議員（前之園正和） この審査基準でいう地元自治体，温泉事業者，地元住民と書いてあるのは，温泉事業者というのは，温泉事業者が例えば10者あったら10者ということで組織として考えているわけだと思えますよね。ですから私が何度も聞いているのは，市の合意があれば温泉事業者，地元住民それぞれに何者あり何名いるのかは別の問題として，その個別の同意は要らないという答弁でしたので異論がありますけど，それは答弁として承っておきます。

それから，昨日の一般質問のやり取りの中で，大型鉄塔の建設を検討していたのかとの問いに対して，環境省の許可が必要な大型なものは考えていないというようなやり取りがありました。我々が発行したチラシのイラストに対して法的対応も考えるような答弁でありました。既存の泉源に影響はないのか。関係住民の合意はどうなっているのか。ヘルシーランド内でいいのかなどが論点であり，鉄塔の高さやイラストの内容ではありません。イラストについて言えば，赤白でやっているからこれは火力発電じゃないかと航空法との関係で見た場合にですね，そう言われれば微妙な点はあるんですが，何しろ高さや形状がですね，論点ではなくて，今言ったようなことが論点なんです。ですから，そこにしか反論の余地がないのかなと，市長は先ほど，まだ言葉として反論したいところがあるということでありましたけれども，大きなところではそのように思うわけであります。

次に，民間の方にいきますけれども，先ほど市が同意を与えたものの事業者数，事業箇所数等いろいろありましたが，ちょっとメモをできてない点がありますので，これは後ほど答弁いただいた分についてはですね，整理していただくということになっておりますので，それはそれで伺いたいと思えますが，この数字については後で正しくします。正式にしますけれども，同意を与えたものというのは，それが直接掘削につながるもの，あるいはつながらないもの等があると思えますけれども，掘削につながるのは何者で何本と同意を与えたのはですね。いうことになりませうでしょうか。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時54分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

○**総務部参与（中村孝）** 先ほど市で掘削許可ということでございましたけれども、掘削許可につきましても、県の権限でございます。うちの方につきましては、同意をして県の方が許可をするということでございます。県の方が許可をした中で、本市の同意の中で実際に掘削をしているものについては、3事業者3本ということでございます。

○**13番議員（前之園正和）** 県の権限で市は同意を与えるということでしたので、一連の流れも私は市の同意ということで、そういった角度から聞いておりますので先ほど依頼しました数字についてもその立場での答弁、文書整理でよろしいかと思います。

3本ということでしたが、それは全て1,500m級の高深度ということによろしいんですか。それともそうでないものもあるんですか。

○**総務部参与（中村孝）** 3本のうち2本につきましては、1,500m程度ということで、1本につきましては、それより浅いということでございます。

○**13番議員（前之園正和）** 浅いといっても1,500よりは浅いか、1,450もあるわけで、いわゆるその目的が違う温泉を、例えば2・300mから取るというようなことがあるとすればですよ、そういうランクの違うものなのか。1,500はないけれども、それなりのものなのか。という点ではどの程度のものでしょうか。その少ない短いものについては。

○**総務部参与（中村孝）** 2本につきましては、1,500mということで、1本につきましては、地熱のキャップロックより下というような計画の中で500mという形で把握しております。

○**13番議員（前之園正和）** それから、市の条例の4条で温泉利用需要者の基本的な責務の中に、温泉の状況等を把握するためにモニタリングに努めるものとなっています。また地熱発電事業者は、市、地域住民の代表、温泉利用事業者その他の関係機関に対して事業計画の内容を説明しなければならないとなっています。つまりモニタリングは、義務ではなく努力目標、事業計画の内容の説明は、必要としながら理解や合意を必要条件とはしていません。条例は、そのようになっていると読み解くんですが、それでよろしいでしょうか。

○**総務部参与（中村孝）** 条例の中では、そういうモニタリングとかも行うという形で書いておきまして、これにつきましては、実際に調和の取れた地熱活用協議会の中で協議をしていくものでございます。

○**13番議員（前之園正和）** モニタリングを行うと今言いましたけど、条例では努めるとなっているんですね。やるとは書いてないんですよ。だから努力目標じゃないかということをやったんですが、やるということによろしいんですか。

○**総務部参与（中村孝）** これにつきましては、調和の取れた地熱活用協議会の中で影響を判断するために審議会の中で判断をするということでございます。

○**13番議員（前之園正和）** 条例は、モニタリングについても義務ではなくて努力目標になっているのではないかと、説明会も説明をしなきゃならないとはなっているけれども、合意を必要条件としてないということを行っているわけです。これは、どういうふうに答弁しよう

と条例に書いてあるわけですからそれでいいです。

それから、第11条で地熱発電事業者は、事業計画を一定の期間までに市に提出し、市の同意を得ることとなっています。相対的に言えば、関係者との間で理解や合意が前提とはなっておらず、説明会を開きさえすれば、市が同意を与えることが可能になっている仕組みです。条例の名にふさわしい温泉資源を守るためのものにはなっていないわけであります。条文を見る限りそうであります。それでよろしいでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 事業計画の提出の中にそういう事業計画の内容を記載をしていただきます。そして、この事業計画に基づきまして調和の取れた地熱活用協議会の中でそのような内容について審議をしていくということでございますので、協議会の中の判断で行うということでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 私が言っているのは、一定の期間までに市に提出書類を出すことが必要になっていると。総体的に言えば、関係者との間での理解合意は必要条件になっていないと。説明会についても、説明会を開きさえすれば市は同意を与えることが可能になっている仕組みだと言っているんです。私の解釈に間違いはありますか。

**○総務部参与（中村孝）** 条例の中では、そういう義務ではありませんけれども、そういう提出をしなさいという形になっておりまして、その協議会の中で、その内容については協議会の中で判断をしていくということでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 言わんとするのは、協議会が正しい判断をするからということをお願いしたいと思うんですが、私の言うような解釈に間違いということは言えないわけではありません。条例に素直に読み解けばそうなっているわけですので。

それから、条例の目的が、温泉資源を保護するとともに温泉資源の将来にわたる持続可能な活用となっているにも関わらず、今言ったようなことで一定の基準に基づいて規制をする。必要ならブレーキもかけると。あるいはエンジンを切るということにはなっていないわけです。

説明についても努めるものというような緩いものになっております。住民や関係者の合意を必要とするなど、本当の意味で温泉資源の将来にわたる持続可能な活用を保障するための条例改正が必要ではないかというふうに思うんですが、そのことに市長は、どのようにお考えでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 条例についてそれぞれの解釈、それぞれの観点から今いただきました。この条例というものは、もう御案内のように、議会の議決を経てなったのが条例であります。この条例で様々な課題、問題があるとしたら、また新たに考えなければならないと思っております。私どもは、様々な事業というのは条例に則って様々な判断をし、そして事業に移していると。それは、当たり前のことでありますけれども、解釈にそれぞれいろいろな意見があつて問題があるとしたら条例を変える。一部見直すというのもやぶさかではないところで

あります。

**○副市長（佐藤寛）** 条例の第3条の中に温泉利用事業者とはという項目がございます。その中には、温泉を公共の用、服用、または飲用に利用するもの。温泉を配湯業、農業または養殖業に利用するもの。地熱または温泉を発電事業以下地熱発電事業というので利用する者。こういった項目で列挙されております。ですので、既存の配湯業者あるいは農業、養殖業者、様々な事業者が温泉に関与した事業を営んでいると考えております。ですので、先ほどの第4条の2項にモニタリングに努めるものとするということで義務努力、義務化はせずに努力としてこのように記載しているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 次にいきますが、これまでの地熱発電、今議論したやつですけども、とは別に、九州電力の山川地熱発電所内で余剰熱活用としてサウンディング型市場調査を実施するという事になっております。そこで伺いますが、市のヘルシーランド辺りでも発電をして余剰熱があれば、それも活用するという事になっていたわけですが、この九州電力内での余剰熱活用となれば、それと全く別の話になるんだろうと思います。そこで、この余剰熱活用というのを2か所でやるということになるのかなというふうに思うんですが、この2事業の関連性があるのかなのか。あるいは住み分けがあるのかどうか。その辺はどうでしょうか。

**○副市長（佐藤寛）** 今の質問につきましては、ヘルシーランド内での地熱発電事業が前提になった質問だと思います。本プロジェクトについては、現在不採択をJOGMECからいただいているところでございまして、現在のところにおいては、ヘルシーランド内での余剰熱利用ということまでは想定しておりません。

仮に、そこで地熱発電事業ができた段階において、その後余剰熱利用を考えていきたいというのが前回の議会の答弁の方で回答していたとおりでございます。

**○13番議員（前之園正和）** ヘルシーランドについては、2回目の不採択をいただいたので、これについては質問書を出して判断をするということですので、市としては、それを進めたいということだと思うんですね。そこで余剰熱があれば、それについても利用すると。それから、このサウンディングについても利用するという事になれば、市としては、断念をしてこちらに切り替えたというわけではないですので、両方とも可能であればやりたいということですので、両方やるんですかということを知っているんです。それとも今言ったように、現時点では、地熱発電は目指すけれども、そちらにかかわる余剰熱利用というのはないんですか。現時点で。あるのであれば両方になるので、その関連性、住み分けはどうかと聞いている。

**○副市長（佐藤寛）** ヘルシーランド内の余剰熱利用については、まず、地熱発電ができるかどうか。その調査が先だろうと。それをもって次のステップに入るということ。次のステップというのが余剰熱利用、これについては、農水産業あるいは観光などの利用を考えていき

いという具合に前回の議会の中でも答弁をさしあげたとおりでございます。ですので、山川の九州電力内で余剰熱利用をするという取組。これと併せてヘルシーランド内で将来そうした余剰熱利用が活用できれば、本市にとっては新しい指宿をつくる大きな糧になるものだと考えているので、そういった取組も可能であれば目指していきたいとは考えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 市としては、ヘルシーランド内もやると言っている、できればですね。条件整えばやると言っているわけですので、両方目指すということにはなるわけですよ。そういうことでよろしいんですか。そのヘルシーランド内のやつには地熱発電をやっている余剰熱があればというステップがありますけど、いずれにしても願いどおりにいけば両方について余剰熱利用にするということには間違いないわけでしょう。

**○副市長（佐藤寛）** 現在、地熱発電、ヘルシーランドのプロジェクトに関しましては、様々な疑義等がなっていて今回不採択通知を受けているところでございますので、それを解決するのが先だろうと考えてます。将来的にそういったものが解決し水質的にも問題がないのであれば、そういったものも余剰熱利用という形でできるのではないかと。あるいは熱置換という形でできるのではないかと。というようなことで事業の可能性は拡大していくと考えているので、いつになるかは分かりませんが、それを目指したいという考えには変わりはありません。

**○13番議員（前之園正和）** いろいろ言われましたけど、二つを目指すことには変わりはないと。ただ前後するかもしれないということのようです。それから次にいきますが、全国首長九条の会については、動向を見てやりたいということでありましたが、それはそれでいいと思うんですけど、いつまでにしなきゃいけないということはないわけで、かといっていつまでもほっておくということでもないわけですが、憲法九条は、憲法全文とともに三大原則の一つである平和主義の根幹の一つであります。この第1項の戦争放棄、第2項前段の戦力の不保持、第2項後段の交戦権の否認、三つの規範的要素から構成されている平和憲法といわれる所以であります。この憲法については、いろいろなことが今起きているわけですが、特に九条については、これは守るべき財産という認識でよろしいかどうか。確認だけさせていただきたいと思います。市長。

**○市長（豊留悦男）** いわゆる九条、憲法問題というのは、今政府においても憲法改正、そして新しい憲法をどうするのかというそういう議論がなされております。戦争放棄、戦争をやらないという崇高な理念の下の九条というのは、大切な条項でもあろうと思います。それに関して私が、憲法改正を含めたその九条に対する今後の考え方を含めてここで言うことはできないだろうと思います。その結果、つまり、政府の動きを見守りながら私も注視してまいりたいと思います。

**○13番議員（前之園正和）** 政府の動きを見守りながら、政府は憲法を変えようと言っている

るんですよ。九条を事実上なきものにしようとしているんですよ。それを見守るということは、憲法を変えたいという意向に沿っているのかなというふうにも思いたくにもなるんです。守るべきと思うかどうかを聞いております。端的に。

**○市長（豊留悦男）** 九条の趣旨というのは大切にすると、そういう意味で言ったわけでありませぬ。

**○13番議員（前之園正和）** 議論すれば、まだいろいろあるんですけども次にいきます。県議選挙のときにおける6月議会でもやったわけですけども、そのときの答弁を整理すると、新人候補応援のために候補者カーとは別な車で移動し、この間は走っていないということでした。移動しその車に付けた拡声装置を使って市内の何箇所かで応援演説を行ったと今もお答えになりました。事務所を通じて市長も応援演説ができることは確認したが、選管が発行する表示板の下でやる必要があるとの認識はなかったというふうにおっしゃったんですね。当時は、そういうこともあって公職選挙法に触れるとの認識はなかったとおっしゃいました。当時の認識ですね。そこで6月議会でも指摘をしたわけですし、その後もどうだったのかなということも自らいろいろ考えたんじゃないのかと思うんですけども、その公職選挙法に違反するのではないかという指摘を受けて、現在はどのようにお考えなのか。公職選挙法に逸脱したというふうには認識していないのかいるのか。あるいは問題だなというふうには認識しているのか。現時点での認識を伺います。

**○市長（豊留悦男）** やはり、これまで述べたとおりであります。公職選挙法というのは、順守しなければならないし、あのときには様々な関係機関にそのやることに対する可否と言いますか、そういうものも判断をお願いいたしました。そうしてそのことが、法に触れるというそれを警察に通告した人がいるということも事実として私は認めております。つまり公職選挙法、様々な問題もありながらも、この選挙法というのは、大切にしなければならない。それは今でも変わっておりません。それが当時は、違反していない。公職選挙法には触れないのかということについての確認も私はいたしましたので、止まってすること。走りながらはやらないこと。そして、そこで応援演説それをするときには、ぴしゃっとした選管から出されたそれを掲示すること。そういう注意を守ってやったわけであります。そのことが公職選挙法に触れるというそういうことであるとすれば、そのときの確認の仕方が、または選管と私とのやり取りが不十分だったと思っているところであります。

**○13番議員（前之園正和）** 移動中はやっていないと。そこは公職選挙法でも移動中に発することはできないということに今なっているわけですので、所定以外はですね。いいとして、留まってやったことについてですが、選管の発行するものを掲げてやったかのような今の答弁でしたが、6月議会のときには、それに関しては、選管が発行する表示板の下でやる必要があるとの認識はなかったとおっしゃったんですよ。6月議会のときは。つまり当時ですね。選管の発行する表示板の下でやる必要があるとの認識はなかったとおっしゃっているん



です。今はなんか、提示してあったかのようなことなんですけども、6月議会の発言に基づけば今日の発言違うんじゃないでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** それは候補者用の選管が発行した表示板があったのかということでしたので答弁いたしました。明らかに出る際には、この表示板は持ってやっていただきたいということで、それを下に同行したものは、それをみんなに見えるように掲げてやったのであります。表示板は、あれは表示板というのでしょうか。布に書いた、布に書いた表示板であります。明らかにそれは持ってやりました。なぜならば、それを掲げてやるよという選管からの指示があったからであります。

**○13番議員（前之園正和）** 6月議会のときには、選管が発行する表示板の下でやることが必要という認識はなかったと言っておりますので、市長もちょっと何だっただろうと言われてましたけれども、表示板なのか標識なのか何なのかという点は、お互いに緩やかに表現っていうことでみていただきたいんですが、当時はそう言っていた。今の市長の答弁では、あの布に名前を自分で書いてっていうあれは表示したということでしたが、私の言っているのは、車では移動だけだったので車についてのあれは要らないと。拡声器を使ったというわけですので、拡声器用のそれこそ標識でしょうか、表示板でしょうか。これがなければできないんですね。さっき市長が言われたのは、布に書くやつですので、それはあって当然。拡声器の許可を意味するものはなかったのではないか。あったのであれば候補者自体が何も走らないということになるわけです。そのことを含めて答弁お願いします。

**○市長（豊留悦男）** 今回の県議選、様々な観点から様々な意見も寄せられました。私は、その中で市政を推進する中でどういう方をお願いしたいのか。そういうことを問われましたので、市長はどういう考えなのかということでしたので、私は、誰々をお願いしますということは恐らく録音にも残っていないと思います。やはり今後、県議選というものの大切さについて訴えたわけであります。しかも2時間余り、つまり、あの土曜日の私が行った時間帯というのは、どういう時間帯だったのかお分かりだろうと思います。そこで私の考えも言うべきだということで、果たして言ったときに選挙違反とはならないのかということを選管と確認をいたしました。そして、もちろん選管が、それが選挙違反になると、公職選挙法に触れるということであればやっていなかったはずであります。しかし、そのときの注意を3点か4点だったと思います。言われましたので、その注意を守ってやりますということでやったわけであります。そのことは今このような議会にまで問題が発生するというそれが予想できるとすれば当然のことながらやらなかったわけでございます。いろんな問題、結論として公職選挙法というのは守らないといけないということ、私も議員と同じでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 選管に確かめてもいろいろあったつもりだということでした。私の指摘したことについては、主な点は、その拡声器の許可に値するものがあつたかどうかという点では不明確なんですね。以上のやり取り6月議会も含めてもですが、選挙管理委員会

としてみた場合に市長の答弁全く問題はないか。疑義がやっぱり生じるということになるのか。選管に伺います。

**○選挙管理委員会事務局長（鶴窪誠作）** 先ほど市長が、先の県議会議員選挙の街頭演説について公職選挙法に違反する認識は持っていなかったと答弁しております。また、拡声器につきましては、表示板が付いていたかどうかというところは明確ではありませんが、もし街頭演説で使用した拡声器に選挙管理委員会が交付する表示板が付いていなかったとしたら、それは公職選挙法に抵触するのではないかと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 候補者カーであれば、改めて確認するまでもなく載っているだろうというふうに思うんです。候補者カー以外でやるのであれば載っているか、提示物はあるか。積極的に確認をしなければならぬんです。候補者カーは、あるのが一般常識的にあるわけですから。その点で確認されていますか、市長。拡声器にかかるその許可に値するものの。

**○市長（豊留悦男）** 確認というその意味でございますけれども、やはり選挙カーに候補者が乗って、そして選挙の様々な市民へのPRをしていく。それはもうもちろん分かっております。しかしその当時は、候補者も選挙カーに乗っていない。そして、あのときの状況というのを鑑みたときに、どういう形のときにどういう演説をして、どこでどうやったのかというのを今思い出しながら当日は、私は公職選挙法に触れるという認識でやったわけではありませぬし、その確認もやっておりますのでというそういう答弁でございます。議員が言われるように、公職選挙法その趣旨を逸脱したような動きがあったのではないかとということであるとすれば、私の認識不足であつたらうと思えます。

**○13番議員（前之園正和）** 問題なかったということは言いきれない状態であります。地熱のことで一つ申し上げます。市の計画はどうなっているか。民間のものについては、申請が何本ありどうなった。先ほど言ったことですが、これらについて内容が、やっぱり市民に分かるようにですね、ホームページその他ホームページへの掲載とかということも含めて同意、不同意その他のこともですね、全体像が分かるような形でホームページに掲載をすべきではないかと。市民の理解を得るためにもですね、状況をお知らせするためにもホームページへの掲載について考えを伺います。

**○総務部参与（中村孝）** 市の計画につきましては、先ほども説明しておりますけれども、今回の不採択を受けましてJOGMECの理由等も検証をして、今後については考えるということでございますので、今現時点でどうすということはいえないところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 市の計画、民間の計画の動向等についてホームページに載せる気はないかということです。明確にしていきたい。

**○総務部参与（中村孝）** 地熱開発事業につきましては、これまでも特集号だとかそういう公報紙等を使って市民への周知も行っているところでございます。今後につきましては、先ほど

も言っておりますけれども、検証をした後で、その結果等も踏まえて検討をしたいという形で考えております。

ホームページにつきましては、これまでもいろんな説明会であるとかそういうものについては掲載をしております。今後につきましては、ホームページの掲載についても検討をしてみたいと思います。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時33分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） 皆さん、こんにちは、19番新川床。通告に従い一般質問を行います。まず初めに、かいもん荘跡地について。同僚議員が2名質問していますので質問の内容が重複していたので、ちょっと変わっていると思いますけれども、視点を変えて質問します。かいもん荘の排水管撤去問題は、平成28年9月、国民宿舎かいもん荘跡地利用事業者募集要項案の中に、対象地内に敷設されている2本の排水管の取扱いについては、事業者と指宿市が協議するものと記載されています。土地売買で起こり得るリスクとして庁内でどのような協議をし、排水管処理施設である指宿広域市町村圏組合との協議がなされた上で、募集要項に土地の賃貸やもしくは売買としたのか。答弁を求めます。

次に、国民健康保険税について。市民1人当たりの負担増について、国民健康保険税の改正により資産割がなくなることで負担が増える世帯数は幾らになるのか。答弁を求めます。

市民の負担軽減策について。国民健康保険加入世帯の所得300万、500万、800万の場合において市民1人当たりの負担増は、どのようになると試算されているのか。伺います。また、県は、令和5年度までに全ての自治体で国民健康保険税を統一しようとしています。資産を持っていない子育て世代への保険料が増加になったと伺っています。令和2年から4年までについて、子育て世代への保険料軽減策について、どのようなことを考えているのか。答弁を求めます。

国民健康保険税基金設置について。国民健康保険財政調整基金があることは分かっております。若者の定住を図るために子育て世代に特化した子育て支援基金の設置は考えていないのか。答弁を求めます。

次に、地熱発電について。(1) 条例の制定について。平成23年3月26日、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例を制定するときの市長公室の説明では、地熱発電事業による乱開発を防止するためと説明があり、温泉資源は、市及び市民の共有の資源であると認識の下、市における温泉資源を保護するとともに、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用並びに地域の産業振興及び公共福祉増進に寄与することとなっております。

鹿児島県の地熱発電所の温泉掘削件数は、5年間で延べ15件あると県からもらった書類にあります。間違いなのか、答弁を求めます。また、調和の取れた地熱活用協議会の同意を得た事業者だけが、市から地熱発電温泉掘削申請の同意を得て県に申請しているのか。答弁を求めます。

2番目のJOGMECの地熱資源量把握のための補助金採択についてですが、昨日の答弁で、令和元年度地熱資源量把握の補助金不採択に対してJOGMECに意見書を提出するということでした。国の定めた資源量調査事業費助成交付事業を行う環境として、開発に応じた要件を具備していることとなっているのですが、これが具備されてないから不採択になったと思います。元九州産業局官僚であった佐藤副市長は、なぜ補助金が不採択になったか。元担当者であったと思いますが、どのように捉えているか。答弁を求めます。

3番目の市内の地熱発電計画の同意条件と同意件数について。先ほども同僚議員が質問していますが、平成27年度から令和元年度10月までに地熱発電計画書類を提出され、調和の取れた地熱活用協議会で審査した件数、同意は先ほどもありましたけれども、昨年12月の第3回調和の取れた地熱活用協議会までの件数、その後もう出ているんですけど、同意件数を教えてください。協議会で協議した件数ですよ。その後もう出ているような話もありますので、昨年12月の第3回でいいです。よろしくお願いします。

地熱発電事業者に対する温泉資源量税の創設についてですが、国の再生エネルギー固定買い取り制度を導入している事業者から、地熱発電で得た収入の1割を徴収すると市が計画している事業と同じで市民の福祉や子育て。昨日はDMOだったと思うんですけども、それにも使えないか。自主財源としてそういうのを使えないかと思うんですけど、やっぱり指宿が将来に羽ばたくために、未来のためにこの条例を制定する考えはないか。答弁を求めます。

4番目の猿由来のBウイルス問題について。猿由来のBウイルスの感染報告についてですが、指宿保健所に出向き確認したところ、動物取扱いの規制があり、実験動物について管轄外であるので分からないということでした。新日本科学は、メディポリス指宿で実験用猿を飼育していると思うが、間違いなのか。また、本年2月に医療機関を受診していると伺っているが、猿由来のBウイルスのメディア報道前に本市に報告があったのか。答弁を求めます。

市民への影響について。テレビや新聞報道で空気感染はしないと報道されているが、会社が発表した内容では、猿由来のBウイルス病が発症した従業員は、感染エリアでの作業はしていないことが伝えられていますが、これに間違いはないか。答弁を求めます。

また、メディポリス指宿内で実験用猿を飼育するのであれば、現在従業員の感染ルートが明確になっていない状況です。指宿市民への感染があるのか分かりませんが、市民への感染は、ないと捉えてよろしいのか。市長に答弁を求めます。以上で1回目を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 幾つか通告に基づいていない質問もございましたので、その件については後ほど自席で答弁させていただきます。かいもん荘跡地についてでございます。本事業は、民間事業者による宿泊施設棟の建設を目的としたものであります。将来的には、排水管等については、撤去をする必要があるということは理解をしておりました。市としては、第1回公募時期から理解していることでもあり、指宿広域市町村圏組合においても同様の理解をしていたと思われまます。

次に、地熱の発電についてでございます。やはり、これまでも答弁をさせていただきました。温泉資源の保護及び利用に関する条例については、議員が読まれたとおりであります。地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的に、平成27年3月に制定をいたしました。これで本事業というものについては、この条例に基づいて事業計画を行っているところでございます。

メディポリスの猿由来のBウィルス問題ということもございました。この件については、私も関係者に、関係者と言ってもいいのかもしれませんが。話し合いをいたしました。全くメディポリス指宿の猿の飼育状況等を鑑みたときに、こういう問題、心配はないということでございました。以上でございます。関係部課長にほかの関連する質問は答弁させます。

**○副市長（佐藤寛）** 私の方からは、補助金の不採択の件について答弁させていただきます。審査基準では、利害関係者が明確になっており、かつ理解が得られていることが書面等で確認できることとなっており、その確認方法の一つとして、地元自治体が条例を制定している場合には、地熱開発を行う際に順守すべき条例を制定している場合には、条例に基づく同意書と議事録を添付することとなっており、こうした審査基準に基づき、市の方では申請をしているところでございます。結果は、不採択ということでございますが、審査基準を満たしていると理解しておりますので、議員の皆様や協議会委員の皆様から寄せられた意見なども参考にJOGMECに対して質問事項を文書にて送付し、回答を検証したいと考えているところでございます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 国保税の改正により増額となる世帯につきましてですが、今年度の当初賦課を参考に申し上げますと、総世帯数が7,674世帯で、資産割の課税がある世帯が4,061世帯ですので、資産割がない3,613世帯の方が増額となる見込みであります。また、資産割がありまして所得の高い方は増額となるところでございます。

次に、300万、500万、800万の場合どのようになるかということでございますが、4人世帯で所得が300万円、固定資産税が5万円の場合とない場合のケースで申し上げますと、資産割がある場合は、1万2,200円の増。資産割がない場合は、2万7,600円の増となります。同様に、所得が500万円のケースで、資産割の場合は、2万7,200円の増。資産割がない場合は、4万2,600円の増となります。次に、所得が800万円のケースですと、資産割がある場合は、これは限度額の関係で1,400円の増。資産割のない場合は、4,100円の増となる見込みでございます。

ます。

次に、子育て世代に対する軽減につきましてですが、現在、地方税法において制度化されていないことに加え、全国的にも独自に実施している自治体はごく僅かな所でございます。国保世帯に対する市独自の減免支援策は、国保世帯以外の世帯との均衡が図られないという観点もございますし、仮に制度を構築したとしましても、減免により不足する国保税を、一般会計からの法定外繰入、もしくは他の国保加入者に負担していただかねばならないこととなりますので、現段階では、本市独自の減免制度については考えていないところであります。以上でございます。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 国民健康保険税についての基金設置についてでございます。本市の国民健康保険財政調整基金残高は、平成30年度末で約2億6,000万円でしたが、平成30年度の決算剰余金が1億5,000万円生じたことから、これを積み立て、平成31年度当初予算で約1億1,600万円を繰入をし、現在、約2億9,400万円の基金残高となっております。国及び県は、平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴い、市町村に対して段階的な赤字解消に向けて法定外繰入の解消を強く求めており、本市においても、法定外繰入の解消に取り組んでいるところでございます。

また、全国知事会や全国市長会及び全国町村長会が国に対し、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供の均等割を軽減する支援制度を創設するとともに、全国一律の制度として、国の責任において適切に実施するように要望をしていることから、新たな基金を創設することは、現段階では考えていないところでございます。

次に、猿由来の問題についてでございます。Bウィルスの感染報告については、令和元年11月29日付で県内の全市町村へ、鹿児島市におけるBウィルス病患者の発生についてとして県から通知がされており、事前に指宿市への報告はありませんでした。また、新日本科学における指宿市内の飼育施設の現状把握についてでございますが、現在も猿を飼育している状況にあるとのことでございます。

**○総務部参与（中村孝）** 私の方からは、地熱の関係でございますけれども、地熱の関連した県への掘削申請している件数の部分でございます。平成27から平成30年までの県の方に申請した件数については、15件という形で聞いておりまして、そのうち12件が許可を受けているということでございます。この12件の許可の中には、再申請というものも含まれているところでございます。それと同意を与えたものでございますけれども、平成27から平成30年度までの第3回の審議会の中で審議をされた部分で、本市として同意を与えたものにつきましては、5者12件ということで、このうち1者1件が同意取り消しをしておりますので、現時点では、4者11件ということでございます。

それと地熱発電事業者に対する温泉資源使用税の創設についてでございますけれども、再生可能エネルギーとしての地熱発電は、国のエネルギー政策においてベースロード電源、低

廉で安定的な電気の供給を実現する上で、重要な役割を果たしている電源として位置付けられており、地熱発電の積極的な推進が求められておりますので、そのこととの整合性が問われることなどから、導入については考えていないところでございます。

○19番議員（新川床金春） それでは2回目の質問に入りますが、時間の関係で地熱発電事業から質問させていただきます。条例制定についてですが、地熱発電事業者は、書類を提出することが市の方から求められています。条例違反したときの罰則規定とは、どのようになっているのか。答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 罰則規定については、規定をしていないところでございます。

○19番議員（新川床金春） それでは違法で市の同意がなく県に申請したり問題があった場合は、何もないということによろしいんですか。

○総務部参与（中村孝） 県の方から掘削許可があったものについては、市の方に通知があるところでございます。本市につきましては、発電事業者に対してそういうような事例をした場合については、措置を取ることができるという形で勧告等というものが第17条でございませぬ。事業計画または変更事業計画を提出しない地熱発電事業者に対して当該計画を提出するように勧告することができるというようものが規定されているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 温泉掘削申請をすると県から市の方に確認が来ると、今、総務部参与も言いました。平成27年度から温泉掘削申請の多い事業者はどこなのか。事業者の関連も含めてどこの会社が多いのか。答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 事業者名については、企業情報、個人情報との関係がございませぬので申し上げられないところでございます。

○19番議員（新川床金春） それでは、指宿以外で何本請求しているのか。分かっていたら答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 指宿市以外のものについては、こちらの方では把握できないところでございます。

○19番議員（新川床金春） 私は、市内のことしか聞いていませんので、市内で申請している会社のことです。だから何本あるのかということですよ。

○総務部参与（中村孝） 本市の方で把握しているものについては、先ほど答弁をいたしましたけれども、平成27年から平成30年までの中で、県の方には15件申請があったという形で、15件ということでございます。

○19番議員（新川床金春） JOGMECの地熱資源量把握のための補助金不採択について。今年の5月23日JOGMECの本社に行って担当部長と職員と話をしてきました。そのときに言われたのが、国策をするのであれば地熱発電に不安を有する温泉事業者を含めた地域住民の方々の理解醸成が一番だと。そして、指宿にはしっかりと汗をかいて住民説明会をしていただかないと、また許可は出ないかもなというような話でしたので、私は、6月議会でこ

のことは伝えたと思っていました。しかしその後やったのは、私が会う前に、4月10日山川の文化ホールでやった地熱の専門家の説明、そして福元区の説明、そして山川図書館、なのはな館の4会場だったと思います。それで担当者としては、市民の合意はなくても、先ほど調和のとれた協議会が同意すればいいというような話でしたけど、国は違うんですよ。国策をするのであれば、問題があることは止めてくれというような考えだと思いますが、そのところをどう捉えるか。答弁を求めます。

**○副市長（佐藤寛）** 先ほども答弁しましたが、議員がおっしゃったように説明会を縷々行っております。その結果として、福元区の方からは、大勢の推進を願う要望書も提出されていると考えております。そうした背景を基に、私どもは掘削についてのJOGMECへの補助金申請をしたところでございます。そうした中で、審査基準は満たしていると考えて申請しているところでございますが、今回不採択となったということですので、その件についてJOGMECに対してしっかりとした文書を送付して、質問事項に対して回答を得た後に検証をしていきたいと考えているところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 国が、国策として推進するのに国民の税金を投入するんですよ。JOGMECが、基本方針を覆すということはないと思います。私が5月23日、この地熱発電メールマガジンを持って行って、これに間違いはないですかと言ったら、12月3日の懇談会では、本年の4月から内容は変わったということでしたけど、5月23日の時点でこれは変わってないということです。ですから同意はあってもその前にすることはあるということですよ。しっかりとやった後に協議会の同意があればいいということだと思いますが、経済産業局に勤めていた副市長、国策するのに安易な同意だけでよろしいんですか。答弁を求めます。

**○副市長（佐藤寛）** 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、審査基準は、しっかり満たしていると考えているところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 9月24日、JOGMECの部長と課長さんが、指宿市にみえたと伺っていますが、誰が対応したのか。答弁を求めます。

**○副市長（佐藤寛）** 9月24日かどうかは記憶は定かではありませんが、JOGMECの担当者が来たのは記憶に残っておりまして、その際には、私と担当の方が対応したと思っております。

**○19番議員（新川床金春）** それに間違いはないか。確認します。

**○副市長（佐藤寛）** すみません。先ほどの答弁は、少し間違っておりまして、そのときの対応は、私のみでございました。

**○19番議員（新川床金春）** 今、確認させていただきました。私は、10分前にJOGMECから確認を取りましたけれども、JOGMECは、市長、副市長、職員4・5名ということで連絡をいただいています。そのときにどのようなことを協議したのか。市長に答弁を求めます。



○市長（豊留悦男） どういう意味で言っているのでしょうか。名刺を置いていった。それが対応なのかどうか。この地熱について具体的な話があったのかどうか。全く私は、そこはありませんので明確に否定をいたします。議員は、いろいろJOGMEC、東京まで出かけた、いろいろな情報等お取りのようですねけれども、私は、その理由があまり理解できません。つまり、この事業に対する考え方の方向性というのが、もう基本から方向が違っているわけです。ですから対応したのかどうか。こうなのか、何月何日はどうだったのか。議員は、具体的な資料をお持ちですねけれども、そういうものについては、私どもは持ち合せていないわけでありまして。やはり、こういう事業というものについては、議員の考えを、まず私としてはこうだという、それを明確にさせていただくと、私もその考えに対しての明確な私の考え方は述べられるわけでありまして。

○19番議員（新川床金春） 今、名刺を置いていったということでしたが、それを承っております。ありがとうございます。次に、市内の地熱発電計画の同意条件と同意件数ですが、実際ですね、件数はもらったんですけど、私はですね、ここに開示請求して持っています。全て市からもらった書類、手元に持っております。この中にですね、ある会社が、平成28年4月13日申請して、これが許可になっているんですが、これは指宿市東方地区内ってなっているんです。これに間違いはないか。これはですね、指総市第24の1号です。確認をしてください。

○総務部参与（中村孝） ただいまの質問ですねけれども、いつの同意書の分なのか。

○議長（福永徳郎） 反問権を認めますので、どうぞ議員の方に確認をしてください。

○総務部参与（中村孝） 今現在、同意書の部分で東方地内とかというような御質問がございましたけれども、どの同意書の部分を指しているのか。その期日、その部分について再度説明をお願いしたいと思っております。

○19番議員（新川床金春） 平成28年の第1回調和のとれた地熱協議会で審査したものです。

○議長（福永徳郎） 分かったですか。分からないのであれば挙手していただいて、もう1回聞いてください。

○総務部参与（中村孝） すみません。同意書の部分なのか。もう1回、日付と同意書、書類の部分ですみません。再度明確にすみません。

○19番議員（新川床金春） 平成28年4月11日開催された平成28年第1回調和のとれた活用協議会の分で、指総市第24の1号です。

○総務部参与（中村孝） 本市の方で出している平成28年4月13日付で指総市第24号の1で出している部分でございますけれども、これについては、指宿市東方地域地熱資源開発調査事業ということで、これに記載のとおりでございます。

○19番議員（新川床金春） モニターを出します。

調査井の線引きについてですが、ここにはですね、調査した後、調査掘削をするのであれ

ば、そのときに地元の同意は必要か必要ないかということで区民からありますが、そのときの事務局の説明が、2段階で合意を得るという意味では、業者にとってはハードルが高くなってしまいが、ということになっています。その後、この業者は、地元説明会を開催しているのかどうか、答弁を求めます。

○**総務部参与（中村孝）** 28年の3月に審議をされた部分でございますけれども、事業計画書の中に地熱資源量調査掘削に伴う地元関係者への事前説明ということでございます。この中で市内の温泉事業者であるとか、商工会議所、観光協会、配湯業組合、それと消防組合、鰻地区の方に事前説明をしているという形で報告を受けております。

○**19番議員（新川床金春）** その団体だったら、10人とか何人かいたのかどうなのか。そこは分かっていますか。

○**総務部参与（中村孝）** この報告につきましては、事業計画書の中で提出する内容になっております。この内容につきましては、調和のとれた活用協議会の方で審議をされることになっておりまして、この中で人数の部分については、そういうものは記載をされておらず、それについて委員の方から、その何名だったというようなことの質疑はなかったところでございます。

○**19番議員（新川床金春）** 次にモニターを。これは指宿市の南迫田地区の部分です。温泉を、実際ですね、

○**議長（福永徳郎）** 立って発言してください。

○**19番議員（新川床金春）** 地域の同意がないといけないということでは言われているんですよ。実際、南迫田地区はですね、地域の同意がないといけないということ。南迫田地区のときには、地元の同意が得られていないということが一番。技術的なことが一つ。地元の理解が十分でないということで保留になっています。その中でですね、活性化は分かるが、温泉が枯れるとなると大変なことになるということで記載されていますが、この協議会に参加された総務参与、こういうことがあったのかどうか。議事録には載っていますが、答弁を求めます。

○**総務部参与（中村孝）** その中でそのようなことがあったという形では議事録の方でも載っているところでございます。

（発言する者あり）

○**総務部参与（中村孝）** この地熱の活用協議会につきましては、その事業計画書に基づいて、その住民説明会だけではなくて、いろいろな内容の部分について不備な部分であるとか、そういうものがございますので、その住民説明会がなかったことで保留とかということではございません。全体的に会の中で、その同意の部分、それとあといろいろな技術的な部分の中でそういう不備な部分もあったという形で保留という形になっているところでございます。

○**19番議員（新川床金春）** それでは、平成31年11月30日に開催された平成31年第3回調和の

とれた地熱協議会において審議された先ほどのものと一緒なのかなと思うんですけど、指宿市第336号、貴社から提出のあった指宿市東方地域地熱資源活用事業計画について同意するという事で市長印があります。これは11月30日であります。そして議事録に載っているのは、これはどこですかということで、委員が聞いています。現在、地熱発電所が置かれている場所、そこから今度新しい調査井を掘っていく所は、水平距離で幾らですか。およそ800mって審議会では審査しているんですよ。これに間違いはないか。答弁を求めます。

○**総務部参与（中村孝）** 議事録の方で800mと記載されている部分でございますけれども、これにつきましては、当初の計画では、傾斜掘りにより現在のターゲットに到達することにしていましたということで、現在のターゲットに向けて垂直掘りにしているということでの800mについては、当初計画の坑口からターゲットまでの水平距離のことを指差しているという形でその協議会の中では、説明をしたということでございます。

○**19番議員（新川床金春）** その東方で間違いはないのか。答弁を求めます。

○**総務部参与（中村孝）** このメディポリスの分でございますけれども、これにつきましては、東方地内ということで、これにつきましては、平成27年から資源量調査をやっておりまして、その継続事業ということでございますので、その東方地域という形でいろんな申請とかは、そういう東方地内というのを使っているということでございます。

○**19番議員（新川床金春）** それでは、申請場所はどこなんですか。

○**総務部参与（中村孝）** この部分につきましては、本市の方につきましては、東方地内という形で聞いております。それとあと県の方の掘削申請については、その地点という形で申請をしているものと思われまます。

○**19番議員（新川床金春）** 私がですね、もらったやつではですね、東方の4,651番地だったと思うんですよ。それに間違いはないか。

○**総務部参与（中村孝）** 当初、計画をしている平成28年の部分につきましては、その地番だったという形では記憶しておりますけれども、実際につきましては、そのあと傾斜掘りから垂直掘りに変更になっているということでございます。

○**19番議員（新川床金春）** 協議会の議事録は全てここにあります。変更があった度に協議会で審議しているんですよ。先ほど同意を得たけれども取りやめたとか、規模を縮小したとかというのも1回1回やっているんですが、これについて30年の11月以降に協議したんですか。

○**総務部参与（中村孝）** これにつきましては、平成30年の審議の中で当初の計画は、傾斜掘りで計画をしておりましてけれども、平成30年のときには垂直掘りに変更になったという形で審議会の方にも報告をして、それに基づいて審議がされているところでございます。

○**19番議員（新川床金春）** その時に、場所はどこということで決定したんですか。

○**総務部参与（中村孝）** 場所については、垂直掘りの場所ということで、審議会の方では、そのものに基づいて審議をしているところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** だったらですよ、平成31年の30日開催された協議会の同意のときに場所が違うか。ここにはですね、変更ということは書いてないんですよ。なぜかという、指宿市がですね、令和元年8月5日、市長に同意をしているこれにはですね、事業計画の変更って謳われているんですよ。けど先ほどのやつには事業計画の変更とはないので、協議会を開かなければ、これは平成27年から行っていた場所になるんじゃないんですか。答弁を求めます。

**○総務部参与（中村孝）** 変更になった部分につきましては、傾斜掘りから垂直掘りになったことについての変更については、平成30年の第3回の協議会で事業者からの説明があり、審議を終えた上で同意書を交付しているところでございます。これにつきましては、会議録の中では、事業者と委員との質疑については、議事録には残しておりませんが、事業者の説明については、このような説明があったと思っております。

それとあと議事録に残ってはおきませんが、事務局の方で前段で委員の皆様には、このような変更があった旨をお伝えして審議をいただいているところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 会議録の中には、変更があった旨は全て載っているんですよ。事業者が入ってくる前にこういうことがありましたということであり、そして、事業者が出たあとに委員だけの会議も開かれて、それ載っているんですよ。そこにも場所は変わったとか、書いてないんですよ。私が、ある人に聞きましたよ。ありましたかって、いや一つということでした。実際この私が持っている、そしたら指宿地内ということ同意しているやつは、ここに変更があり、十二町ですよとか書くべきだったのに、県に出したのを、国に出した書類にもどうだったのかなど。私は、おかしいなど。国のお金をもらう。国のお金というのは国民の税金ですよ。国民の税金を使うのに実際は、平成30年度第4回調和のとれた協議会というのが、1月か2月に準備はしてあったんですよ。そこで再度諮れば良かったんですよ。この文書で訂正されてないんだから番地を変えろとか、しっかりやって議事録に残すべきですよ。私たちが知るの議事録しかないんですよ。実際場所が違うねと、そして市民からあの山になんであんなのが建ったのって。議員は知っていますかと、以前の書類では、発電所近くですよっていうことを私は説明していたもんですから怒られました。なぜそういう変更になったのが議事録に残らないのか。答弁を求めます。

**○総務部参与（中村孝）** 審議会の記録につきましては、事業者の説明については議事録に残していないところでございます。事業者が実際説明をした部分には議事録としては残っていませんけれども、議事録の中で確認をしていただきたいと思いますけれども、そのときの11ページの方にあるんですけども、事業者が退出されたあと委員と審議をやっております。その中で、800mくらい現在ある発電所との位置からある程度垂直に掘って斜め掘りを入れていってもちょっと難しさがあるというか、新しい調査井の場所を変える方がベターであるというか、そのような考え方をしておられたわけですね、というような記事が残っておりま

して、その変更になっている部分については、その委員の中で審議をしているということでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 地熱発電事業者に対する温泉資源量税をできないということでした。温泉は市と市民の共有の財産であります。市民の福祉に供するという事で言われているわけですから、これはしっかりと国と協議し、税を徴収することができるように取り組むべきだと思いますが、どうでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 議員がお示しの温泉資源使用税についてでございますけれども、法定外税の創設のご提案だと思います。法定外税につきましては、地方公共団体は、地方税法に定める税目以外に条例により税目を新設することができることとされております。法定外につきましては、総務大臣の同意が必要となりますが、国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること。2で、地方公共団体間における物の物流に重大な障害を与えること。このほか国の経済施策に照らして適当でないということのこの3目が認められる場合を除き、総務大臣は、これに同意しないとされております。今回の地熱部分につきましては、再生可能エネルギーとして、地熱発電は国のエネルギー政策においてベースロード電源で、低廉で安定的な電気の供給を実現する上で重要な役割を果たしている電源として位置付けられており、地熱発電の積極的な推進が求められており、そのこととの整合性が問われることなどから導入は考えていないということでございます。

**○議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時28分  
再開 午後 1時26分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

**○19番議員（新川床金春）** 指宿の基幹産業である観光業は、温泉がなくなったら廃業するしかないと嘆いている経営者がいます。50年先の指宿観光をどのように考えているのか。市長に答弁を求めます。

**○市長（豊留悦男）** 地熱の関連だろうと思います。地熱発電で温泉が枯れたというその事例というのをもう1回考えたいと思います。温泉が枯れるような指宿市での地熱発電というのは考えておりません。観光が大変だからこそ、この地熱発電というのは、やっているわけがあります。ある新聞によりますと、観光客数落ち込みから驚異的な回復。それは地熱事業による地域との共生という観点で温泉エビをふるさとの復興のために役立てたとか。それから観光客数落ち込みを回復するために、地熱発電を利用して地方創生の一つの戦略の一つにしたとか、そういうのを紹介する記事はたくさんあります。やはり、枯れる恐れがあるとか、枯れるとか、そういうことは私は、現段階では、全国の事例を検証しながら枯れないという、そういう考えがあるからこの事業というのは、必要だろうと判断をしているところであります。

○19番議員（新川床金春） 大分県の別府市は、地熱を使い過ぎると固形のものなのでどうにもできないんじゃないかということで条例を作っております。実際、九州でもそういうことをやっている自治体があるんですよ。ですから今、地熱の掘削許可が県が出している事業者は仕方ないと思いますが、特区を作って、もうこれ以上は地熱発電事業者を参入させないということはできないのか。答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） そういう一つの考え方もあるかもしれません。現在では、そのような考えは持っておりません。

○19番議員（新川床金春） 基幹産業である観光業の貢献度をどのように捉えているかということなんですよ。実際、ホテル、旅館が廃業した場合に、関連する企業を含めて年間幾らの売上があって、その売上が税込として指宿に入ってこなかったら大変だと思いますが、年間どれだけの売上があると推察しているのか。答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 具体的な数値については、ここでは事前に質問事項としていただいておりますのでできません。篤姫のときは、180億くらいあったという統計があります。それは、1人当たりの観光による消費量は幾らかという確たる数値があったからだろうと思います。私が、いつも言っているのは、観光は、2局でないといけないと言っていることであります。やはり、これまでの観光とは別に新たな観光地としての開発、開拓をしないと指宿の観光は大変だよと。その例が、大分にあるのは議員もご存知だろうと思います。杉の井であります。杉の井は、なぜあのように観光客が多くて、そして驚異的なV字回復をしたのか。新聞記事もたくさん私は持っております。それはなぜか。地熱だけではないということですよ。地熱が地方創生に役立つ具体的な事業の例がたくさんあるからであります。メディポリスもそうであります。地熱発電をしてプールを開放し、ジムを解放し、温泉も地域に開放いたしました。つまり地域との共生という観点で、地域はその恩恵を預かっているという事実もあるわけであります。やはり、立場を変えると、この事業というのは、地域に果たす役割というのがあるかと思えます。そういう意味で私は、この地熱発電というのは、冷静に、しかも、賛否お互いの考え方を聞きながら事業としてやるべきだと思っているわけでありす。

○19番議員（新川床金春） 国の自然エネルギー政策により地元自治体が活性化すればいいんですよ。しかし、温泉枯渇によって、ホテル、旅館が廃業になり、商店街も閑古鳥が鳴くようなことになったときには、取り返しがつかないんですよ。地熱の影響が出るのは、10年先20年先50年先か分かりません。条例では、将来にわたり持続可能など謳われているんですよ。ですから、もう平成の時代に許可が出たものは仕方ないと思いますが、これ以上地熱発電をすることが、指宿観光に役立つのか。私は疑問に思いますが、どう思われますか。

○市長（豊留悦男） やはり、温泉が枯れたらという仮定の話だろうと思いますけれども、温泉が枯れるというそういうことがあるとすれば、何回も言っております。地熱発電というのは

止めた方がいい。仮定の話で、もし何かあったらと、そういう仮定での話というのは、私はできないと言っているわけであります。この地熱発電が、地方創生の一つの指宿の目玉としてやっている理由というのは、観光もそうです。農業もそうです。水産業もそうです。いろいろな分野でこの地方との共生が図られ、指宿の発展が期待できると。そして、税収も増える。雇用者も増える。そういうことを考えてこの計画の中にもったわけであります。やはり、ここに一つの新聞ありますけれども、地熱発電に託すふるさとの復興と、そして観光客数落ち込みから回復へというこういう記事も一つだけではありません。幾つか出ております。とすると、私も指宿の将来を考えて観光を考えたときに、この地熱事業というのは、大きくその役割を果たすであろうと思ってやっているわけであります。

**○19番議員（新川床金春）** 地熱発電は、24時間フル回転して年に1か月くらい点検で止めるようです。莫大な湯量を吸い出すんですよ。ですから地下のことは分からない。いろんな所で地熱発電をしているのは、温泉の排湯をバイナリー発電してやっている温泉地があり、それは地熱発電ですよと言っている自治体もあります。昨日の答弁で温泉は枯れるんですよと市長は言いましたよ。いつまでもあるんじゃないよというような答弁もありました。ですから、これを将来につなげるためにしっかりと見張って持続可能な、そして指宿観光が発展するように政策をとっていかないといけないと思います。再度聞きます。地熱発電事業者をこれ以上指宿に入れられないということはどうしてできないのか。答弁を求めます。

**○副市長（佐藤寛）** 条例にありますとおり、温泉資源を保護するとともに温泉資源の将来にわたる持続可能な活用並びに地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。ということで条例を定めております。ですから、地熱発電によって温泉資源が枯渇するそういったものは到底受け入れることはできませんが、資源の有効活用受給バランスをしっかりとみた有効活用による地域の産業振興、そして公共の福祉に寄与するそういった事業については、しっかりと取り組んでいくべきだと考えております。

**○19番議員（新川床金春）** 市長は昨日、柴立温泉の話を持ち出して枯れることもあるんですよと言っているんですよ。ですから、これをしたらどうかなという心配する者には、やっぱりセーフティネットを張って、これはしない方がいいよって言う取組をしていかないといけないんじゃないかということで私は聞いているんですよ。市長、昨日、柴立温泉の話しましたよね。答弁を求めます。

**○市長（豊留悦男）** 是非録音を起こして前後を確認してください。地熱発電があったらそういうふうに枯れるということを使った覚えはありません。温泉というのは、時代とともにその湯出量を含めて変わる。その一つの例が柴立温泉だと。地熱による影響でないということを言いたかったがために柴立温泉の例を言ったわけであります。

**○19番議員（新川床金春）** 地熱温泉は、市と市民の共有の財産です。指宿のホテル、旅館は入湯税を収めておりますが、地熱を使う業者にですね、利用税は取れると思います。どうで

しょうか。答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 何回も言っておりますけれども、この事業というのは、なぜ地方創生の中に組み込まれているかということです。地熱だけが目的ではないということは、私は何回も言っております。つまり、地域の振興のために、地域創生のために役立つ事業というそういう共生という観点からも、産業の振興という観点からも様々な経済的に、そして市民の生活のために、将来のエネルギー政策のために役立つのだという、だからこそ国の施策、国策として進められているわけであります。今後、その事業の在り方によっては、温泉入湯税のようなこともあるかもしれません。しかし、今の段階では考えてはおりません。

○19番議員（新川床金春） 山川のヘルシーランドでは、利用者から蒸気使用料ということで10%取るように市は計画していました。それと同じようにできるとは思いますが、できないのか。ヘルシーランドで取るということでは言っているんですよ。答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 考えてはおりません。

○19番議員（新川床金春） 次に入ります。かいもん荘跡地の、

○議長（福永徳郎） 時間がまいりましたので簡潔にお願いします。

○19番議員（新川床金春） 川尻温泉の所を1筆、分筆しておりますが、その下に排水管がありました。1筆、分筆するとき一緒にすれば、この問題は起きなかったと思いますが、なぜしなかったのか。答弁を求めます。

○産業振興部長（川路潔） 市は、レジャーセンターを安定的に運営することは必要でありましたので、川尻温泉を泉源として確保したところあります。また、かいもん荘跡地に宿泊施設を建設することも市としては重要なことでもあります。同跡地は、元々奥行がない土地でありまして、排水管部分まで分筆してしまうと事業規模を制限してしまうことになり、結果的に企業が事業進出を控えるリスクを高めてしまうとのことから分筆は考えておりませんでした。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時47分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆さん、こんにちは、公明党の高田チヨ子でございます。令和元年の最後の質問者となりました。最後まで元気いっぱい質問いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。早いもので平成から令和へ変わり1年が過ぎようとしています。今年もいろんなことがありました。来年は、いよいよオリンピックも開催されます。また、鹿児島県では国体も行われます。希望溢れる新年になるように願っています。また、昨日、今日と未来の宝の小学生が傍聴に来ています。子供たちや高齢者が安心して生活できるようにし



ていくのが、私たちの使命ではないでしょうか。

さて、12月は地球温暖化防止推進月間となっています。地球温暖化の影響で異常気象の頻度が高まり、今年台風15号や19号にみられるように、集中豪雨による災害が、頻発化、激甚化しつつあり、世界全体として地球温暖化対策に取り組む必要があります。公明党では、そのため再生可能エネルギーを将来の主力電源にしていく必要があると強く訴えています。

それでは、通告に基づき質問を行います。まず初めに、安心安全な生活のために、健康推進政策について伺います。高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種とがん検診の目標、受診率、受診者数、分かれば教えていただきたいと思います。その現状について伺います。

次に、保育について伺います。10月から幼児教育・保育の保育料無償化が始まりました。この保育料無償化については、今までにも保護者の方から要望されており、さらに、高校の授業料が無償になったときにも保育料の無償化ができないかと質問をしました。今回、無償化が実現し本当に良かったと思っていますが、保護者の方からの問い合わせ等はなかったか。伺います。

3点目に防災対策について伺います。以前にも伺いましたが、変わったところはないのか。現状は、どうなっているのか。本市の防災対策としてどのような取組を行っているのか。伺います。以上で1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 子供たちは、未来の宝であります。その子供たちが、安心安全もそうでしょうし、子育てのし易い環境の整備もそうであります。何よりも防災対策、安全で安心して暮らせるまちをつくる。それは行政、市の使命でもあります。いただきました質問について2点ほど私の方から答えさせていただきます。

まず、保育についてであります。幼保の保育料無償化について御質問をいただきました。政府の政策として保育料の無償化が実施されました。保護者からの声等もいただいております。今年10月からスタートいたしました幼児教育・保育の無償化につきましては、幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳児から5歳児の全ての子供たちと住民税非課税世帯における0歳児から2歳児の子供たちの利用料が無償化、無料になったところであります。

保護者に対しましては、10月の制度開始までの間に、窓口等で説明やチラシ等の配布による周知をしたほか、各保育施設からの制度案内や保育施設の要望に基づく説明会などを行ってきました。特に問い合わせ等はありませんけれども、無償化の実施におけるその恩恵については、声をいただいております。無償化についての理解も図られているものと思っております。

次に、防災対策でございます。市の防災対策につきましては、災害対策基本法に基づき、指宿市地域防災計画を策定し、災害の種類に応じて、風水害・地震津波等の自然災害や大規模事故等に係る一般災害対策編、火山災害に係る火山災害対策編、そして南海トラフ地震を

想定した南海トラフ地震防災対策推進計画を策定しております。その他に、毎年9月の防災月間に合わせて、総合防災訓練等も実施しているところであります。今年9月1日に実施いたしました訓練におきましては、南海トラフ地震を想定し、午前には災害対策本部員による机上訓練、午後からは、防災関係機関・医療機関などのほか、自主防災組織等、約400名に参加していただき災害応急対策訓練を実施したところであります。

また、自主防災組織の育成に努めるほか、各団体と災害時応援協定の締結により支援体制の構築に努めてきているところであります。以下いただきました質問等については、部長等が答弁をいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種とがん検診の目標と現状についてという御質問をいただきました。予防接種には、積極的勧奨を行うA類疾病と積極的勧奨を行わないB類疾病がございます。高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種については、積極的勧奨を行わないB類疾病であることから、目標値は国においても掲げていないところでございます。接種率につきましては、平成30年度で32.9%となっております。

がん検診の目標値につきましては、国が定めるがん対策推進計画において50%となっております。平成30年度の本市における検診受診率は、胃がん3.6%、大腸がん7.5%、肺がん20.7%、子宮頸がん11.0%、乳がん21.5%となっております。この受診率には、10月1日現在の住民基本台帳人口に基づく対象年齢の方全てを算出することとなっておりますが、職場検診や自己検診などの受診者は、市が実施するがん検診の受診者とみなされないことから、受診率が低い要因の一つになっているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、2回目からの質問に入りたいと思います。先ほど受診率について答弁いただきました。高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種率も、そしてがん検診の受診率も非常に少ないということでしたが、この受診率には、職場検診とか、自己検診で医療機関で受診したものは入っていないということでしたが、これが加わると接種率は、もっと上がるということでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 先ほど答弁しましたように、職場検診や自己検診はした方は、受診率には含まれませんが、市役所の方でこの職場検診、自己検診をした方の正確な数値につきましては把握をしておりますが、これらの方を含めると受診率は上がるものというふうに思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 私たちは健康が一番大事である。そういうふうに思いますので、やっぱり検診を受けることが一番大事だなと思います。それでは、平成30年度で5歳刻みの節目年齢の方への経過措置が完了しました。それでは、この肺炎球菌ワクチンの未接種者への再通知というのはしているのでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 高齢者肺炎球菌ワクチンについては、平成26年度から65歳の方を対象に定期接種が開始されたものであり、平成26年度から平成30年度まで、5年間の経過措置

として70歳以上の5歳刻みの節目年齢の方へも案内をしていたところでございます。今年度から5年間の経過措置が更に延長されたところでございますが、本市においては、新規の対象者である65歳の方のみに通知をしております。未接種の通知につきましては、自己接種した方の接種状況が十分に把握できておらず、強い副反応が発生する可能性のある5年以内の再接種はリスクを伴うこともございますので、医師会とも協議をし通知は行わず、広報紙により周知をしているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、未接種の方への通知は行っていないということでした。その理由として、自己接種した方の接種状況がよく分からず、それが把握できていないために強い副反応が発生する可能性があるからということでした。ただ、こういう記事がありました。55歳から79歳までは、主な死因として悪性新生物がん、心疾患、脳血管疾患の順になっています。ただ、65歳以上になると肺炎が第4位となり、80歳以上では、脳血管疾患と順位が入れ替わり第3位になるということです。このように肺炎で死亡する方が高齢者になるほど増えていくということですので、できれば肺炎球菌ワクチンの予防接種を対象者の皆様が、漏れなく接種するように取り組んでいただきたいと思います。このことはどうでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 先ほども申しましたが、接種をした方の把握が十分に出されておられませんので、5年以内の接種というのはリスクを伴います。そういうこともございまして医師会とも協議をし、広報紙のみで周知を行っているところでございます。御理解をいただきたいというふうに思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** 広報紙を見て自分で申し込むということですね。分かりました。それでは特定検診とがん検診がありますが、それを同時に検診できるようにすれば相乗効果で受診率も上がると思うんですけれども、同時に受診するという考えはないでしょうか。お伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 本市が実施する特定検診の対象者は、40歳以上の国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者及び生活保護対象者となっていることから、医療機関において受診する場合は、特定検診と大腸がん検診を同時に受診できるようそれぞれの受診票を一緒に同封して通知を行っております。

また、保健センターなどに集まり特定検診を集団検診で受診する場合は、特定検診と胃がん、大腸がん検診などを申し込みにより同時受診できるように通知しているのもあります。しかし、社会保険などに加入している方につきましては、各事業所で特定検診が実施されるため、がん検診との同時受診の案内は、難しいところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 国保の加入者には、同時受診の通知がいくということですね。指宿では、その同時受診をしているということを知って、他の所とは違うんだというのをすごく感じました。私が、他の地域の議員さんに聞いたら、同時受診はしていないっていう方が

多かったものですから、この同時受診をする考えはないかということで伺いましたんですけども、ありがたいなと思いました。ただ、社会保険の加入者が、まだ同時受診が難しいということでしたけれども、何とか少しでも受診率を上げられるようにしていきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に保育について伺います。公明党では、全国で幼保の保育料無償化についてのアンケート調査を行いました。私も市内の幼稚園・保育所等の園長先生や保護者の方々に全ての幼稚園、保育園ではありませんけれども、アンケート調査を行いました。全国で公明党は行っているわけですが、その全国の調査の中で今後取り組んでほしい課題、政策として次のようなことが挙げられていました。保育の質の向上47.5%、0から2歳児の無償化の対象拡大37.8%、待機児童対策34.1%、給食費の軽減32.7%などが挙げられていました。まだ他にもあったんですけども、一応大きいところがそれぐらいでした。そこでアンケート調査の中から幾つか質問をさせていただきたいと思います。

保護者の方からは、今回の無償化について好意的に受け止められているが、給食費が保育料に含まれているということを知らないという方が多かったように感じています。給食費を払わないといけなくなったということで戸惑いを感じている方も多かったようです。市として、この給食費、副食費についてどのように考えているのか。伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 食材料費の取扱いについては、これまで基本的に、実費徴収または保育料の一部として保護者に御負担いただいていたところであり、幼児教育の無償化に当たっても、生活保護世帯等を除いて、3歳児から5歳児の主食費、副食費ともに各施設への納付をお願いしているところであります。

食材料費は、在宅で子育てをする場合でも生じる経費であることから、現段階では、国の考えに準じ保護者に御負担をお願いしたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今現段階では、保護者にとということでありました。県内では、薩摩川内市とか伊佐市など、給食費の補助を行っている自治体もあるようです。そこで指宿市もこの給食費の補助はできないか。伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** ただいま議員がおっしゃられたように県内では、薩摩川内市、出水市、伊佐市などの自治体で副食費の補助を実施しているようでございますが、現段階では、ほとんどの自治体で本市と同様の取扱いを行っております。本市としましては、今後、新たに放課後児童クラブの設置や児童虐待に対するための体制の充実など、子供を取り巻く安心・安全な環境づくりのために取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** いろいろと取り組むことがたくさんあるということですが、市長、この幼稚園、保育園の無償化に伴い給食費が発生したということですが、このことについて市長のお考えをお聞かせ下さい。

**○市長（豊留悦男）** 保育園の関係者から副食費等の補助ができないものかという相談を受けた

のも事実であります。この幼・保の無償化、保育料の無償化とともに給食費をどうするかというのは、市長会でも一部話題になりました。今後、政府の方でもやはりこの保育料の無償化の課題、成果等を踏まえて動きが出てくるのではないかと考えております。学校給食の副食費の補助をやってまいりましたけれども、この保育園、幼稚園を含めた幼・保の保育料、これと給食費の補助ができないか。それ等については、今後、財政状況とも鑑みどうできるのかというような検討をしてみたいと思います。そして、国の動向等も見守りながらどういうことができるかというのも考えさせていただきたいと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** 次に、保育士の待遇についてお伺いいたします。保育士が足りないということをよく耳にします。資格は持っていても働かない方が多く、働かない理由の一つに賃金が低いということもあるようです。このことについて、市としてどのように考えているのか。また、どのような対応をしているのか。お伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 保育士等の賃金改善につきましては、事業所に対し、経験年数3年以上及び7年以上の職員について、事業所の規模や職員数等の条件により処遇改善加算が配分されています。しかしながら、引き続き加算を受けるためには、研修を受講することが必要であり、令和4年度からは必須条件となっているところです。このため、市では、本年度から給与改善につながるキャリアアップ研修を開催しており、今後も継続的に開催することで保育士の処遇改善を図ってまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしくお伺いいたします。さらに、0から2歳児までの無償化、これがまだできていないわけですが、ここの対象拡大について本市としてどのように考えていますでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 今回の幼児教育・保育の無償化につきましては、3歳児から5歳児の全ての子供たちと、住民税非課税世帯における0歳児から2歳児の子供たちを対象に利用者が無償化となっております。今回、無償化にならなかった0歳児から2歳児につきましても、3歳児以降の無償化の対象となることから、市としましては、国の方針に基づいた取扱いとさせていただきますところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 3歳になるまでの2年間支払わないといけないということですが、何とかいい方法があれば見つけていただきたいと思います。次に、学童保育についてお伺いいたします。私は、この学童保育については、もう今までに何回も質問をしてきました。放課後児童クラブへ入れない児童が多いと聞きますけれども、市としてどのように考えているのか。お伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 放課後児童クラブは、就労等で昼間に保護者が家にいない、小学校に就学している児童に対して、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供する事業であり、市内の19の保育施設が実施をしております。現在、山川地域と指宿地域の小学校敷地内へ放課後児童クラブの設置を進めており、今後につきましても、各地域の小学校敷地内等への設

置も視野に入れながら検討してまいりたいというふうに考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非、どんどん進めていただきたいと思います。実は先日、ある御婦人から相談を受けました。その方は、丹波校区の方でした。どうしたんですかと言うと、丹波校区には、児童クラブがないんです。子供を預ける所がないんですって。ですから、何とかこの丹波校区にも放課後児童クラブを是非作ってほしい。そういうご相談でした。こういうお母様方は、他にもたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。このことについて市は、どうお考えでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 現在、丹波校区内では、4か所の認可保育施設と1か所の認可外保育施設で放課後児童クラブを実施しております。市としましては、各施設に受け入れ人員の拡大や緊急性のある児童を受け入れていただくよう要望を行っているところでございます。今後におきましても、地域の状況や需要見込み、財政状況も勘案しながら、放課後児童クラブの設置を検討してまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** その丹波校区にある保育園、認可外保育所そういう所は、確かに子供さんを受け入れていると思います。ただ、その地元の保育園に入れずに、山川だったり開聞だったり徳光だったり、そういう所に子供さんを入れていると、その丹波校区にある保育園に預けることができない。保育園としても今まで自分達が預かった所の子供さんは受け入れるけれども、その他の保育園に行っていた方まで面倒をみるということが難しい。今そういう状況だと思うんです。実は、私の孫も池田に行っているんですけども、池田保育園に通っていて、地元には保育園はあります。だけどやっぱり、この児童クラブは池田に行っています。そういうふうに、自分が行った所の保育所なり幼稚園なりでないと受け入れてもらえないというのがあるもんですから、できればその地元で、どこの幼稚園、保育園に行っていたとしても入れるような、そういう児童クラブがほしいという要望だったんです。ですので、早く解決してほしいと思いますけど、このことは市長、どうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 児童クラブ、この充実というのは、私が市長就任以来、担当課と協議をしましてまいりました。児童クラブを保育園、幼稚園にお願いするという段階が、私はどうだったのかなと思っております。基本的には校区で、具体的に言いますと、学校等の敷地で、又は空き教室等で児童クラブを運営し、その地域の方々、学校の管理職が一緒になって運営するというのが大体、鹿児島島の形式であります。

出水は若干違います。やはり、敷地に一番近い所、又は敷地内に児童クラブを作り、そこで児童クラブとして、その学校の校区の子供たちを預かるというのが一般的でありました。いろんな所を回りまして、児童クラブを保育園がというのは、極めて稀だろうと思います。安全上、そして保育園、幼稚園の施設の整備状況等を鑑みたときに、1年生から6年生までが保育園で遊べるのか。児童クラブとしてそこが適切なのかを含めて考えていかなければならないと思います。しかし、この児童クラブの経費というのは、保育園の収入にもなっている

のも事実であります。しかもそのために職員も雇用している現実もあります。様々な観点からこの児童クラブの在り方というのは、考えていけないといけません。

例えばでございますけれども、山川地域で学校が再編されて1か所になった。恐らく、その他の学校というのは、児童クラブなり、児童館なりで活用できるのではないかなと思ってるところでもございます。この問題については、新年度確実にその方向性を見出して議会の場でこうやりたいということができるよう努力をしてみたいと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、ありがたい答弁をいただきました。よろしくお願ひいたします。今、市長は、出水の方を言われましたけれども、私は、薩摩川内市の議員に相談をし、薩摩川内市の方に聞きに行きました。以前にも話をしたかと思いますが、そこは各学校全てに児童クラブが設置されてあります。学校の空き教室だけではなく、空き教室がないところは、プレハブを造ってとか、その学校の近所にある家を借りてとか、そういうふうにしてこの児童クラブの充実を図ってきました。ということでした。この点についてどうでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 先ほども申し上げましたが、各地域の状況や需要見込み等々勘案しながら、小学校敷地内への設置というのも視野に入れながら検討してまいりたいというふう考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしくお願ひいたします。それでは、防災対策についてお伺ひいたします。市では、計画の策定や訓練の実施などの対策を取っているけれども、地域での防災への取組には温度差があるのではないのでしょうか。災害発生時においては、まずは自分の身は自分で守ることが基本であります。自主防災組織をはじめとする防災対策の啓発は、どのように行っているのでしょうか。お伺ひいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 災害発生初期においては、特に自助・共助が大変重要であります。地域防災の活性化については自主防災組織の活動が欠かせないと認識をしております。市では、これまで自治会等が主催する防災に関する研修会等へ地域防災アドバイザーの派遣を県に要請をし、出前講座を行っていただいているほか、県主催の地域防災リーダー研修への参加を自主防災組織の会長や自治公民館長に呼び掛けるなど、自主防災組織活動の充実を図っているところであります。

また、地区内の防災マップの作成や避難訓練においては、これまでも要請をいただければ、職員が出向き、説明・助言等を行っております。今後も同様の支援を継続し、市民へ防災活動の普及・活性化を図っていくほか、危険箇所・災害の備え等を掲載しましたハザードマップも配布することで、市民の防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 先日、テレビを見ていました。そのテレビは、災害に遭った方達のドキュメントのようなものでした。日本に住んでいる外国人の方が、災害が起きたときに困ったことがあった。と言っていました。なんだろうと思ったんですけれども、それは確か

にテレビでは今こうして災害が起きていますよ。あなたの地域の災害場所は、ここですよとか、いろいろ報道はされるんですけども、その外国人の方は、自分の今いる場所が正に危険にさらされているということが分からなかった。逃げないといけないということが分からなかったと言っているんです。あ、そうなんだと思ったんですけども、それで逃げずにやっぱりテレビをまじまじと見てたんだそうです。そうしたらそのときに、その外国人が勤めている会社の社長が見回りに来て、何をしているのって、もうここは危ないんだよって、危険なんだよって、だからもう避難しないとイケないんだよって、テレビで言っているでしょうって言うけど、はあっていう感じで、その社長と一緒に避難をして九死に一生を得たというテレビでした。あ、そうなんだ。私たちは、テレビを見ていけば分かる。防災マップを見ていけば分かる。それが普通じゃないかなと思っていたんですけども、外国人の方は、そうじゃないんだというのが改めて分かりました。そこでお伺いいたします。在日外国人向けの防災テキスト、防災マップ、そういうものを作成しているのでしょうか。先ほども言いましたが、外国人は、テレビを見ても災害情報が分からない。どこに避難すればいいのかも分からないということです。指宿市として何かそういう対策を取っているのでしょうか。お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 本市では、災害発生時には、避難情報、それから避難所開設情報等を市のホームページのトップページに掲載するようにしております。このトップページに掲載するようにしているところですけども、翻訳機能によりまして、日本語に加え英語、韓国語、中国語で閲覧が可能となっております。また、市で提供をしていますスマートフォン用アプリ、指宿アプリ内の防災メニューでは、避難所マップを掲載をしており、タイ語を加えた5か国語による閲覧が今現在、可能となっているところです。

また、この他にも、官公庁が監修をして開発をしております、在日外国人向けの災害時情報提供スマートフォンアプリ、セーフティティップスというのがあります。このアプリは、11か国語に対応しており、国内における緊急地震速報、それから津波警報、気象特別警報、自治体の発信する避難勧告等をプッシュ型で通知できるほか、災害時等に必要な情報等を提供していることから、外国人や外国人材受入れ事業者等に周知を今後図ってまいりたいと考えているところであります。

それから、先般の議会でも指摘を受けました避難所におけるコミュニケーションの支援ボードのことですけども、これも英語表示が入ったものを既に準備を終えているところであります。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。たくさんの言語で分かるようにしているということでした。ただ、みんながみんなホームページを見るわけではないと思います。ホームページを見ない方、そしてスマホとかもあるということでしたが、スマホは大体持っているのかなと思ったりもするんですけど、そういう何も他に手段のない方のために、指宿市



ではこの防災無線がありますよね。その災害になったときに、その防災無線を使って、日本語だけではなく外国語でもこう防災無線で知らせるとか。すみません。こういうことは考えられないでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 今現在、防災無線でのお知らせは、その日本語だけですけれども、今言われましたことが可能かどうかについて今後検討してみたいと思います。

○16番議員（高田チヨ子） よろしく願いいたします。次に、8月に引き続いてお伺いするんですけれども、本市の食糧備蓄状況は、どのようになっていますでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 本市の備蓄状況としましては、長期保存ができ、より多くの方に対応できるものを優先的に備蓄を進めているところでもあります。食料の備蓄につきましては、今年度購入したものを含めまして、現時点で主食品アルファ米4,600食、非常用パン450食、副食品さば煮込み等でございますが、440食。それから栄養補助食品420箱のほか、クラッカーが3千個。それからミネラルウォーター1,918本であります。この備蓄品を指宿庁舎、それから山川庁舎、開聞老人福祉センターの3か所に分けて備蓄をしているところでもあります。

○16番議員（高田チヨ子） 備蓄品は、たくさん備えてあるようでありました。それでは、これも以前聞いたんですが、液体ミルクについてお伺いいたします。液体ミルクは、本当に災害になったときに赤ちゃんを育てているお母さんにしてみれば、ミルクをやりたいけれどもミルクをやることができない。そういうお母さんのために、やっぱこの液体ミルクの備蓄も必要ではないかと思うんですけれども、このことはどうでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 液体ミルクにつきましては、価格が粉ミルクと比べて高価であることや、それから賞味期限が半年から1年ということで長期保存が非常に難しいことから、本市では、備蓄ではなく、災害支援協定による手配を検討しているところでもあります。前回質問をいただきました後、検討をしているところなんですけれども、協定先につきましては現在調査中ではありますが、液体ミルクを含め食料品の供給が行える市内の量販店等が最適であると考えております。市内のお店等を職員で回ってですね、どこにどういうものがあるかというふうなものは今把握を終えているところでもあります。市としましては、乳児がいる家庭におかれましては、ご自分で確保をしていただくか、今後とも自主防災組織と協力しながら、地区それから家庭での非常食、日用品の確保をしてもらうことなど、災害に備えた、先ほどありました自助、共助の意識の高揚も図っていきたいと思っております。

○16番議員（高田チヨ子） 自助、共助っておっしゃいました。確かにこの液体ミルク、普通の粉ミルクとするとだいぶ高いようではあります。ですが、本当に必要なんじゃないかなと思いますので、それでは、この液体ミルクについて市長は、どうお考えでしょうか。

○市長（豊留悦男） 係に指示をして液体ミルクの取扱い店を調べさせました。指宿では、3か所くらいあるようでございます。私の経験から申し上げたいと思います。私は、米ノ津という学校の校長をしておりました。御案内のとおり、大災害が起きた所であります。針原の土

石流で子供もなくなりました。それで、この災害対策として体育館を時の国交省、文科省と分担をして、避難場所としてのエリアは国交省で。そして運動する場所は、いわゆるアリーナ、広い所ですけれども、そこは文科省でということで造っていただきました。当時その避難場所を造ったときに今言ったようなことがございました。子育てをする、そしてミルクを与える。みんなの前ではできないだろうということで国交省分野には和室もつくり、そこで料理のできる台所もつくり、そしてお年寄りもそこで避難できるような畳の部屋には、電話やテレビも設置をしております。米ノ津のその例を見に行ったらどうかということも言いました。つまり、今後、弱者、弱者という言葉はまずいかもしれませんが、子育てを含めてそういう対応というのはしなければならぬということで、丹波小の建設計画の中でも、体育館ではそのようにした方がいいだろうと。丹波小の体育館を造るとしたら、国交省と文科省でその体育館を造るときの協定、いわゆる関係を図りながら造ったらどうかという提案もした経験がございます。私たちは、子供を育てる上で、昨日の議員もありましたけれども、子育てにやさしい地域をつくる。児童クラブを含めて児童館を含めて、雨天でも遊べる場所を含めて災害時でも安心して避難できるというそういう体制は作っていかねばならないと思っているところでございます。

ある新聞、経済新聞でございますけれども、液体ミルクの普及についてという記事もございました。今後は、これは必要だというようなことでもございましたので、検討させていただきたいと思っております。この件についても、議員のおっしゃるように、避難場所として安心して行けるような、子育て中の人も行けるような、そういう場所というのは、設置すべきであろうというのは、私の今の気持であります。ただ、液体ミルクのその供給が行われる市内との協定というのを結びながら、安心して避難できる場所として考えてまいりたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしくお願ひいたします。それでは現在、災害発生時に無償で飲み物を提供できる自動販売機があるということを聞いたんですけれども、市の施設に設置するお考えはないでしょうか。

**○危機管理課長（山下秀一）** 議員の言われた災害対応自動販売機は、大規模な災害が発生した場合に施設管理者が鍵を預かっており、キーの操作などで飲料製品を被災者に無償で提供できる自動販売機でございます。市内に設置実績がある業者に確認しましたところ、現在、指宿市内に21台設置しており、うち8台は、指宿総合体育館などの公的な施設に設置をされているところでございます。

設置につきましては、自動販売機を常に管理できる状況にある施設であり、長期的な設置が可能であること。また、一定規模の販売が見込まれるなどの条件があり、設置業者と協議し設置されることとなります。災害対応自動販売機は、災害発生時の備えとして有用であると思われまますので、自動販売機の入れ替えや新設がある場合には、災害対応自動販売機の導入について関係部署と検討してまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 是非，検討していただきたいと思います。そして，みんなが安心して災害が起きたときに水がなくても自動販売機に行ったら水が飲めるっていうそういうシステムができると，ありがたいなと思いますので，よろしく願いいたします。昨日，いつでも子供たちが安心して遊べる全天候型の遊び場について同僚議員から質問がありました。私も同感であります。市長からは，前向きな答弁があったように思いますが，なのはな館の問題もあり厳しい面もあるとは思いますが，一日でも早く実現してほしいと思います。子供たちの未来のためにこれから私たち大人は，エールを送っていかないといけないのではないのでしょうか。以上で終わります。

○議長（福永徳郎） これにて一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

12月20日は，本会議の日でありましたが，一般質問の終結により休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって，12月20日は，休会とすることに決定いたしました。

### △ 散 会

○議長（福永徳郎） 以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午後 2時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 木 原 繁 昭

議 員 下川床 泉

# 第 4 回 定 例 会

令和元年 12 月 25 日

(第 4 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

令和元年12月25日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第102号 指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第103号 指宿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第104号 指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第101号 指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第105号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第106号 指宿市立公民館条例の一部改正について
- 日程第8 議案第99号 字の区域の変更について
- 日程第9 議案第100号 いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第107号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第11 議案第112号 令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第113号 令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第108号 令和元年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第109号 令和元年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第110号 令和元年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第111号 令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 審査を終了した陳情（陳情第5号）
- 日程第18 議案第114号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部改正について

- 日程第19 議案第115号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第116号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第117号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第22 議案第118号 令和元年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第119号 令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第120号 令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第121号 令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第26 意見書案第3号 内閣総理大臣主催「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書（案）
- 日程第27 議員派遣の件

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 チヨ子
17 番 議 員	木 原 繁 昭	18 番 議 員	下川床 泉
19 番 議 員	新川床 金 春	21 番 議 員	福 永 徳 郎

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	川 路 潔	農 政 部 長	田之上 辰 浩
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	下 吉 一 宏
水道事業部長	井 手 久 成	山 川 支 所 長	前 蘭 佳 生
開 聞 支 所 長	今 村 将 吾	総 務 部 参 与	中 村 孝
総 務 部 参 与	谷 口 澄 子	建 設 部 参 与	荻 定 治
総 務 課 長	鶴 窪 誠 作	財 政 課 長	坂 元 一 博
商工水産課長	上 田 和 成		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	上 田 薫	次長兼議事係長	木 下 英 城
主幹兼調査管理係長	平 畑 卓 哉	議 事 係 主 査	上 玉 利 享

△ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新川床金春議員及び坂元茂教議員を指名いたします。

△ 議案第102号～議案第104号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、議案第102号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、から、日程第4、議案第104号、指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（恒吉太吾） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました、議案第102号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、から、議案第104号、指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について、までの3議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第102号について。指宿市職員の時間外勤務時間の上限を規則で定めるということで、月の上限45時間以下、年で360時間以下、特例としては月100時間未満ということですが、100時間を超えることは絶対ないということによろしいですかとの質疑に対し、災害対策等重要な業務であって、どうしても100時間を超え、市長が必要である業務と認めた場合については、100時間を超えて時間外勤務命令ができることになっていきますとの答弁でした。

災害等緊急なものについては、市長の認めるところでできるとなっていますが、原則的には、通常業務においては特例を超えることはないということによろしいですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第103号について。消防団員の数として、今どれくらいいますかとの質疑に対し、平成31年4月1日現在、条例定数が564名ですが、実団員数は502名となっていますとの答弁でした。

今後お願いをする機能別消防団員は、どのように選び、何名くらいお願いする予定ですかとの質疑に対し、所属は各分団とし、条例定数の範囲内で各分団の不足する団員数を目安として募集をする予定です。資格等の要件は、消防職員又は消防団員の経験を5年以上有し、必要とされる知識、技能を有する者。また、所属する分団の管轄区域内に居住又は勤務をし、直ちに出動できる者等を予定していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第104号について。現在、温泉配給事業特別会計による職員は何人いますか。また、令和2年4月1日以降、その職員は水道課に行くことになるのですか。職員の配置についてはどうなっていますかとの質疑に対し、現在、職員は2名です。人員の増員要望はしていますが、来年度以降はまだ未定となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第102号から議案第104号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第102号から議案第104号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第101号、議案第105号及び議案第106号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第5、議案第101号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の

指定について、から、日程第7、議案第106号、指宿市立公民館条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第101号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について、議案第105号、指宿市国民保険税条例の一部改正について、及び、議案第106号、指宿市立公民館条例の一部改正について、の3議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月6日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、まず、議案第105号については、反対討論として、これまでの4方式から3方式に変わるということで、総額については変わらなくても、資産割のなかった方については大幅な値上げになりますので、反対いたしますというものがあつた、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第101号及び議案第106号については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第101号について。指宿図書館及び山川図書館への指定管理料の額はどの質疑に対し、5年間で3億808万2千円を予定しているとの答弁でした。

これまで12年間管理をしていただいて、地域に密着しているということで、指定管理者としてはすごくいいわけですが、管理料そのものが上がったのかとの質疑に対し、管理料につきましては、これまでとすると金額が上がっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第105号について。今回、国民健康保険税の基礎課税額等の算定について、資産割をなくしていく、廃止していくということについては、鹿児島県で統一をするということなのですかとの質疑に対し、平成29年11月に鹿児島県が運営方針を示しております。その中で、令和5年度をめどに4方式を3方式に統一してやるということが示されておりますので、それに合わせて今回、指宿市においても変更しようとするものでありますとの答弁でした。

総額では昨年度と変わらないという説明だが、例えば、資産割のない方については大幅な値上げになるということかとの質疑に対し、資産割のない方は当然、ほかの所得割、均等割、平等割、それぞれ増額ですが、ない方については増額になる。ただし、資産割のある方

も、少ない方は増額の方で差し引きをされますので、総体では上がりませんが、個々に見ると上がる方もいることを御理解いただきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第106号について。中央公民館の2階は生涯学習、俳句同好会、また、陸上協会の講習会などに使われているが、今からも使っていくのか。それとも中央公民館に移転するのですかとの質疑に対し、現中央公民館で行われている市民講座とか、様々な講座はなのかな館で開催するような形を考えているとの答弁でした。

現在の中央公民館2階にいる担当の方は、そのまま常駐するのか。それとも老人福祉センターに申し込むことになるのか。所管課はどこになるのかとの質疑に対し、現中央公民館は社会教育施設ではなくなるが、社会教育課から別の部署に移ると思うので、その所管で対応していくと考えているとの答弁でした。

意見として。老人、あるいは障害者の方に対応するため、エレベーター付近まで車の乗り入れができるように検討していただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 議案第101号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について、討論を行います。

私は、これまで図書館の指定管理者指定については、最初から一貫して反対してきました。指定管理者制度導入について、市がその理由として述べてきたのは、民間ノウハウの活用と財政的優位性、これは安上がりだという言葉と同意語だと思いますが、この二つでした。日本図書館協会は、公立図書館への指定管理者制度導入はすべきでないとしています。過去において文科大臣も国会で、公立図書館への指定管理者制度の導入は、長期的視野に立った運営が難しくなり、図書館に馴染まないと答弁したことがあったことは、前回のときに述べたとおりであります。

市が指定管理者制度導入の理由としてきた二つの視点から見ればどうでしょうか。まず、民間のノウハウの活用という視点についてです。そらまめの会は運営経験を重ねるにつれ、今では全国でも先進事例として紹介されたり、全国的にも注目され、文科大臣表彰を含めて各団体から表彰を受けるほどに成長しています。そらまめの会の自主努力と、それを差さえて

きた市民や関係者の努力の賜物だと思います。冷静に見てみればどうでしょうか。最初の指定のときにはこれほどの実績はなかったのです。NPOを立ち上げた人たちは、親子読書会などの経験や実績はあったとしても、図書館経営は初めての試みだったと思います。民間のノウハウの活用という点では、当時は整合性がなかったわけであります。

もう一つの視点、財政的理由です。指定管理者制度になって年間約1,800万円削減されているというのが6月議会における答弁です。職員数は直営のときより多くなり、サービスが充実しています。賃金については、指定管理者の賃金が公務員の賃金と同様となければならないということではないという考えの下に指定をしているのです。

私は、6月議会の一般質問で、図書館業務は直営を基本にすべきという立場から、今いるそらまめの会の人のうち、希望する人は市の正規職員として受け入れることによって、直営にすべきではないかと提案しました。繰り返しますように、私はそらまめの会の経験や実績については高く評価しています。しかし、前回も述べましたように、今の制度方針では指定期間は5年です。5年を超える長期的視野に立った展望や計画は論理上立てられません。仮に立てても、次回また指定を受けるという保証はありません。これについて、市として長期的長期計画を立てて、それに基づき運営をしてもらうから、長期計画は立てられるとしています。市としては長期計画が立てられるとしても、指定管理者としては長期計画が立てられないとすれば、指定管理者の独自性にはブレーキがかかるのではないのでしょうか。

現在、指定管理者制度導入施設は、体育施設22施設を含めて36施設あります。この全てが公募によるものというわけではありません。業務の性格や経緯、あるいは関係性を考慮して、公募ではなく管理者を指定して契約をしているものが複数あります。そこで、図書館についても業務の特殊性やこれまでの経験や実績を考慮し、公募によるものではなくそらまめの会については指定しての契約手続することが、現時点における最善策ではないかと考えます。

本来は直営にすべきとの考えに変わりありませんが、以上述べた理由や思いなどから、本議案には賛成いし、今後のことについては新たな提起などをしていきたいと思えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（福永徳郎） 次に、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 議案第105号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、反対する立場から討論いたします。

平成29年11月に鹿児島県が運営方針の中で、令和5年度をめどに4方式を3方式に統一してやることが示されており、これに従い導入するものであります。資産割がなかった世帯や少ない世帯は国保税が値上がりになります。また、議案審議や一般質問の中で明らかになりましたが、一般会計からの法定外繰入を解消することも明らかになりました。安倍政権はこれまでは繰入れ解消を指導する都道府県に加点をするというだけで、個々の市町村の繰入れを

直接採点の対象とはしない形で制度を運用していましたが、2020年度からは改正し、法定外繰入をやめた市町村に加点をし、繰入れを続ける市町村は減点して予算を削減していくという、あからさまなペナルティーの仕掛けを導入することにしたのです。2020年度以降後、法定外繰入によって国保税を軽減している自治体は、国保税の値上げの実行を強力に迫られることとなります。今でも高すぎる国保税の更なる値上げは、低所得者層を中心とする加入者の暮らしと健康を壊し、命も危険にさらすものです。

こうした国の大改悪のうちの一步を、全国知事会や全国市長会からは高すぎる国保税の負担軽減のため、国保制度の抜本的改革を要望しています。国は自治体に法定外繰入の開始を迫り、新たなペナルティーの仕組みまで導入しようとしています。厚労省は、削減、解消すべき法定外繰入と、削減、解消しなくてもいい法定外繰入を分けて扱うことにしています。

住民の国保税水準を全体的に引き下げるための繰入れなどは、削減、解消すべき法定外繰入に分類するが、被災、盗難、事業の休廃止など、特別の事情がある人に国保法第77条、国保税の場合は、地方税法第717条に基づく減免を行うための繰入れは、解消しなくてもいい法定外繰入と扱われていることになっています。この場合は、特別な事情の判断は自治体の首長の裁量に委ねられ、政令、省令の細かな規定はありません。今各地でこの規定を生かし、国保税の子供の均等割を減免したり、多子世帯、ひとり親世帯、障害者・障害児のいる世帯、所得が生活保護基準を下回る世帯など、様々な特別な事情がある世帯に、自治体独自の減免制度を適用していく取組が広がっていることを申し添え、反対討論といたします。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第101号及び議案第106号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第101号及び議案第106号の2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第99号及び議案第100号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第8、議案第99号、字の区域の変更について、及び、日程第9、議案第100号、いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） おはようございます。産業建設委員会へ付託されました、議案第99号、字の区域の変更について、及び、議案第100号、いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について、の2議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月9日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第99号について。字区域の変更については、字界に道路とか河川とか、何らかの決まりごとがあるのですかとの質疑に対し、字界を設定する上での考えの基準は、昭和39年8月29日付けの自治省行政局長通達があります。道路、河川、水路等、恒久的な施設によって定めるものとされ、その境界は側線をとることが適当であるとされていますとの答弁でした。

字が変更になった所は何箇所ですかとの質疑に対し、字が変わる所が3筆と、新字界にまたがり、一部変更になる所が45筆ですとの答弁でした。

市内の方々への周知は広報紙などですのですかとの質疑に対し、関係者の方々に個別に説明する予定ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第100号について。いぶすき山川港特産市場の指定管理者の選定については、本年7月11日から7月31日の20日間公募を行ったとなっておりますが、この20日間は条例にのっとっての公募なのか。また、20日間というのは、長いのか短いのか、どういう考えですかとの質疑に対し、公募の提出期間は20日間ですが、募集要項の配布期間は、4月26日から6月21日までの約2か月間となっております。その期間を合わせると、2か月と20日間ということにな

ります。一般的な指定管理者の募集については、1か月以上という形ですが、おおむね2か月で実施しておりますので、公募の期間としては適正だったと考えていますとの答弁でした。

今回の指定管理者公募は1者のみとある。芙蓉商事の経営内容は良好で、かつ財政基盤も安定しているということだが、運営がうまくいっているのであれば、他の所からも指定管理者として名乗りはなかったのですかとこの質疑に対し、公募する前に他にも2者ほど打診がありましたが、公募をいただいたのは1者のみでした。原因としては、立地的なところに課題があるのかなと考えております。芙蓉商事の場合は、南大隅町に指定管理をしている所もあり、相互にメリットがあると考えたのかなと思っているところですよとの答弁でした。

5年間に1,000万円という管理費が必要なのかどうか。この1,000万円の管理費はどのようなことを根拠に決めたのですかとこの質疑に対し、今回の募集では、1,000万円の指定管理料プラスの利益負担という形で、利益が上がったものについては何%という形で納入をいただく提案をさせていただいたところですが、利益納付金につきましては、0%という形で提案があったところです。ただし、この指定管理料については、毎年協議をして決めるということになっているので、提案は、5年1,000万円の利益納付金0%でしたが、財務指標を見ながら、毎年の指定管理料については協議していきたいと思っているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分
再開 午前10時39分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第99号及び議案第100号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号及び議案第100号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第107号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第10、議案第107号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（恒吉太吾） 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第107号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

開聞支所地域振興課所管分について。開聞庁舎の移転に伴う工事ですが、いつからいつまでの計画になっていますかとの質疑に対し、令和2年2月から4月末までの3か月で工事を行い、仮庁舎への移転を令和2年のゴールデンウィーク期間中に実施したいと考えていますとの答弁でした。

仮庁舎は愉徒里館ということですが、どの部分が庁舎機能として使われるのですかとの質疑に対し、庁舎機能として、多目的ホールとトレーニングルームの両方を執務スペースや作業スペースとして使用したいと考えていますとの答弁でした。

仮庁舎は現在の場所より山手の方になります。高齢者の方も来られますが、行くまでの交通の便など、心配なことはないですかとの質疑に対し、令和2年4月から今のイッシーバスに代わり、開聞地域は循環バスが運行される計画となっています。仮庁舎まで運行できないか担当課と協議をしています。徒歩で来られたり、足が不自由な方もいますので、予約をいただいて、現庁舎や現庁舎付近のバス停から公用車で送迎を行うということも検討したいと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第107号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月6日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、マイナンバーについてはもう破綻状態になっているにも関わらず、出張して、いろいろなイベント会場で推進するという予算が含まれていますので、反対しますというものがありました。

起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。指宿図書館及び山川図書館で、令和2年から令和6年度までの3億808万2千円の債務負担行為が出ていますけれども、これまでとどのくらいの値上げになっているのかとの質疑に対し、現在が2億7,072万1千円ですので、3,736万1千円の増額となっておりますとの答弁でした。

図書館の指定管理については、モニタリングとか、収支報告書などから次年度以降の予定価格等の見積りをされたと思います。1者しか応募がなく、そらまめの会が提案した金額に合わせているのかとの質疑に対し、指定管理者から情報をもらい、過去の実績、市の財政状況も精査して基準額を設けたところですので、指定管理者が出したものをそのまま基準額としたという形はとっていませんとの答弁でした。

来年度、市営陸上競技場で聖火リレーのセレブレーションが4月29日に開催されるということだが、何日くらい使用できなくなるのですか、それとも使用できるのかとの質疑に対し、想定では3日くらいを計画しているけれども、施設整備もありますので、期間が長くなる可能性もあり、はっきりとしていないとの答弁でした。

2020年オリンピックの聖火リレーが鹿児島県で2日間、4月28日と29日行われますが、コースはどうなっているのかとの質疑に対し、コースの発表は今はされていないが、12月末には発表があるとの答弁でした。

デジタル教科書が導入されるが、全学校が対象ですか。児童・生徒は何で対応するんですかとの質疑に対し、全小学校に入れる予定で、国語が4年生から6年生、算数が3年生から5年生の予定である。今回導入する予定のデジタル教科書は指導者用で、拡大装置を使って児童に見える形で使う予定であるとの答弁でした。

モニターは全教室にあるのかとの質疑に対し、現在のところ、ある学校やないところ

もあるので、教室間を動かしながら使うようにしている。毎時間の活用ではないので、時間割を見ながら対応する予定であるとの答弁でした。

学校給食センターで食缶の購入ということだが、給食の中に異物が入ったら困るので、定期的に備品を交換するというマニュアルはないのかとの質疑に対し、特に取り決めはありませんが、山川給食センターでも3年間かけて食缶を全て入れ替えている。備品の状況を見ながら全体的に古い物から数年かけて更新するとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民課所管分について。令和3年3月には保険証も含めてマイナンバーカード化されるようになるという説明でしたが、マイナンバーカードを持っていなくても、保険証そのものは令和3年以降も別に問題ないのかとの質疑に対し、マイナンバーカード自体が強制ではありませんので、マイナンバーカードがなくても受診することができるとの答弁でした。

病院とかイベント会場など、いろんな所に出張して推進するという説明だが、個人情報マイナンバーカードの中に入っているが、カードを紛失した場合、情報流出への対応は大丈夫なのかとの質疑に対し、イベント会場とか病院とかというものについては、国の想定で公民館を主体にやろうということになるかもしれない。また、申請手続は、あくまでも本人が希望した場合に対応するとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。生活保護費で制度改正に伴うシステム改修とあるが、どのように変わったのかとの質疑に対し、進学準備給付金の創設に伴うマイナンバー情報連携のためのシステム改修、生命保険会社に対する被保護世帯の資産調査を効率的に実施するための統一様式の出力、被保護者調査における調査項目の追加に伴う改修になっているとの答弁でした。

保育料の無償化に伴って国から負担金があるが、公立の保育園はどうなるのかとの質疑に対し、公立については10割市の負担となっておりますので、国からの補助等はないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。指宿医療センターへ産科医を派遣するための寄附講座は、ようやく鹿児島大学の方で対応できるということで喜んでいるが、寄附講座の寄附金額というのはどういった積算になっているのかとの質疑に対し、経費の中身は、教員の給与、研究費、旅費等になるとの答弁でした。

なぜ、産科医を3名体制にするのかとの質疑に対し、出産については、24時間、365日体制をとる必要があり、2名体制では緊急呼出しに備えた待機を1日ごとに交代で行っている状況であるため、3名の医師の必要性を感じ増やしたとの答弁でした。

以前は産科医がいないから、鹿児島大学からは派遣できないということだったと思うので

すけれども、これからもずっと出してくれるという保証はあるのかとの質疑に対し、鹿兒島大学の産科医の育成が充実し派遣が実現している中で、産科医が必要な期間は同大学から派遣してもらえると考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、国保介護課所管分については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第107号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月9日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。指定棚田地域振興協議会委員というのは、どういう方々を考えているのかとの質疑に対し、現在想定しているのが、市及び県、JAの方々から6人ほど、農業者を含め、女性経営士会、青年農業者のほか、指定棚田に向けて協議できないかと思っている。新永吉と尾下の方々を4名ほど考えており、合計で16名ほどを想定していますとの答弁でした。

指定棚田地域振興協議会を立ち上げないと国・県からの助成金がもらえないということですかとの質疑に対し、棚田指定を受けるというのが大前提です。国の認可を受けて市が活動計画を作っていくので、その中に事業構築をしていけば、活性化事業とか、エコツーリズムに関する事業とか、いろいろとメニューがあるのですが、そういったものの計画とみなされるので、必然的に財政支援の優遇措置を受けられることとなります。指定を受ければそういった事業が可能になっていくということだそうですとの答弁でした。

収入保険制度加入者の増加に伴う92万4千円の補正ということですが、何名ほどの増加を見込んでいるのかとの質疑に対し、当初予算では80名ほどを考えていましたが、12名増の92名程度を見込んでいますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。公共交通体系構築の実証運行を始めるための準備費用とは、どういうことをするのですかとこの質疑に対し、来年4月からの運行を計画していますが、開聞循環線、乗合タクシーを設置する箇所について、乗降場のバス停を造る費用、また、路線バスの割引券を郵便局で販売しますが、その割引券の印刷費の計上ですとの答弁でした。

新交通体系の住民への周知は、広報紙などでやるのですかとこの質疑に対し、2月に各地区を回り、時刻表、運行状況、乗り方の説明をさせていただき、2月から3月にかけては広報紙等で随時周知をしていきますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。今回のDMOの事務所はどこを想定しているのですかとこの質疑に対し、設立検討会におきまして中央公民館を計画しておりますとの答弁でした。

その事務所には何名ほどの職員を想定していますかとこの質疑に対し、予定ですが、まず派遣で市職員を4名ほど、それから観光協会の職員から1名出向という形で受け入れたいと思っています。他にDMO自体のプロパー職員が3名、パートが2名、また、DMOでは、ふるさと納税の委託を受けてやっていこうと思っておりますので、商工水産課のふるさと納税係の職員が2名、そして、そこで雇用しているパート職員5名が中央公民館の事務所の隣の会議室に移動していくという予定ですとの答弁でした。

指宿のDMOとして外部から理事長をお迎えするというのですが、得意とする何かをもって観光客を集めるものなのか、どのような形で指宿で力を発揮してもらえるのかとの質疑に対し、現在の候補者は、物の流通と観光を組み合わせたいという考えを持っています。私どもも、現在の観光の形態では観光客の減少が止められないと思っており、そこで新しく農産物や水産物、あるいは体験とか、そういうものを組み合わせた観光というものを組み立ててほしいと思っておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。市営敷領団地建替事業において、調整池などの設置が必要になったことに伴う埋蔵文化財調査ということですが、もし調整池などが必要なければ、新たな発掘調査は必要なかったということですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

発掘調査はいつから着手して、いつまでかかるのですかとこの質疑に対し、住宅を建てる位置では、平成30年11月から発掘調査をしています。今回、補正予算で上げている調整池については、令和2年の2月から5月の4か月間を予定していますとの答弁でした。

敷領団地の遺跡を試掘した段階で、この調整池の必要性については検討はなかったのですかとこの質疑に対し、調整池については、当初計画段階では必要ないということで進めていたのですが、実施設計において排水計画をする中で、敷領団地内と北側の民間敷地まで含めて

排水計画をしないとイケないということで、調整池が必要になったところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、都市・海岸整備課所管分については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 議案第107号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、反対する立場から討論いたします。

マイナンバーカードの交付の円滑化推進計画の中で、令和3年3月から保険証機能を付加することで国から交付についての指導があり、マイナンバーカードの申請とか、交付を待っているのではなく、施設やイベント会場、病院などに出向いて交付申請の受付をする補正予算があります。マイナンバーカードの申請は、個人が窓口で申請するのが基本であり、施設やイベント会場や病院などに出向いて交付申請の受付をすること自体が破綻している証拠ではないでしょうか。安倍政権は2020年度予算にマイナンバーカードを活用した消費活性化として2,458億円を計上しました。10月の消費税増税による景気への影響は前回ほどないとする政府が、消費活性化策をも盛り込まなければならないほど経済の実態が深刻であることを示しています。マイナンバーカードを活用した消費活性化は、マイナンバーカード取得を条件として、2020年の9月から2021年3月までの期間中、ポイントを付与する制度です。最大の問題は使える人が限られていることです。政府は4,000万人が利用する前提で予算編成をしています。しかし、マイナンバーカードの交付枚数は、12月15日時点で1,871万枚に過ぎません。さらに、ポイントを利用するために必要な識別記号を取得した人は4万人にも届きません。一部の人しか使えない制度に巨額の税金を投入することは、税財政の公正さに疑念を抱かせることとなります。マイナポイントを強行した場合、情報の流出の危険がつきまといます。さらに、なりすまし犯罪、カード取得や手続代行を口実にした詐欺などの犯罪を引き起こすこともあります。施設やイベント会場や病院などに出向いて交付申請の受付は中止すべきです。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第107号、令和元年度指宿市一般会計補正予算(第7号)について、を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福永徳郎) 起立多数であります。

よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時14分

○議長(福永徳郎) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第112号及び議案第113号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第11、議案第112号、令和元年度指宿市水道事業会計補正予算(第3号)について、及び、日程第12、議案第113号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(恒吉太吾) 総務水道委員会へ付託されました、議案第112号、令和元年度指宿市水道事業会計補正予算(第3号)について、及び、議案第113号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について、の2議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、2議案はいずれも質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長(福永徳郎) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第112号及び議案第113号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第112号及び議案第113号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第108号～議案第110号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第13、議案第108号、令和元年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、から、日程第15、議案第110号、令和元年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(新川床金春) 文教厚生委員会へ付託されました、議案第108号、令和元年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、から、議案第110号、令和元年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、までの3議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月6日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

議案第109号について。長寿健康診査受診者と人間ドックを受けている方は、合算で被保険者総数からの割合で何%になる見込みかとの質疑に対し、平成30年度で言いますと、対象者が9,059人、受診者が4,054人、受診率は44.8%です。国の目標は60%であるとの答弁でした。

受診率が6割を超えると受診者の医療費が安くなる制度があるのかとの質疑に対し、後期

高齢者医療保健には保険料努力支援制度というのがあり、受診率が60%を超えた場合は、ある程度のインセンティブとしてプラスアルファの補助金がいただける制度があるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第108号及び議案第110号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第108号から議案第110号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第108号から議案第110号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第111号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第16、議案第111号、令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありますので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） 産業建設委員会へ付託されました、議案第111号、令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月9日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。
これより、議案第111号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。
よって、議案第111号は、原案のとおり可決されました。

△ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第17、審査を終了した陳情を議題といたします。

陳情第5号は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） 産業建設委員会へ付託されました、陳情第5号、小規模企業の振興に関する条例制定及び商工会に対する令和2年度補助金要望等について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月9日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、商工会に対する令和2年度補助金が増額になるように執行部に働きかけるという文言が適切でないと思いますので、この陳情書は不採択とすべきだと思いますという意見と、小規模企業振興に関する条例が既に制定されている他自治体の条例を見ると、必ずしも賛同できないということではない。条例制定に関しては賛成できる部分もありますが、1番目の令和2年度補助金増額とか、3番目の補助金330万円等で、なぜそういう金額を提示しているのか、根拠となる資料が不足していると思いますので、この陳情は不採択とすべきという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

△ 議案第114号～議案第121号一括上程

○議長(福永徳郎) 次は、日程第18、議案第114号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、から、日程第25、議案第121号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算(第4号)について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) 今回、追加して提案いたしました案件は、条例に関する案件3件、補正予算に関する案件5件の計8件であります。

まず、議案第114号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の給与の額を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第115号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、議会議員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第116号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であ

ります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の職員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をするものであります。

次は、議案第117号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ3億1,415万5千円を追加し、予算の総額を271億5,165万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第118号、令和元年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ4万円を追加し、予算の総額を5,051万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第119号、令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするものであります。

次は、議案第120号、令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について、であります。

本案は、収益的支出に59万6千円を追加し、収益的支出の予定額を7億449万1千円に、職員給与費に59万6千円を追加し、職員給与費の額を8,955万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第121号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について、であります。

本案は、収益的収入に13万6千円を追加し、収益的収入の予定額を8億157万6千円に、収益的支出に9万5千円を追加し、収益的支出の予定額を7億5,912万7千円に、資本的収入に4万2千円を追加し、資本的収入の予定額を8億1,851万1千円に、資本的支出に8万3千円を追加し、資本的支出の予定額を11億3,649万6千円に、職員給与費に17万8千円を追加し、職員給与費の額を3,889万8千円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第114号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、令和元年人事院勧告の趣旨に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の給与の額を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容について御説明申し上げますので、2ページを御覧ください。

まず、第1条は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。

改正の主な内容は、一般職の勤勉手当について、令和元年12月の勤勉手当の支給割合を現行の100分の92.5から100分の97.5に改定しようとするものであります。また、別表第1の給料表について、平均で約0.1%の引き上げ改定をしようとするものであります。

次に、7ページを御覧ください。

第2条も、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。同一条例の改正であります。施行期日が第1条と異なるため、条を分けて改正しております。

改正の主な内容は、住居手当の支給対象となる家賃額の下限について、現行の1万2千円を1万6千円に改定し、住居手当額の上限について、現行の2万7千円を2万8千円に改定しようとするものであります。また、令和2年度以降の一般職の勤勉手当の支給割合を6月、12月ともに、現行の100分の92.5を100分の95に改定しようとするものであります。

第3条及び第4条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてですが、これについても、同一の条例を、施行期日が異なるため、条を分けて改正しております。

まず、第3条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、特定任期付職員の給料表の1号給について、1千円の引上げ改定をしようとするものであります。また、令和元年12月の特定任期付職員の期末手当の支給割合を、現行の100分の167.5を100分の172.5に改定しようとするものであります。

次に、第4条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、令和2年度以降の特定任期付職員の期末手当の支給割合を、6月、12月ともに、現行の100分の167.5を100分の170に改定しようとするものであります。

次に、附則第1項及び第2項において、第1条及び第3条の改正後の給料表並びに勤勉手当及び期末手当の支給割合の施行期日を公布の日とし、平成31年4月1日から適用しようとするもので、第2条及び第4条につきましては、施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

次に、附則第3項で、改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のそれぞれの条例の規定による給与の内払いとみなすことを定めております。

次に、附則第4項で、第2条の規定による住居手当の改定により、住居手当の月額が1千円を超えて減ぜられるものに対しては、令和5年3月31日までの3年間は、改定前の規定により算出された住居手当の月額から1千円を減じた額を支給することとする経過措置を設けております。

次は、追加提出議案の9ページを御覧ください。

議案第115号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、議会議員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容について御説明申し上げますので、10ページを御覧ください。

まず第1条で、議会議員の令和元年12月の期末手当の支給割合を、現行の100分の167.5から100分の172.5に改定しようとするものであります。

次に、第2条も同条例の一部改正であります。施行期日が第1条と異なるため、条を分けて改正しております。

第2条の指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正では、令和2年度以降の議会議員の期末手当の支給割合を6月、12月ともに100分の170に改定しようとするものであります。

次に、附則第1項及び第2項で、第1条の改正後の期末手当の支給割合の施行期日を公布の日からとし、令和元年12月1日から適用しようとするもので、第2条の施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

次に、附則第3項で、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを定めております。

次は、追加提出議案の11ページを御覧ください。

議案第116号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の職員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容について御説明申し上げますので、12ページを御覧ください。

まず第1条で、特別職の令和元年12月の期末手当の支給割合を、現行の100分の167.5から100分の172.5に改定しようとするものであります。

次に、第2条も同条例の一部改正であります。施行期日が第1条と異なるため、条を分けて改正しております。

第2条の指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正では、令和2年度以降の特別職の期末手当の支給割合を、6月、12月ともに100分の170に改定しようとするものであります。

次に、附則第1項及び第2項で、第1条の改正後の期末手当の支給割合の施行期日を公布の日からとし、令和元年12月1日から適用しようとするもので、第2条の施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

次に、附則第3項で、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを定めております。

次は、追加提出議案の13ページを御覧ください。

議案第117号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に3億1,415万5千円を追加して、予算の総額を271億5,165万6千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、14ページを御覧ください。

今回の補正予算の各目に、人件費及び月額臨時職員に係る賃金、共済費を計上しております。これにつきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正等に基づく人件費及び賃金等の補正であります。なお、各目の人件費につきましては、27ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

21ページを御覧ください。

款6商工費、項1商工費、目6ふるさと納税費、節13委託料1億5,000万円及び節25積立金1億5,000万円の合計3億円の補正でございます。ふるさと納税一般寄附金につきましては、本年度の寄附額が昨年度の約2倍程度になると見込んでおり、その増額の要因といたしましては、本年度からふるさと納税受発注システムを導入し、市が各ポータルサイトの受付情報を一元化したことから、市内事業者の登録数の増加に伴い、魅力ある返礼品が増えたこと、また、PR効果の高い都市部をターゲットとして、ふるさと納税ポータルサイトが行うイベント等への参加や、地元においても菜の花マラソン等のイベントを活用してPRを行ったことが要因であると考えております。そのため、ふるさと納税一般寄附金が当初の予定を上回る見込みであり、ふるさと納税に対する返礼品に係る業務委託料や、ふるさと納税運営サイトの業務委託料に不足が生ずることが予測されることから、寄附金見込額の2分の1の1億5,000万円を委託料に計上し、残りの2分の1を、ふるさと応援基金積立金に計上するものであります。

22ページを御覧ください。

款7土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費、次のページの節19負担金補助及び交付金並びに節24投資及び出資金の合計17万8千円の補正につきましては、公共下水道事業会計の人件費補正に伴い、一般会計からの負担金等を計上するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款17寄附金3億円の補正につきましては、説明欄にお示しのふるさと納税一般寄附金であ

ります。

款18繰入金1,415万5千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○産業振興部長（川路潔） それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の14ページを御覧ください。

議案第118号、令和元年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の33ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万円を追加して、歳入歳出予算の総額を5,051万9千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、41ページを御覧ください。

款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目1総務管理費4万円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の補正であります。人件費につきましては、42ページからの給与費明細書を御参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、歳入について御説明いたしますので、40ページを御覧ください。

款3繰入金4万円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、温泉配給事業特別会計財政調整基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○開聞支所長（今村将吾） それでは、命によりまして、開聞支所所管分の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の15ページを御覧ください。

議案第119号、令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の47ページを御覧ください。

補正の内容は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするものです。

53ページを御覧ください。

款1経営費，項1管理費，目1総務管理費，節3職員手当等から節7賃金までの合計16万円の補正につきましては，指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費及び月額臨時職員に係る賃金，共済費の補正であります。人件費につきましては，54ページからの給与費明細書を御参照いただきますようお願い申し上げます。

同じく，節25積立金16万円の減額につきましては，今回の補正の財源調整といたしまして，唐船峡そうめん流し整備等基金積立金を減額するものであります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○水道事業部長（井手久成） それでは，命によりまして，水道事業部所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の16ページを御覧ください。

議案第120号，令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について，であります。

別冊の令和元年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は，第2条におきまして，予算第3条に定めた収益的支出の予定額のうち，支出に係る第1款，水道事業費用の第1項営業費用に59万6千円を追加し，水道事業費用を7億449万1千円に，営業費用を6億3,895万円にしようとするものであります。

内訳につきましては，給与改定に伴う増額であります。

第3条におきまして，予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費に59万6千円を追加し，8,955万9千円にしようとするものであります。

なお，7ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので，参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は，提出議案の17ページを御覧ください。

議案第121号，令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について，であります。

別冊の令和元年度指宿市公営企業会計補正予算書の23ページを御覧ください。

補正の内容は，第2条におきまして，予算第2条に定めた業務の予定量の（4）主要な建設改良費のイ，污水管渠建設費に4万2千円を追加し，3億8,442万6千円に，ニ，雨水ポンプ場建設費に4万1千円を追加し，2億857万円にしようとするものであります。

第3条におきまして，予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち，収入に係る第1款公共下水道事業収益の第1項営業収益に7万7千円を追加し，第2項営業外収益に5万9千円を追加し，公共下水道事業収益を8億157万6千円に，営業収益を4億2,110万6千円に，営業外収益を3億8,047万円に，支出に係る第1款公共下水道事業費用の第1項営業費用に9万5千円を追加し，公共下水道事業費用を7億5,912万7千円に，営業費用を6億9,049万9千円にしよう

とするものであります。内訳につきましては、給与改定に伴う増額であります。

第4条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額のうち、収入に係る第1款公共下水道事業資本的収入の第2項出資金に4万2千円を追加し、公共下水道事業資本的収入を8億1,851万1千円に、出資金を1億1,936万2千円に、次のページの、支出に係る第1款公共下水道事業資本的支出の第1項建設改良費に8万3千円を追加し、公共下水道事業資本的支出を11億3,649万6千円に、建設改良費を7億2,679万9千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、収入においては、今回の補正の財源として出資金を増額するもので、支出においては職員給与費を増額するものなどであります。

第5条におきまして、予算第10条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費に17万8千円を追加し、3,889万8千円にしようとするものであります。

第6条におきまして、予算第11条に定めた一般会計から補助を受ける金額に5万9千円を追加し、1億5,331万3千円にしようとするものであります。

なお、27ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 57分

再開 午後 0時 07分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第114号～議案第121号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第114号から議案第121号までの8議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第114号から議案第121号までの8議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 議案第115号、116号、117号に対して一括して反対の討論を行います。

議案第115号、第116号は、それぞれ議員の期末手当、特別職の期末手当を引き上げようとするものです。一般に、期末手当は労働者の報酬の一部であり、市職員も同様であります。複雑化する公務労働の中で、その対応として人事院が評価して勧告する仕組みとなっています。公務員の賃上げが民間賃金の引き上げにつながることで、労働者の低所得を増やすことが景気回復の道につながります。しかしながら、市長や副市長、教育長などの特別職や議員は、労働者とは一律同列に論じることはできません。地方公務員の賃金が国家公務員賃金や人事院勧告に準拠して決められるものに対して、議員や特別職はそうではありません。議員や特別職は市民の痛みや苦しみを最も感じなければならない立場であります。政府は景気が回復していると発表していますが、庶民にその実感はありません。そのような中で、連続して毎年のように期末手当を増やすことについては、市民に説明がつかないし、理解も得られないと思いますので、議案第115号、116号に反対をいたします。

議案第117号については、その一部が議案第115号及び第116号が前提となっておりますので、同様に反対をいたします。以上です。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第114号、議案第118号から議案第121号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第114号、議案第118号から議案第121号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第115号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第116号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第117号は、原案のとおり可決されました。

△ 意見書案第3号上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第26、意見書案第3号、内閣総理大臣主催、桜を見る会疑惑の徹底究明を求める意見書（案）を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前之園正和議員。

△ 提案理由説明

○13番議員（前之園正和） 共同通信社が去る14日、15日に実施した電話による全国世論調査の結果を報じた各紙報道によると、安倍首相主催、桜を見る会の疑惑について、首相が十分に説明しているとは思わないは83.5%を占め、自民党支持層でも73.1%、公明党支持層では91.1%に達するなど、首相自身の公的行事私物化疑惑が与党支持層にまで広がっております。桜を見る会招待者名簿のバックアップデータは公的文書に該当しないとの説明に納得できないというものが77.9%に達しています。この世論調査以後も次から次に政府の説明に整合性が取れてないものや、疑惑が出てきています。国会及び政府に対して、疑惑の解明と説明

責任を果たすことを求めるために、本意見書案を提出するものであります。

以下、意見書案を朗読し、提案説明といたします。

内閣総理大臣主催、桜を見る会疑惑の徹底究明を求める意見書案であります。

桜を見る会は、内閣総理大臣が各界において功績、功労のあった方々を招き、日頃の御苦勞を慰勞するとともに、親しく懇談する内閣の公的行事として開催しているものであり、その費用は税金から賄われています。国会での質疑や新聞報道によると、功績や功労の有無に関わらず、安倍晋三後援会関係者が多数招待されています。また、桜を見る会の前日に、安倍晋三後援会主催の都内観光ツアーや桜を見る会前夜祭など、公的行事と一体化した後援会行事も行われています。さらに、この桜を見る会前夜祭は後援会の主催であるにも関わらず、収支が政治資金収支報告書に記載されていないなど、公的行事の私物化や政治資金規正法違反などの懸念がもたれており、政府も国民に対し十分な説明を行ったとは言い難い状況であります。よって、内閣総理大臣主催の桜を見る会にかかる疑惑を究明し、国民に対し説明責任を果たすため、下記の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記

1. 国会においては、内閣総理大臣主催の桜を見る会への国民からの疑惑の究明を図ること。
2. 政府においては、安倍総理大臣にかかる一連の疑惑について、自ら説明責任を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますということになっております。

以上であります。指宿市議会として全員一致で意見書が提出されることを期待し、提案説明といたします。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時17分
再開	午後	0時23分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 意見書案第3号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております。意見書案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、

委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

松下喜久雄議員。

○14番議員(松下喜久雄) 意見書案第3号につきまして、採択すべきではないとの立場から反対討論を申し上げます。

意見書案の表題にある桜を見る会の問題につきましては、徹底した調査と解決が図られるべきであるということ言うまでもありませんが、問題の本質は政府の予算執行の適正性に対する疑義であり、それは国会自らがその責任において厳正に行うべき審査付議事件の範囲にあるものと理解いたしております。ただ、この意見書案は、我が国の国権の最高機関たる国会に対して、その審査能力を信頼できないとする立場から意見するというものであり、意見書の範疇からは逸脱しているものと言わざるを得ません。私ども指宿市議会が国会並びに政府に対して意見を提出するとすれば、それは国民が希求する我が国の将来展望に係る課題解決や、指宿市民の福祉向上、教育環境の整備、産業振興等々、市政発展を求めての活動等に根ざしたものであるべきと思慮いたしております。よりまして、この意見書案第3号につきましては、国会及び政府に対する指宿市議会の意見書としては認められないとの判断により、反対といたします。論旨をお汲み取りいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○議長(福永徳郎) 次に、吉村重則議員。

○12番議員(吉村重則) 意見書案第3号について、賛成する立場から討論いたします。

安倍首相による桜を見る会、私物化疑惑は文字通り底なしの状態です。首相推薦枠で悪徳商法の元会長が招待され、疑惑はますます濃厚になっています。資料要求がされた直後に招待者の名簿が破棄された経過も意図的な証拠隠滅の可能性が極めて高くなっています。桜を見る会前夜祭を開催した安倍後援会の収支をめぐる疑念も払拭されていません。しかも、首相推薦枠が約1千人にのぼることをはじめ、政権中枢や与党の推薦が全体の招待者約1万5千人の半分以上を占めること、改選を控えた参議院議員が特別優遇されたこと、私人である首相の妻明恵氏の推薦で多くの人が招かれたことなど、異常な私物化の実態は浮き彫りになるばかりです。マルチ商法で多くの被害者を出したジャパンライフの元会長が、首相枠の招待状を使い荒稼ぎしていた深刻な問題まで発覚いたしました。首相に重大な責任があることは隠しようがありません。よって、疑惑の究明を図ることが必要である立場から、賛成討論と

いたします。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、意見書案第3号、内閣総理大臣主催、桜を見る会疑惑の徹底究明を求める意見書（案）、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立少数であります。

よって、意見書案第3号は、否決されました。

△ 議員派遣の件

○議長（福永徳郎） 次は、日程第27、議員派遣の件、を議題といたします。

本件は、令和2年1月21日に鹿児島市で開催される鹿児島県市議会議長会主催の市議会議員研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

△ 閉議及び閉会

○議長（福永徳郎） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、令和元年第4回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 新川床 金 春

議 員 坂 元 茂 教

参 考 资 料

議 員 派 遣 書

令和元年12月25日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 鹿児島県市議会議長会主催の市議会議員研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 令和2年1月21日（1日間）

(3) 派遣議員 議長 ほか19人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。